

府政防第 5 3 号  
消防災第 1 0 号  
平成 29 年 1 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について（通知・依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 8 月に一部改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」につきましては、内閣府において、以下の検討会等の報告を踏まえ、内容の見直し、充実を図るとともに、名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更する改定を本日行いました。

- ・ 平成 28 年 8 月の台風第 10 号災害を受けて設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」
- ・ 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害を受けて設置した「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」

貴職におかれましては、本改定の趣旨を御理解の上、今後の自然災害からの避難対策に万全を期すため、別添について、貴都道府県内の市町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

市町村が避難勧告等を適時的確に発令できる体制を確保するためには、都道府県の市町村に対する支援が不可欠です。「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検」を踏まえた地域の防災体制の再構築について」（平成 28 年 12 月 20 日消防災第 176 号）など関連する検討会の報告や通知等<sup>\*</sup>も参考に、関係機関・都道府県関係部局が連携して市町村に助言する体制を構築するなど、各市町村における取組について必要な支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

※内閣府HP参照（随時更新していく予定）

(URL:<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>)

<本件担当>

内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付

参事官補佐 多田 直人

主 査 吉松 直貴

TEL : 03-3501-5693 (直通)

消防庁 国民保護・防災部 防災課

災害対策官 田中 克尚

総務事務官 森田 萌水

TEL : 03-5253-7525 (直通)

# 避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改定)

## これまでの主な改定経緯

**平成17年 3月 平成16年の一連の災害で、多数の要配慮者が亡くなったこと、避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、ガイドラインの策定**

- 避難勧告等の発令基準、避難すべき区域の設定の考え方
- 一般の居住者の避難準備と要配慮者の避難開始という2種類の意味をもつ「避難準備情報」を規定 等

**平成26年 4月 東日本大震災や平成21年の兵庫県佐用町における避難途中での被災の教訓等を踏まえ、ガイドラインの全面改定**

- 家屋内に留まって安全を確保すること(屋内安全確保)も「避難行動」の一つとして明示
- 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを強調
- 市町村の防災体制の段階移行に関して基本的な考え方を明示
- 避難勧告等の判断基準を具体的かつわかりやすい指標で明示
- 避難勧告等の発令基準の設定等について、助言を求める相手の明確化 等

**平成27年 8月 平成25年の伊豆大島、平成26年の広島市の大規模な土砂災害等における避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、ガイドラインの一部改定**

- 避難準備情報の活用(避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨)
- 災害が切迫した状況では、緊急的な待避場所への避難、屋内での安全確保措置も避難行動として周知
- 居住者への情報伝達では、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせて多様化・多重化 等

**平成29年1月 今回の改定**

平成28年 3月 中央防災会議「水害時の避難・応急対策検討WG」報告 (H27関東・東北豪雨)  
平成28年12月「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」報告

## 主な変更点

### 避難情報の名称

- 平成28年台風第10号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかった。
- これを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を下記のとおり変更した。  
(変更前) (変更後)  
「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」  
「避難勧告」 → 「避難勧告」  
「避難指示」 → 「避難指示(緊急)」

### 主に以下の点について、内容の充実

#### 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

- 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- 平時から居住者等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知すること
- 近年の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるような情報提供を行うこと
- 地域での声かけ、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供をすること

#### 要配慮者の避難の実効性を高める方法

- 要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、災害計画を作成することとなっている。施設毎の規定については、災害計画は自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること
- 要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるように、福祉担当部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくこと
- 災害計画の実効性の確保や、避難訓練の確実な実施を徹底するとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認すること

#### 躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築

- 災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- 全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を構築すること
- いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築しておくこと
- 予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること
- 上記について、実践や訓練を通じて改善を重ねていくこと

### ガイドラインの名称及び避難勧告等の発令基準の改善、簡易パンフレットの添付及び参考事例の紹介

- 市町村の避難勧告等の判断・伝達だけでなく、受け取る側も含めた総合的な取組みとしたため、ガイドラインの名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更
- 洪水等に対する避難勧告等の発令基準に関し、様々な判断要素について解説し、地域の実情に応じた基準が作成できるように改善
- 災害時にとるべき避難行動等を簡潔にまとめたパンフレット(雛形)の添付
- 避難勧告等の具体的な発令基準策定に係る市町村支援、市町村長へのホットライン、居住者等への伝達方法、避難先等に関する参考事例の紹介



# 避難勧告等に関するガイドライン(概要)

本ガイドラインは、市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって、市町村担当者が参考とすべき事項を示したものの(H17)に策定、H26に全面改定、H27に一部改定、H29に改定)

## 避難行動

### (居住者・施設管理者等に対して求める避難行動)

- 自然災害に対しては、行政に過度な期待や依存をすることなく、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に陥ることなく、居住者等が自らの判断で避難行動をとることを想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとること
- 施設管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすること
- 入院患者や施設入所者等、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所とそこへの経路を確保しておくとともに、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できないような場合や事態が急変した場合に備え、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保をとれるよう、緊急度合いに応じた種類の避難先を平時から確保すること
- 防災知識の継続的な普及を図るため、映像等を用いたわかりやすい資料により、児童を含めた防災教育を積極的に進めること
- **(指定緊急避難場所と指定避難所)**
  - 市町村は早期に指定を完了させるとともに、切迫した災害の種別に対応した指定緊急避難場所
  - に避難すべきことについて、居住者・施設管理者等に充分に周知をはかること
  - 自市町村内で指定緊急避難場所や避難経路を確保できない場合には、市町村の区域を越えた避難の在り方を検討すること
  - 行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする地域の居住者等によって開設等ができるようにしておく等、工夫をすること

## 情報伝達

### (避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方)

- 市町村は、居住者・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまででない災害リスクにも対応できるよう、平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知すること
  - 災害発生時の危険性が高まった場合には、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等の発令の見直し、発令時に対象者がとるべき避難行動等について、時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達すること
  - 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
  - 要配慮者利用施設等の災害計画には、自然災害からの避難を盛り込んだ計画としなければならないことを平時から施設管理者に周知すること
- ### (伝達手段と方法)
- 防災情報の伝達は、広く確実に伝達するため、また、機器やシステム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせて伝達すること
  - 伝達手段を最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検や、災害を想定した操作訓練等を行うこと

## 発令基準

### (避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方)

- 避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態を恐れず、避難勧告等を発令すること。そのためにも、具体的でわかりやすい判断基準を設定すること
- 土砂災害や水位周知河川、その他河川等による浸水については、突発性が高く正確な事前予測が困難なことが多いため、避難勧告等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難勧告等を発令すること
- 避難準備・高齢者等避難開始を発令したからといって必ずしも避難勧告・指示をださなければならぬわけではなく、危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令すること。
- 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の順に発令する必要はなく、状況に応じて、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、柔軟に対応すること
- たとえ指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、災害が切迫した状態であれば、原則として避難勧告等を発令すること。

### (判断基準の設定にあたっての関係機関の助言)

- 指定行政機関や都道府県等は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知識を有していることから、災害発生時の危険性が高まった場合だけでなく、避難勧告等の判断基準を設定する際にも、積極的に助言を求めること

## 防災体制

### (全庁をあげた防災体制)

- 災害時は職員が対応能力を大幅に上回る業務が発生する。このため、平時から災害時において優先すべき業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- 上記の優先業務を遂行するため、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくこと
- 避難場所の運営費用での感念から、避難勧告等の発令を躊躇することがないよう、実際に支出した指定緊急避難場所の運営費用を補償する民間の保険制度を活用すること等により、避難場所を迅速に開設し、避難勧告等を適時適切に発令できるようにしておくこと

### (河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築)

- いざという時に河川管理者や気象台からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり、必要に応じて河川管理者等へ助言を求めた仕組みを構築すること
- 防災体制を強化するとともに、水位上昇に一定の時間を要する大河川と、急激に水位が上昇する中小河川の河川特性を考慮した、より的確な避難勧告等の発令基準とするため、地域防災計画をはじめとする各種計画や発令基準の策定段階から、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくこと

### (訓練及び研修)

- 様々な災害発生状況を考慮した避難勧告発令の訓練を定期的に実施すること
- 市町村職員は、都道府県等が実施する研修に参加するよう努めること
- 上記全般について、訓練や実践を通じて改善を重ねること

# 避難勧告等に関するガイドライン(概要)

## 伝達文の例(洪水)

- 1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例**
  - 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
  - こちらは、〇〇市です。
  - 〇〇地区に〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
  - 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
  - 次に該当する方は、避難を開始してください。
    - お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。
    - 川沿いにお住まいの方(急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合)については、避難を開始してください。
  - それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
  - 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- 2) 避難勧告の伝達文の例**
  - 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
  - こちらは、〇〇市です。
  - 〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
  - 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
  - 速やかに避難を開始してください。
  - 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
- 3) 避難指示(緊急)の伝達文の例**
  - 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
  - こちらは、〇〇市です。
  - 〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
  - 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
  - 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
  - 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。
  - 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

## 立退き避難が必要な居住者等に求める行動

避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
<ul style="list-style-type: none"><li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li><li>・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li><li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li><li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li><li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。</li></ul>

- ※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
  - ※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動
- 注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

# 避難勧告等の発令基準の設定例(洪水)

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
洪水予報 河川	<p>1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)</p> <p>2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<p>1: 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mを越えた状態を除く指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合))</p> <p>3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)</p>
水位周知 河川	<p>1: A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p>	<p>1: A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)である〇〇mに到達した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<p>1: 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)</p>
その他 河川等	<p>1: A川のB水位観測所の水位が〇〇m(水防団待機水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>2: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>	<p>1: A川のB水位観測所の水位が〇〇m(氾濫注意水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>2: 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	<p>1: 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)</p>

※避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わされる。

# 避難勧告等の発令基準の設定例(土砂災害、高潮、津波)

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
土砂災害	<p>1:大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</p> <p>2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3:大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点で降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。</p> <p>注2 土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1)において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報(土砂災害)の発表に基づき避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討してもよい。</p>	<p>1:土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2:土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</p> <p>3:大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4:土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p> <p>注 上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点で降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。</p>	<p>1:土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した」場合</p> <p>2:土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3:土砂災害が発生した場合</p> <p>4:山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>5:避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>
高潮	<p>1:高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</p> <p>2:高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合</p> <p>3:「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>	<p>1:高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2:水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>3:高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合</p> <p>4:高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</p> <p>注 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯(特に暴風の吹き始めの時間帯)にも留意して、暴風で避難できない前までに避難勧告を発令する必要がある。</p>	<p>1:海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>2:水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>3:異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>4:潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合</p> <p>※危険潮位:その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位</p>
津波	<p>1:大津波警報、津波警報、津波注意報の発表</p> <p>2:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>	<p>1:大津波警報、津波警報、津波注意報の発表</p> <p>2:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>	<p>1:大津波警報、津波警報、津波注意報の発表</p> <p>2:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>



# 避難勧告等に関するガイドライン①

## （避難行動・情報伝達編）

平成29年1月

内閣府（防災担当）

---

## 目 次

はじめに .....	1
1. 市町村の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則.....	4
1.1 市町村の責務と避難勧告等発令の対象とする自然災害.....	4
1.2 居住者・施設管理者等の避難行動 .....	7
2. 避難行動（安全確保行動）の考え方.....	12
2.1 避難の目的 .....	12
2.2 避難行動.....	12
3. 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方 .....	16
3.1 平時からの情報提供.....	16
3.2 災害発生のおそれが生じた場合における情報の伝達 .....	18
3.3 避難勧告等の伝達.....	19
3.4 居住者・施設管理者等に自らの判断による避難を促す防災気象情報等の提供 .....	23
4. 避難勧告等の伝達手段と方法 .....	28
4.1 伝達手段別の注意事項 .....	29
4.2 伝達の工夫 .....	31
5. 要配慮者等の避難の実効性の確保 .....	32
5.1 要配慮者利用施設等における災害計画の実効性の確保.....	32
5.2 在宅の要配慮者の避難 .....	35
5.3 要配慮者利用施設等や要配慮者への情報の伝達 .....	36
巻末資料Ⅰ 情報システムで提供される防災気象情報等 .....	41
巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について.....	69
巻末資料Ⅲ 危険潮位の設定について .....	70
巻末資料Ⅳ 竜巻、雷、急な大雨への対応について .....	72
巻末資料Ⅴ 用語集 .....	73
資料Ⅵ ガイドライン策定・改定の経緯 .....	86

※発令基準及び防災体制については、“発令基準・防災体制編”に記載

---

---

## はじめに

内閣府では、平成 16 年の一連の洪水、土砂災害、高潮等を教訓として、平成 17 年に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定し、平成 26 年には、土砂災害警戒情報等の新たな制度や、東日本大震災をはじめとする災害の教訓等を踏まえ、さらに平成 27 年には、前年に広島市で発生した多数の死者を出す甚大な土砂災害の教訓等を踏まえ改定を行った。

平成 26 年の改定では、避難準備情報、避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）の具体的でわかりやすい判断基準を設定するための考え方を示すとともに、国の関係機関及び都道府県の関係部局や出先機関に助言を求めて判断基準を設定すること等の充実を図った。

平成 27 年の一部改定では、避難準備情報の段階から居住者が自発的に避難を開始することを推奨する等の充実を図った。

平成 28 年台風第 10 号による水害では、死者・行方不明者 27 人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生した。とりわけ、岩手県岩泉町では、高齢者施設が被災し、入所者 9 名が全員亡くなる等、高齢者の被災が相次いだ。

このような事態を踏まえて内閣府が設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」において、避難に関する情報提供の改善方策等について検討がなされ、平成 28 年 12 月に報告がまとめられた。

この報告及び平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害を受けて設置した「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、居住者、滞在者（以下「居住者等」という。）及び要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。また、居住者等とあわせて以下「居住者・施設管理者等」という。）が的確な避難行動をとれるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定し、以下の点について内容の充実を図り、ガイドラインの名称を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に変更するとともに、使いやすさも考慮して、“避難行動・情報伝達編”、“発令基準・防災体制編”に分けることとした。

### 1. 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方について

- ・ 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- ・ 平時から居住者等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知すること
- ・ 近年の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるような情報提供を行うこと
- ・ 地域での声かけ、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供をすること

### 2. 要配慮者の避難の実効性を高める方法について

- ・ 要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとなっている。施設毎の規定については、災害計画は自然

---

災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること

- ・ 要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるように、福祉担当部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくこと
- ・ 災害計画の実効性の確保や、避難訓練の確実な実施を徹底するとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認すること

### 3. 躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築について

- ・ 災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- ・ 全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を市町村長が確実に把握できるような体制を構築すること
- ・ いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築しておくこと
- ・ 予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること
- ・ 上記について、実践や訓練を通じて改善を重ねていくこと

また、平成28年台風第10号による水害では、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされた。そのため、「避難準備情報」の名称について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」の報告も踏まえ、浸透しつつある「避難準備」の名称を残すとともに、「要配慮者」を「高齢者等」と表現する等、直感的にわかりやすい表現とし、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、「避難準備・高齢者等避難開始」に変更した。併せて、避難勧告と避難指示の差異が明確となるように、「避難指示」に“緊急”を付記することとした。

(変更前)

(変更後)

- ・ 「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
- ・ 「避難勧告」 → 「避難勧告」
- ・ 「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」

本ガイドラインは、各市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するに当たって、参考とすべき事項を示したものであり、より高度又は臨機応変に運用できる体制を有している市町村においては、本ガイドラインの記載に必ずしもしばられるものではない。

また、本ガイドラインは、関係機関における現時点の技術・知見等を前提としてとりまとめたものであり、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、より良いガイドラインとなるよう見直しを行っていくこととする。

本ガイドラインは、自然災害のうち洪水及び内水氾濫（以下「洪水等」という。）、土砂災害、高潮、津波に伴う避難を対象としており、積乱雲の急な発達により発生する竜巻、雷、急な大雨といった現象は、適時的確な避難勧告等の発令が困難であることから、それらへの居住者・施設管理者等の対処方法については“避難行動・情報伝達編”の巻末資料で紹介している。また、火

---

山災害に伴う避難については「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」（平成 28 年 12 月）を参照されたい。

---

# 1. 市町村の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則

## 1.1 市町村の責務と避難勧告等発令の対象とする自然災害

### 1.1.1 市町村の責務

災害対策基本法において、市町村は、「基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する」とされており、地域防災計画に記載すべき具体的な内容としては、避難勧告等の発令基準の作成も含まれている。この責任を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難勧告等を発令するものとされており、その権限は市町村長に付与されている。

市町村長が発令する避難勧告、避難指示（緊急）は、居住者等に対する強制力はないものの、拘束力の程度が異なることから、市町村は災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を使い分けて発令すべきである。あわせて、居住者等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが期待されている。

したがって、市町村は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及をはかるとともに、災害時には居住者等が判断できる情報を提供する責務を有する。

以上のことから、市町村長は、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行わなければならない。

また、避難勧告等がどのような考え方にも基づいているのか、居住地等にどのようなリスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等一人ひとりや施設管理者等が理解し、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、訓練等を通じて、平時から周知徹底を図る必要がある。

### 1.1.2 対象とする自然災害

本ガイドラインは、自然災害のうち、人的被害が発生するような洪水等、土砂災害、高潮、津波を対象としている。

なお、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川や下水道等（以下「小河川・下水道等」という。）からの氾濫については、避難勧告等の発令対象としなくてもよい。ただし、命の危険を及ぼさないと事前に判断した小河川・下水道等であっても、氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難勧告等を発令すべきである。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 (略)

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 当該市町村の地域に係る(中略)情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、(中略)その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(以下、略)

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(以下、略)

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

---

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

(以下、略)



---

## 1.2 居住者・施設管理者等の避難行動

### 1.2.1 居住者等の避難行動の原則

自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に陥ることなく、居住者等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

災害が発生する危険性が高まった場合には、起こりうる災害種別毎のリスクの程度に対応して、市町村長から避難勧告等が発令される。避難勧告等は一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるものであり、一人ひとりに対して個別に発令されるものではない。また、突発的な災害では、避難勧告等の発令が間に合わないこともある。各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあるため、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、各居住者等はあらかじめ確認・認識し、自ら避難行動を判断すべきである。

洪水等、土砂災害は台風や前線による降雨により、高潮は台風により発生する機会が多いことから、居住者等は、気象庁から気象情報が発表された場合、強風や大雨の強まりに注意し、最新の気象情報や市町村長から発令される避難勧告等に留意する必要がある。

津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

### 1.2.2 施設管理者等の避難行動の原則

施設管理者等は、「1.2.1 居住者等の避難行動の原則」を踏まえた上で、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成することとされていることから、利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な災害計画を作成する必要がある。（詳細は「5. 要配慮者等の避難の実効性の確保」を参照）。また、施設管理者等は大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要がある。特に、規模の小さな河川等の場合、その水位上昇は極めて速いことが多く、氾濫危険情報の発表後や避難勧告等の発令後、避難等のための時間的余裕はあまりないことから、早めに避難措置を講じる必要がある。さらに、要配慮者利用施設の管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。

入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこへの経路を確認しておくとともに、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できないような場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保するとともに、各施設の災害計画に記載し、訓練を行って実効性を高めるべきである（各施設の災害計画については「5. 要配慮者等の避難の実効性の確保」で詳述）。

一方、法律等による災害計画の作成義務が課せられていなくても、アンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等においては、洪水等により命が脅かされる危険性がある場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、道路利用者や工事関係者等に危険が及ばないよう、立ち入り規制や待避等の措置を適切に講じる必要がある。

### 1.2.3 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動

表 1 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えると同時に、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

---

居住者・施設管理者等の避難行動に関して、基本的な対応等を以下に記す。

- ・避難勧告等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・避難勧告等の対象とする区域は一定の想定に基づいて設定したものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。
- ・台風や同程度の温帯低気圧等（以下「台風等」という。）の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。
- ・災害発生の可能性が少しでもある場合、居住者等の安全を考慮して、市町村長から避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。
- ・台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立退き避難が必要な居住者等は、暴風警報等に表示される警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）に留意し、暴風で避難できなくなる前に、各人が判断して早めに立退き避難を行う必要がある。
- ・自動車による避難は、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることに留意すべきである。市町村は自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するとともに、自動車避難に伴う危険性を居住者等に対して周知に努めるべきである。
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、要配慮者が避難に多くの時間を要するため、避難先への移動にかかる時間を考慮の上、大雨等の注意報が発表された段階から、災害情報等から雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等を把握し、早めの措置を講じる必要がある。また、災害時に利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する必要がある。
- ・地下街等の管理者等は、多数の利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、関係者と連携し、平時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する必要がある。

#### (1) 洪水等

- ・家屋の流失等のおそれがある場合、自宅最上階まで浸水する場合、長時間の浸水が継続することが予想される場合等、自宅にとどまることで命に危険が及ぶおそれがある居住者等については、指定緊急避難場所まで立退き避難する。
- ・洪水浸水想定区域の居住者等については、避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」（河川から離れた小高い場所等）へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- ・自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。

- 
- ・大雨により、側溝や下水道の排水が十分にできず、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝には近づかない。
  - ・洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川（以下「その他河川」という）からの氾濫については、短時間の集中豪雨等で浸水が発生し、避難勧告等の発令が間に合わないこともあることも考慮し、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で避難行動をとる。
  - ・その他河川からの氾濫に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多く、また短時間で浸水が解消することが多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
  - ・その他河川からの氾濫に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
  - ・激しい降雨時には、河川には近づかない。
  - ・小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。

## (2) 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、避難準備・高齢者等避難開始の段階から要配慮者に立退き避難開始を求めることに加え、その他の居住者等に対しても自発的に避難を開始することを推奨する。風雨が強まってからの移動は負担も大きく命の危険を伴う場合があるので、可能な限り、天気が荒れる前に避難を開始することが望ましい。
- ・土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、避難勧告が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。具体的には、「近隣の安全な場所」（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、「屋内安全確保」（屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- ・小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難するとともに、市町村にすぐに連絡する。

## (3) 高潮

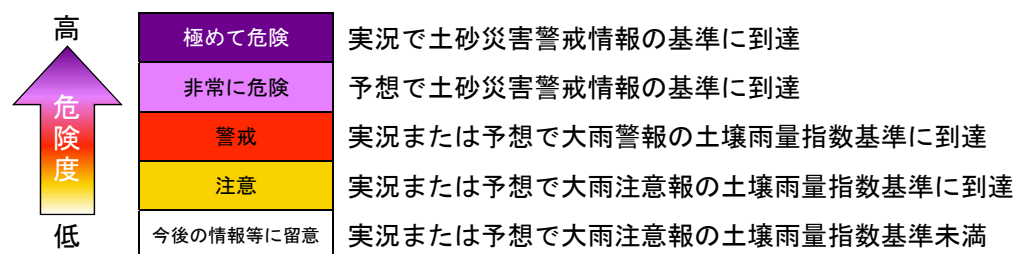
- ・暴風時の屋外移動は危険を伴うこと、海岸堤防等の倒壊等が発生したとしても屋外への避難行動が必要とは限らないことから、高潮からの避難では、暴風が吹き始めるまでに予想最高潮位に応じた浸水想定範囲外への避難行動をとる必要がある。
- ・高潮浸水想定区域の居住者等については、避難勧告等が発令された後、逃げ遅れるなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」（海岸から離れた小高い場所等）へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- ・台風等の接近が予想される時には、海沿いには近づかない。

## (4) 津波

- ・津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるとき、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、津波警報等の発表や避難指示（緊急）の発令を待たずに、自発的かつ速やかに避難行動をとる。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報と居住者等の避難行動

- ・土砂災害警戒判定メッシュ情報において、黄色のメッシュは、「実況または予想で大雨注意報基準に到達」することを示しており、この段階から、今後の大雨警報（土砂災害）の発表に注意し、土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される危険度をこまめに入手することが望ましい。
- ・赤色のメッシュは、「実況または予想で大雨警報（土砂災害）基準に到達」することを示しており、この基準は要配慮者の避難に要する時間を考慮して設定されている。このため、土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する要配慮者はこの段階で避難開始となる。また、土砂災害の予測の困難さから、その他の居住者等も、この段階から自発的に避難を開始することが強く望まれる。
- ・薄い紫色のメッシュは、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」することを示しており、人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況となっている。
- ・濃い紫色のメッシュは、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」し、過去の土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、すでに土砂災害が発生していてもおかしくない。このため、土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等は、可能な限り早めの避難行動を心がけ、遅くとも該当するメッシュが薄い紫色になった段階で速やかに避難行動を開始し、濃い紫色に変わるまでに避難行動を完了しておく必要がある。



---

## 2. 避難行動（安全確保行動）の考え方

### 2.1 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。

居住者・施設管理者等は、命を守るという観点から、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動をとるにあたっては、次に掲げる事項をできる限り事前に明確にしておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、どの場所にどのような脅威があるのか、あらかじめ認識しておくこと
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと
- ③ どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと

### 2.2 避難行動

平成 25 年の災害対策基本法改正（以下「災対法改正」という。）以前における避難行動は、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的であった。

災対法改正以後、避難勧告等の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動としている。居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難勧告等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。なお、親戚や友人の家等の自主的な避難場所へと立退き避難する場合には、それらの安全性を各災害のハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく必要がある。

- ① 指定緊急避難場所への立退き避難
- ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- ③ 「屋内安全確保」（その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

#### 2.2.1 本ガイドラインにおける避難行動の呼称

本ガイドラインにおいては、避難勧告等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動を「立退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」と呼ぶこととする。

なお、これまで、その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動することを「水平避難（又は水平移動）」、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まることを「待避」、屋内の 2 階以上の安全を確保できる高さに移動することを「垂直避難（又は垂直移動）」と呼んでいる場合があるが、「立退き避難」は「水平避難」を意味しており、「屋内安全確保」は「待避」又は「垂直避難」を意味している。既に各地域で「水平避難」「垂直避難」等という表現や運用が定着しているのであれば、それらの表現を各地域で継続して用いることを妨げるものではない。

---

## 2.2.2 避難勧告等と避難行動

災害対策基本法における市町村長の避難勧告等に関しては、「居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し」としており、避難勧告は、避難のための（家屋等の現在いる危険な場所からの）立退きの勧告を意味している。また、災対法改正によって「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。」という行動形態が追加された。基本的な考え方としては、避難勧告等では指定緊急避難場所への立退き避難を勧告・指示し、災害が発生した場合や災害の発生が切迫しており、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、あわせて屋内での待避等の安全確保も指示する。

市町村長から避難勧告等が発令された時には、あらかじめ考えておいた避難行動を速やかにとる必要がある。ただし、指定緊急避難場所への立退き避難にあたり、居住者等は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、周囲の状況によっては指定緊急避難場所等への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあることから、本ガイドラインにおいては、「屋内安全確保」も避難勧告等が促す避難行動とすることとする。

以下に、避難勧告等が発令された場合の具体的な避難行動を示す。

市町村長から避難準備・高齢者等避難開始が発令された際には、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する必要がある。その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの居住者や、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所（以下「土砂災害警戒区域・危険箇所等」という。）の居住者等については、精確な事前予測が困難であることから、避難準備・高齢者等避難開始の段階から要配慮者は立退き避難を開始することに加え、その他の居住者等も自発的に避難を開始することが望ましい。入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できなくなった場合や、事態が急変した場合には、「近隣の安全な場所」へ避難することも考えられる。

市町村長から避難勧告が発令された際には、予測される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する必要がある。指定緊急避難場所への移動にあたり、浸水がすでに始まっている避難経路を視界が十分に確保することができない中で長距離移動する場合や、避難経路の途上で土砂災害のおそれがある場合等、移動途上で被災するおそれがあり、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険であると、居住者・施設管理者等が自ら判断した場合には、次善の避難行動として、指定緊急避難場所以外の「近隣の安全な場所」へ移動することも避難行動として考えられる。さらに、「近隣の安全な場所」への避難すら危険だと、居住者・施設管理者等が自ら判断した場合には、命が助かる可能性が少しでも高い避難行動として、やむを得ず、その時点に在る建物において、より安全な場所（例えば屋内の高いところや、場合によっては屋上も考えられる）へ移動する「屋内安全確保」を行うことも考えられる。

市町村長から避難指示（緊急）が発令された際には、既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっていることから、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所に緊急に避難する必要がある。指定緊急避難場所へ避難することがかえって危険な状況下では、避難勧告と同様に、状況に応じて「近隣の安全な場所」へ緊急に避難することや、「屋内安全確保」を行うことも考えられる。

---

居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、どの指定緊急避難場所への経路で立退き避難するか等、避難勧告等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。しかしながら、あらかじめ考えておいた指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険な場合においては、上記のように状況に応じた臨機応変な避難行動が求められる。

なお、洪水等と高潮については、浸水する区域であっても、床下浸水にとどまる等、命を脅かす危険性がないと考えられる区域については、避難勧告等の発令対象区域から外れている場合があること、避難行動としては屋内安全確保で十分である場合があることを、居住者・施設管理者等は認識しておくべきである。ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、居住者・施設管理者等自身が必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る避難行動をとるべきである。

### 2.2.3 指定緊急避難場所と指定避難所

災対法改正以前は避難場所及び避難所の定義が明確でなかったこともあり、切迫した災害の種別に対する避難場所の安全性を確認せずに最寄りの避難場所に避難した結果、被災することもあった。また、緊急的に命の安全を確保するために移動する場所も、被災後に当面の避難生活を送る場所も、いずれも避難所と呼ばれていた。これらを踏まえ、避難行動をとる際の安全確保の観点から、災対法改正により避難場所と避難所を明確に区分することとし、あらかじめ市町村が指定緊急避難場所と指定避難所として指定することとされた。指定緊急避難場所については、洪水等、土砂災害等の災害種別に適した建物等が指定されることとなった。

市町村においては早期に指定を完了させるとともに、切迫した災害の種別に対応した指定緊急避難場所に避難すべきことについて、居住者・施設管理者等に十分に周知をはかるものとする。

また、指定要件を満たす施設等が遠く離れた地域にしか存在しない場合には、避難行動が遅れた場合に備え、自主防災組織等が地域内で比較的 안전한施設等を「近隣の安全な場所」として自主的に設定することに対して助言することも考えられる。そのような場合は、早めに避難行動を開始することにより可能な限り指定緊急避難場所への立退き避難を心がけることが原則であること、「近隣の安全な場所」は比較的 안전とはいえ一定のリスクを抱えている場合もあること等も含めて助言しなければならない。さらに、自市町村内で指定緊急避難場所を確保できない場合においては、近隣市町村に指定緊急避難場所を確保することも検討すべきである。

なお、指定緊急避難場所については、命を守るために緊急的に避難するための場所であるから、緊急的に使用できる状況を確保するものとされており、行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする居住者等によって開錠等ができるようにしておく等、工夫をすべきである。

指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所

指定避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設



**(指定緊急避難場所の指定)**

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

**(指定避難所の指定)**

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

### 3. 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

#### 3.1 平時からの情報提供

市町村は、居住者・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動、避難勧告等の発令単位となる地区名について、その考え方も含めて説明を徹底すべきである。特に、避難行動に関しては、避難勧告等が発令された段階で指定緊急避難場所へ立退き避難すること等のとるべき避難行動をあらかじめ考えておくことや、災害時には状況に応じて「近隣の安全な場所」への立退き避難、「屋内安全確保」といった臨機応変な避難行動をとらなければならない場合があることを十分に周知するとともに、居住者等が最終的に避難行動を判断しなければならないということを確実に伝えるべきである。

そして、市町村は、居住者・施設管理者等が避難行動を判断する際に参考となる各種の防災関連情報を入手しやすくするための環境整備を進めるとともに、居住者・施設管理者等に対して、防災関連情報の入手手段や活用方法等について平時から周知しておくべきである。

周知の方法として、例えば、以下のような居住者・施設管理者等向けのパンフレットの配布が考えられる。

＜要配慮者利用施設の管理者等向けパンフレット＞

(電子ファイル：<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/kokyodantai/index.html>)

～●●市からのお知らせです～

## 水害や土砂災害から命を守るために！

～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

---


**ステップ ①**

施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

□●●市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

□●●市が指定している避難場所※1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。

□ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●●までお問い合わせください。(裏面)



※1 災害種類ごとに異なりますので、ご注意ください。

**ステップ ②**

●●市から発令される避難情報※2について確認しましょう。

□●●市から発令される避難情報には、以下のものがあります※3。

避難準備  
高齢者等避難開始

避難勧告や避難指示(緊急)が発令されることが予想される場合

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難指示  
(緊急)

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

□社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始してください※4。

※2 避難情報の入手方法については、裏面でご確認ください。  
 ※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。  
 ※4 「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

**ステップ ③**

もしもの時に備えて考えておきましょう。

□例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1:大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。


例2:外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

～●●市からのお知らせです～

**水害や土砂災害から自らの命、家族の命を守るために！**  
適時適切な避難を行うために、家族や地域で確認しましょう。

**ステップ ①**  
自宅や学校・職場には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- 市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、自宅や学校・職場等のよく立ち入る場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- 市が指定している避難場所※1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●●までお問い合わせください。(裏面)



※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

**ステップ ②**  
●●●市から発令される避難情報※2について確認しましょう。

●●●市から発令される避難情報には、以下のものがあります※3。

<p>避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合</p> <p><b>避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。</li> <li>□ その他の人は、避難の準備を整えましょう。</li> </ul>	<p>災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合</p> <p><b>避難勧告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 避難場所へ避難をしましょう。</li> </ul>	<p>災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合</p> <p><b>避難指示(緊急)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。</li> <li>□ 外出することによって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。</li> </ul>
---	---	--

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。  
※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

**ステップ ③**  
もしもの時に備えて考えておきましょう。

□ 例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

**例1:**大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。

**例2:**外出すら危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

また、居住者・施設管理者等への防災知識の継続的な普及を図るため、映像等を用いたわかりやすい資料により、児童を含めた防災教育を積極的に進めることが望ましい。

3.1.1 居住者・施設管理者等が避難行動をあらかじめ認識するための取組み

これまで、自治体は災害種別毎にハザードマップを作成し、居住者・施設管理者等への配布や広報に努めているが、様々な災害が想定されること、災害発生時に使われる形で保管されていない等から、実際の避難行動に十分役立っていない可能性がある。

避難勧告等が発令された場合、居住者等が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、自分の身は自分で守るという意識の下、居住者等が、あらかじめ想定される災害毎にどのような避難行動をとれば良いか、立退き避難をする場合にどこに行けば良いか、避難に際してどのような情報に着目すれば良いか等をあらかじめ認識し、居住者等が主体的に具体的な避難に関する計画を検討しておく必要がある。

施設管理者等においては、利用者の避難誘導等を適切に実施することから、災害毎に利用者がとるべき避難行動、避難先、避難に際して着目すべき情報等をあらかじめ認識し、平時から具体的な災害計画を策定し、訓練を実施しておく必要がある。

そのためには、居住者・施設管理者等が、想定される災害毎に、それぞれ避難すべき施設や避難に際して確認すべき防災情報など、避難に当たりあらかじめ把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」を作成することが望ましい。「災害・避難カード」の作成及び活用の方法は、内閣府のホームページにある「災害・避難カード 事例集」を参照されたい。

(事例集： [http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/saigai\\_jireisyu.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/saigai_jireisyu.pdf))



図1 災害避難カードの作成例

これにより、災害種別毎に作成されているハザードマップ等の情報を基にして、各家庭や各施設において、災害種別毎にどう行動するのかを確認し、災害時は、自ら Web 上の防災情報や、市町村長が発する避難勧告等の情報を判断材料として、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動をとることができるようにしておく必要がある。

### 3.2 災害発生のおそれが生じた場合における情報の伝達

台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合において、災害発生の危険性が高まった場合には、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等の発令の今後の見通し、発令時に対象者がとるべき避難行動等について、時々刻々と変化する状況を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達することが望ましい。特に、以下について徹底を図ることが望ましい。

- ・ 気象警報等、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの防災気象情報等を収集し、その時点の状況や避難勧告等の発令の見通し等、居住者・施設管理者等に対して早い段階から確実な情報提供を行うこと
- ・ 避難場所については、避難勧告等発令時に円滑に避難できるよう、事前に居住者・施設管理者等に周知すること
- ・ 避難勧告等の発令時に、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき具体的な避難行動を、災害発生前から周知すること

また、市町村は、川の映像情報の提供等、居住者・施設管理者等が避難しなければならないと思うような情報提供を実施することが望ましい。加えて、市町村は、お互いに避難行動を呼

---

びかける地域での声かけがなされやすいような環境整備を進めることが望ましい。

### 3.3 避難勧告等の伝達

避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すべきである。また、避難勧告等の伝達は、共通の情報を多様な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達すべきである。危機的な状況になった場合は、市町村長から居住者・施設管理者等に直接呼びかけることも考えられる。

避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難を開始することを確実に伝達すべきである。また、その他の人については、立退き避難の準備を整えるとともに、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの居住者や、土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、事前予測が困難であることから、避難準備・高齢者等避難開始の段階から要配慮者に立退き避難開始を求めることに加え、その他の居住者等に対しても自発的に避難開始することを伝達すべきである。

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、対象者がとるべき行動を具体的に示すこと、風雨等で聴き取りづらいことから繰り返すこととすべきである。

避難勧告等を発令する際には、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える必要があることから、市町村は、予めマニュアル等に災害種別に応じた伝達文を定めておくべきである。

以下に、防災行政無線を使用して、口頭で伝達する場合の避難勧告等の伝達文の一例を示す。なお、ここで示した例に捉われず、市町村が地域の状況を踏まえ自ら表現の工夫を行うことが望ましい。また、実際に伝達する際には、避難経路通行止めのおそれ、複数の災害発生のおそれ等、様々な状況に応じて臨機応変に伝達内容を工夫することが必要である。

#### 3.3.1 洪水

##### <避難勧告等の伝達文の例>

##### 1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
  - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。
  - ・川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。

- 
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
  - 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

## 2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

## 3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
  - こちらは、〇〇市です。
  - 〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
  - 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
  - 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
  - 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。
  - 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。
- (※注 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。)

### 3.3.2 土砂災害

#### <避難勧告等の伝達文の例（土砂災害）>

#### 1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
  - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方
  - ・崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。

- 
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
  - 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

## 2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まっています。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

## 3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- △△地区で土砂災害の発生（または、山鳴り、流木の流出）が確認されました。
- 土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

### 3.3.3 高潮

#### <避難勧告等の伝達文の例（高潮）>

#### 1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に高潮に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 高潮の危険性が高まることが予想されます。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
  - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方
  - ・海岸沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる場合に言及）については、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

---

## 2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に高潮に関する避難勧告を発令しました。
- 高潮の危険性が高まっています。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

## 3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に高潮に関する避難指示を発令しました。
- 高潮の危険性が極めて高まっています。
- 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

### 3.3.4 津波

#### <避難勧告等の伝達文の例（津波）>

#### 1) 避難指示（緊急）の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
  - こちらは、〇〇市です。
  - 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。
  - ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

#### 2) 避難指示（緊急）の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
  - こちらは、〇〇市です。
  - 強い揺れの地震がありました。
  - 津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に避難指示を発令しました。
  - ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

#### 3) 避難指示（緊急）の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。



- 
- 津波注意報が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。
  - 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

なお、避難勧告等を発令したときは、市町村長はその旨を都道府県知事に報告する必要があるため、情報伝達先、手段を確認すべきである。この他、国土交通省の河川事務所や地方気象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達することが望ましい。

また、避難勧告等が解除された場合には、居住者・施設管理者等に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達すべきである。

### 3.4 居住者・施設管理者等に自らの判断による避難を促す防災気象情報等の提供

市町村は、災害のおそれがある各段階で、居住者・施設管理者等が自らの判断による避難を促すため、防災気象情報や画像情報等を有効に活用し、居住者・施設管理者等が適切に避難行動をとれるよう促すべきである。そのために、市町村は、災害のおそれがある時に居住者・施設管理者等が迅速かつ容易にそれらの情報を取得できるよう、情報が入手しやすい環境整備を進めるとともに、国や都道府県、メディア等と連携しつつ、平時からあらゆる機会を活用し、防災気象情報等が示す内容とその入手方法等についてわかりやすく周知すべきである。

以下に、リアルタイムで入手できる防災気象情報等のうち、国・都道府県等が提供している主要なものを示す（防災気象情報等の一覧とその詳細は“巻末資料Ⅰ”を参照）。

#### 3.4.1 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

##### (1) 気象情報

- 台風情報 : 台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。
- 府県気象情報 : 警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、都道府県単位（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）で適時発表される。

##### (2) 気象注意報・警報・特別警報

- 気象警報等 : 気象現象等によって災害が起こるおそれのあるときに発表される。注意報、警報、特別警報の3種類がある（洪水についての特別警報はない）。また、気象警報等の内容には、各市町村における今後の注意報級・警報級の現象が予想される時間帯（注意警戒期間）、最大1時間雨量、最大風速、最高潮位等の量的な予想値も記載されている。
- 気象警報・注意報は、居住者等の安全確保行動がとられるまでに要する時間

---

を考慮して、災害に結びつくような激しい現象が発生する 3～6 時間前（ただし短時間の強雨については 2～3 時間前）の時点で発表することが基本とされている。また、6～24 時間以内に警報基準に到達する可能性が高いと予想されている場合には、警報に切り替える可能性に言及した注意報が発表される。

### 3.4.2 雨量に関する情報

#### (1) 地点雨量

アメダス : 各観測地点で実測した降水量 : 10 分毎

テレメータ雨量、リアルタイム雨量 : 各観測地点で実測した降水量 : 10 分毎

#### (2) 面的な雨量

レーダ雨量 (C バンドレーダ) : 1km メッシュ、5 分毎

レーダ雨量 (XRAIN) : 250m メッシュ、1 分毎

リアルタイムレーダー : 各レーダー情報の重ね合わせ : 5 分毎

解析雨量 : レーダーとアメダス等の降水量観測値から作成した降水量の分布  
: 1km メッシュ、30 分毎

高解像度降水ナウキャスト : レーダー実況と 1 時間先までの降水強度

: 250m メッシュ (30 分先まで)、1km メッシュ (60 分先まで)、5 分毎

降水短時間予報 : 6 時間先までの 1 時間毎の降水量分布の予想 : 1km メッシュ、30 分毎

#### (3) 流域平均雨量等

洪水予報河川、水位周知河川及び水位を監視している河川の避難勧告等の判断に活用できる。特に、中山間地の河川など、降雨から洪水発生までの時間が短い河川においては、有効な場合が多い。市町村向け川の防災情報を活用すれば参照できる。

### 3.4.3 洪水等に関する情報

#### (1) 洪水予報河川における指定河川洪水予報（水位予測）、水位周知河川における水位到達情報

##### a) 避難行動を判断する目安とする水位

洪水予報河川及び水位周知河川では、避難行動を判断する目安とする水位が河川毎に定められている。なお、洪水予報河川は、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、その区間を定めて指定される。

洪水予報河川 : 水位や流量の予報（洪水予報）が行われる河川 約 400 河川

水位周知河川 : 現状の水位や流量の情報が提供される河川 約 1,600 河川

(平成 28 年 3 月時点)

氾濫注意水位 : 水防団の出動の目安

避難判断水位 : 市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起

氾濫危険水位： 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

b) 指定河川洪水予報及び水位到達情報の名称と発出されるタイミング

洪水予報河川における指定河川洪水予報、水位周知河川における水位到達情報では、到達した水位に応じた警報等が発表される。指定河川洪水予報、水位到達情報の発表単位の複数の主要な水位観測所が含まれている場合は、そのうち最も危険度が高い水位観測所の水位等に応じた指定河川洪水予報、水位到達情報が発表される。

さらに、洪水予報河川においては、指定河川洪水予報として、各水位への到達にあわせて水位予測が公表される。水位予測は主要な水位観測所毎に発表される。水位予測は3時間程度先までであることが多い。

指定河川洪水予報、水位到達情報	状況（2段に分かれているものは、上段は指定河川洪水予報、下段は水位到達情報を指す）
氾濫発生情報	・ 氾濫が発生した時
氾濫危険情報	・ 氾濫危険水位に到達した時
氾濫警戒情報	・ 避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時 ・ 避難判断水位に到達した時
氾濫注意情報	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時 ・ 氾濫注意水位に到達した時

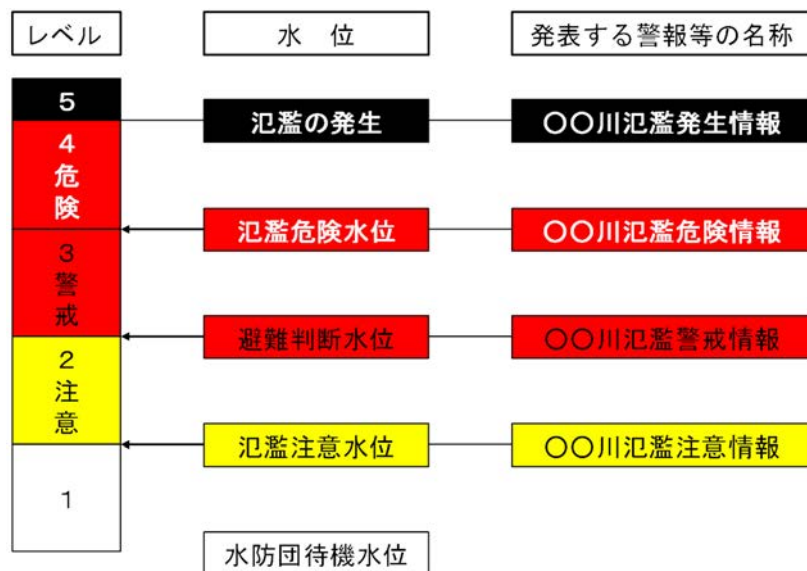


図2 洪水予報河川、水位周知河川における「避難判断の目安となる水位」と指定河川洪水予報、水位到達情報

- 
- 注1 水位周知河川においては、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達情報のみが発表される場合もある。
- 注2 同じ河川で複数の基準観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主文に記載している。このため、どこの観測所が当該市町村・区域に対応するか確認する必要がある。
- 注3 洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道だけでなく、それ以外の河川や下水道（以下「その他河川等」という。）においても、氾濫注意水位（警戒水位）、水防団待機水位（通報水位）が設定されている場合がある。

## (2) 内水氾濫危険情報

水位周知下水道において所定の水位に到達した場合、内水氾濫危険情報が発表される。市町村長の避難勧告等の発令判断、居住者・施設管理者等の避難判断の目安となる。

## (3) 流域雨量指数の6時間先までの予測値（以下「流域雨量指数の予測値」という。）（平成29年度出水期から提供開始）

水位周知河川及びその他河川の避難準備・高齢者等避難開始等の判断に活用する。河川の流域単位で降雨の流出・流下過程を簡易的に考慮した情報。上流域の雨量の予測情報（6時間先までの降水短時間予報）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を6時間先までの予測値として算出している。洪水警報等の基準値（以下「基準値」という。）への到達状況に応じて、対象地点における6時間先までの洪水危険度を判断できるため、流域雨量指数を使用する場合には、その値だけではなく基準値との比較によって色分け表示される危険度を参照することが重要である。基準値は、過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。気象庁から提供される防災情報提供システムで参照できる。

### 3.4.4 土砂災害に関する情報

#### (1) 土砂災害警戒情報

市町村における避難勧告等の判断を支援するため、都道府県と地方气象台等が共同で発表する情報である。大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生危険度の危険度が更に高まったときに発表される。この情報は避難勧告発令の重要な判断要素であるが、市町村内における危険度には地域差があることから、後述する土砂災害に関するメッシュ情報を用いて避難対象区域を絞り込む必要がある。市町村単位で発表されることがほとんどであるが、都道府県と气象台等が、居住者等への情報伝達、情報の利用しやすさ、警戒避難体制等について協議のうえで、市町村を細分した区域ごとに発表している場合もある。

---

(2) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報等を補足する情報であり 5km 四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の危険度を 5 段階に判定した結果を表示している。避難に要する時間を確保するために 2 時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁が提供している。

(3) 都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報\*

都道府県毎、1～5km メッシュ、10 分～60 分毎、最大 2～3 時間先までの土砂災害の危険度を表示

注 ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。本ガイドラインでは、気象庁が提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報（5km メッシュ）と各都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報（1～5km メッシュ）をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶこととする。

### 3.4.5 潮位に関する情報

(1) 予想最高潮位

高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報等の中で明示される。

(2) 潮位観測情報

3 日間（昨日・今日・明日）又は 1 日毎の実測潮位及び予測潮位（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示：cm 単位、5 分又は 10 分毎

(3) 高潮氾濫危険情報

水位周知海岸において所定の水位に到達した場合、高潮氾濫危険情報が発表される。

### 3.4.6 津波に関する警報・情報等

(1) 津波警報等

地震発生時に地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生後約 3 分を目標に発表される。大津波警報、津波警報、津波注意報がある。

(2) 津波情報等

津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、沖合や沿岸で観測された津波の第 1 波到達時刻、それまでに観測された最大波の高さ等を発表

---

## 4. 避難勧告等の伝達手段と方法

避難勧告等を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが基本である。

そのために、市町村防災行政無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段である PUSH 型の伝達手段を活用する。ただし、PUSH 型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた市町村防災行政無線（同報系）での伝達については、大雨等により屋外での音声による伝達が難しい面もあることから、市町村防災行政無線（同報系）戸別受信機、IP（Internet Protocol）告知システム、緊急速報メール、登録制メールやコミュニティ FM（自動起動ラジオを使用する場合）等の屋内で受信可能な手段を組み合わせる。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH 型に加え、市町村ホームページのほか、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティ FM（一般のラジオ端末を使用する場合）、テレビ・ラジオやウェブ、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段である PULL 型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組む。その際には、より効率的に情報を伝達するため、Lアラートも活用することが望ましい。また、市町村のホームページの活用にあたっては緊急時のアクセス増によりサーバーがダウンしないよう回線増設等の対応を検討するとともに、市町村に問い合わせが殺到しないよう、伝達内容を工夫すべきである。

また、利用可能な情報伝達手段を最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検や災害を想定した操作訓練等を行うべきである。また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を推進すべきである。

避難勧告等を居住者・施設管理者等に伝達する主な手段は下記のとおりである。

- ① TV 放送（ケーブルテレビを含む）
- ② ラジオ放送（コミュニティ FM を含む）
- ③ 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- ④ IP 告知システム
- ⑤ 緊急速報メール
- ⑥ ツイッター等の SNS（Social Networking Service）
- ⑦ 広報車、消防団による広報
- ⑧ 電話、FAX、登録制メール
- ⑨ 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ

---

なお、上記手段は現時点の技術や知見を前提としており、衛星通信や V-Low マルチメディア放送（99MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用して行う放送）等、今後の新たな技術や知見を踏まえ、より効果的な手段を利活用することが望ましい。

また、報道機関からの報道が居住者・施設管理者等の危険を察知するのに重要な役割を果たしていることを認識し、報道機関と信頼関係を平時から構築しておく必要がある。

#### 4.1 伝達手段別の注意事項

あらかじめ、全ての伝達手段について、その手順を確認し、確実に伝達されるかの訓練も実施すべきである。

さらに、例えば、人口や面積の規模が大きい市町村において、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合、PUSH 型手段による避難勧告等について、必要なエリアに伝達することが有効であると考えられる。同報系防災行政無線や IP 告知放送等については、市町村単位よりもエリアを限定して情報伝達できるものもあることから、地域の実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で、PUSH 型手段の提供範囲等を検討することが望ましい。

##### 4.1.1 TV 放送（ケーブルテレビを含む）

TV 放送は、避難勧告等の速報性の高い情報がテロップ（文字情報）により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段であるが、停電に弱い上、既に被害が発生した地域の情報が放送される場合が多く、これから避難が必要な地域の居住者・施設管理者等に対し、必要性が適切に伝わらない場合もある。また、特定の市町村や地域を対象とした詳細な情報伝達を繰り返し放送することが難しい場合も多い。このような短所を補うために、テレビのデータ放送を活用することも考えられる。

一方、ケーブルテレビは、契約者に対して特定の地域の詳細な情報を伝達することができるが、有線設備であり、断線対策、停電対策が課題である。

##### 4.1.2 ラジオ放送（コミュニティ FM を含む）

ラジオは、携帯性に優れ、停電時でも電池があれば受信可能であるが、一般的に、テレビに比べてラジオの聴取率は低いことから、ラジオのみによって地域全体に緊急の情報伝達を行うのはやや困難である。ただし、コミュニティ FM 放送の場合は、市町村単位のきめ細かな防災情報を伝達することができるほか、緊急警報信号を受信して自動的に電源が入る自動起動ラジオは防災行政無線の戸別受信機と同様な使い方が可能である。

##### 4.1.3 市町村防災行政無線（同報系）

防災行政無線は、自営網であるため一般的に耐災害性が高く、市町村が地域の居住者・施設管理者等に直接的に情報を伝えることができる手段であるが、屋外拡声器から伝達する場合は、大雨で音がかき消されたりすることがあるように、気象条件、設置場所、建物構造等によっては情報伝達が難しく、TV、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。なお、屋外拡声器からの放送内容が聞き取りにくかった場合に、電話をかけることで放送内容を確認することがで

---

きるテレホンサービスを導入している場合もある。また、戸別受信機は、屋内で情報を受信することから、端末を設置している世帯により確実に情報を伝達できるが、都市部では、人口が多く全世帯への戸別受信機の配備は困難であり、屋外拡声器で対応せざるを得ない場合が多い。

#### 4.1.4 IP 告知システム

IP 告知システムとは、IP 技術を用いて災害情報提供を行うシステムである。ブロードバンド環境が必要であり、IP ネットワークに専用端末を接続し、家庭内あるいは小中学校等に設置することにより放送型式で情報伝達を行うことができる。専用端末には緊急放送を感知して自動的に電源が入る機能などがあり、防災行政無線の戸別受信機と同様な使い方が可能であるが、有線設備を利用しているため、断線対策、停電対策が必要である。

#### 4.1.5 緊急速報メール

緊急速報メールは、市町村が携帯電話事業者と契約することで利用できるものであり、市町村からの避難勧告等の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者に一斉配信（一斉メール）することができる手法であり、居住者以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。なお、緊急速報メールの配信には携帯電話事業者との利用規約に沿って運用する必要があること（配信可能項目や文字数制限（表題 15 文字、本文 200 文字（NTT ドコモは本文 500 文字））があること等から、あらかじめ、配信内容や文例等の準備をしておく必要がある。

#### 4.1.6 ツイッター等の SNS

SNS（Social Networking Service）は、登録された利用者同士がリアルタイムで情報交換できる Web サイトの登録制サービスであり、ツイッター（Twitter）やフェイスブック（Facebook）などがある。SNS は、利用者間で情報が伝搬・拡散し、利用者の思い込みや誤った情報が広まってしまう場合もあることから、市町村は、誤った情報が広まることも考慮して、正確な情報を発信し続ける必要がある。

#### 4.1.7 広報車、消防団による広報

広報車は、避難勧告等呼びかける地域を実際に巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、対象地域へのアクセスルートが限られる場合や、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。また、災害対応中に確保できる人員や車両が限られている場合は、直ちに全ての対象地域を巡回できない場合もある。

#### 4.1.8 電話、FAX、登録制メール

固定電話、FAX、携帯電話（メールを含む）による情報伝達は、対象者に直接情報を伝えるため、確実性が高いといった利点があるが、停電に弱い上、電話による避難勧告等の情報伝達では、輻輳により繋がりにくい場合がある、電話番号が分かる相手にしか連絡が取れない、同時に複数の相手に連絡することができないといった課題がある。したがって、市町村は、電話を用いる場



合は、自治会長等の限られた人に連絡するような仕組みを構築しておく必要がある。一方、FAX やメールは、あらかじめ一斉送信を行う者を決め、連絡先を登録しておけば、一定程度の対象者に直接情報を伝えることができる。

#### 4.1.9 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声掛け

直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があるが、訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気や地域コミュニティ内で醸成しておくことが望ましい。

## 4.2 伝達の工夫

避難情報の伝達にあたっては、既にメディア等で使用されているものや、ISO による危険の深刻度を表すカラーコード（ISO22324）を参考に、色で危険度を表現することが望ましい。以下に、メディアでの表示例を示す。



図3 メディアにおける表示例

---

## 5. 要配慮者等の避難の実効性の確保

市町村は、要配慮者（要配慮者利用施設の利用者を含む。）や地下街等の利用者が円滑に避難を行うことができるように実効性のある取組みを実施すべきである。特に、要配慮者利用施設等における避難については、施設管理者等に対し、災害計画を作成するにあたり、自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画としなければいけないことを、平時から周知すべきである。また、要配慮者利用施設の管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。在宅の避難行動要支援者の避難も含め、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、市町村において、地域全体で実現性のある支援体制を構築すべきである。

なお、支援する立場の人は自らの身の安全確保を最優先とすることに留意すべきである。

### 5.1 要配慮者利用施設等における災害計画の実効性の確保

要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成することとされている。その実効性を確保するため、災害計画等の内容や、避難訓練の実施状況について、地方公共団体は施設開設時及び定期的な指導監査において、災害計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合に応じた複数の避難先の確保状況等について、確認すべきである。確認にあたっては、普段から施設との関わりがある指導監査部局や担当部局（社会福祉施設であれば福祉部局）と、防災分野の専門知識を持つ防災担当部局や、洪水、土砂災害、高潮等の専門知識をもつ土木部局が連携して実施することが望ましい。なお、都道府県が指導監査等を実施する要配慮者利用施設については、避難勧告等の発令を担う市町村の防災担当部局と、要配慮者利用施設への避難勧告等の伝達を担う市町村の福祉部局と連携して実施することが望ましい。

浸水想定区域図等、より具体的な洪水・土砂災害等のリスク情報が提供されている場合には、要配慮者利用施設や、水防法等により災害計画を作成することとされている地下街等の管理者等に対して、リスク情報を活用した実効性のある災害計画の作成や避難訓練の実施を徹底するとともに、計画の点検を行う部局や情報伝達を担う部局を明確にしておくべきである。

また、計画策定にあたり、地方公共団体は、河川管理者等からの技術的支援も受けつつ、施設に対して積極的に助言することが考えられる。その際、以下の手引き等を活用することも考えられる（[http://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html)）。

#### (1) 避難確保・浸水防止計画作成の手引き（水防法）

- ・ 地下街等（平成 29 年 1 月）
- ・ 要配慮者利用施設（平成 29 年 1 月）

#### (2) 土砂災害警戒避難ガイドライン（土砂災害防止法）

- ・ 要配慮者利用施設（平成 27 年 4 月）

#### (3) 避難確保計画作成の手引き（津波防災地域づくりに関する法律）

- ・ 地下街等（平成 29 年 1 月）
- ・ 要配慮者利用施設（平成 29 年 1 月）

※指定地域密着型サービスの事業の例

【介護保険法】

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第七十八条の四 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型サービスの事業に係る利用定員

※指定地域密着型サービスの事業の例

【指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準】

介護保険法第七十八条の四第一項 及び第二項 の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

(非常災害対策)

第八十二条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

【水防法】

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合にお

- いて、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
  - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
  - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
  - 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
  - 8 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
  - 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
  - 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

**(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)**

- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

## 第7章 要配慮者への支援

### 1. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等への避難支援

- 市町村は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等について、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を市町村地域防災計画において定めるとともに、施設管理者はその情報を活用して施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定する必要がある。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。

### (避難確保計画の作成等)

第七十一条 次に掲げる施設であつて、第五十四条第一項の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたものの所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

- 一 地下街等
  - 二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの
- 2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
  - 3 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
  - 4 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第二項の避難訓練に参加しなければならない。
  - 5 避難促進施設の所有者又は管理者は、第二項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

## 5.2 在宅の要配慮者の避難

在宅の避難行動要支援者については、避難行動支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者名簿を活用することが望ましい。また、支援にあたっては、誰がどのような手段で支援するのかといったことを明確にするとともに、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地

域全体で実現性のある支援体制を構築すべきである。具体的には、災害時には自治会や自主防災組織、消防団、福祉関係者等が避難行動要支援者の避難支援、地域全体での訓練実施、地域での災害計画策定、地区防災計画の策定等を進めるべきである。

要配慮者利用施設への通所者については、家族とともに避難するのが良いのか、または施設で避難するのが良いのか、どちらがより適切かについては、本人・家族・施設の状況、自宅と施設の危険度の違い、避難のしやすさ等に応じて決まってくる。これらを勘案して、災害計画において基本的な対応を事前に決めておくことが望ましい。

### 5.3 要配慮者利用施設等や要配慮者への情報の伝達

#### 5.3.1 要配慮者利用施設等への情報の伝達

水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律では、市町村地域防災計画において、同計画に位置づけられた施設管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めることとされており、また、伝達の迅速性の観点からも、施設管理者等に対する避難勧告等の伝達については、都道府県管轄の施設についても、市町村が一元的に行うことが望ましい。また、施設管理者等が利用者の避難支援を始めるのは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階であることに十分に留意し、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する際に、その旨をあわせて伝達すべきである。

市町村は、要配慮者利用施設等へ情報が確実に伝達されるよう、市町村内の情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めておくとともに施設を整備しておくべきである。具体的には、避難勧告等の伝達であれば、実際に避難勧告等の発令を担う防災担当部局の情報を、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報等であれば、それを受け取る部局（防災担当部局や土木部局）の情報を基に、施設との関係が深い市町村の担当部局（社会福祉施設であれば福祉部局）が行うことが望ましい。

#### 【水防法】

##### （浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

- 四 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地  
イ 地下街等でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び  
洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの  
ロ 要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある  
と認められるもの  
ハ 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で  
定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認めら  
れるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事  
項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ  
、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛  
水防組織の構成員  
二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者  
三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町  
村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周  
知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければなら  
ない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第  
五十七号）第七条第一項 の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項 に規定する事項  
二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域 同法第五十五  
条 に規定する事項

#### 【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】

##### （警戒避難体制の整備等）

- 第八条 市町村防災会議は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村  
地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項  
二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項  
三 災害対策基本法第四十八条第一項 の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難  
訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者  
が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設  
を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合  
にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- 五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

#### 【津波防災地域づくりに関する法律】

##### (市町村地域防災計画に定めるべき事項等)

第五十四条 市町村防災会議は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、同号に規定する施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、同項第一号に掲げる事項のうち人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。



---

### 5.3.2 在宅の避難行動要支援者への情報伝達

在宅の避難行動要支援者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報周知できる体制と環境を整えておくべきである。

- 聴覚障害者 : FAX による災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）
- 視覚障害者 : 受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機
- 肢体不自由者 : フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- その他 : メーリングリスト等による送信  
字幕放送・解説放送（副音声など 2 以上の音声を使用している放送番組 :  
音声多重放送）・手話放送  
SNS 等のインターネットを通じた情報提供  
わかりやすい日本語による情報提供  
多言語による情報提供

# 卷末資料

# 巻末資料 I 情報システムで提供される防災気象情報等

## 5.1.1 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

	項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供サイト
気象情報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）に適時発表される。（全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	警報級の可能性（H29 出水期から提供開始）	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が [高] [中] 2段階の確度で提供される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
気象注意報・警報・特別警報	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	波浪注意報	気象庁	高波により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、災害が起こるおそれがある場合は、津波注意報が発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	波浪警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれがある場合は、津波警報が発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高潮警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	波浪特別警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は、大津波警報が発表される。）		・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高潮特別警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場		・気象庁 HP

			合に発表される。		・防災情報提供システム
--	--	--	----------	--	-------------

※下線ゴシック体の情報については、後段で情報の表示例を示している。(以下の表全て同じ)

### 5.1.2 雨量に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量	気象庁 HP : 60分毎 防災情報提供システム : 10分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	<u>テレメータ雨量</u>	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	・防災情報提供センター(リアルタイム雨量)
流域雨量	<u>流域平均雨量</u>	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	レーダ雨量(Cバンドレーダ)	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1kmメッシュで観測	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	レーダ雨量(XRAIN)	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・250mメッシュで観測	1分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	・防災情報提供センター(国土交通省)
	<u>解析雨量・降水短時間予報</u>	気象庁	現時刻までの前1時間の雨量の分布及び6時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	30分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	高解像度降水ナウキャスト	気象庁	30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供システム

### 5.1.3 水位に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
水位に関する情報	<u>カメラ画像</u>	国土交通省	・カメラによる河川の画像情報		・川の防災情報
	<u>テレメータ水位</u>	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	水位予測	国土交通省	・洪水予報河川について、3時間先までの各1時間の水位を予測	60分毎	・市町村向け川の防災情報

### 5.1.4 洪水等・高潮に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等・高潮に関する情報	<u>指定河川洪水予報</u>	国土交通省又は都道府県と気象庁の共同	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。		・気象庁 HP ・防災情報提供システム ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	水位到達情報(河川)	国土交通省又は都道府県	氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		・市町村向け川の防災情報
	水位到達情報(下水道)	都道府県又は市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		
	水位到達情報(海岸)	都道府県	高潮氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する海岸として指定された海岸において、所定		

			の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		
	洪水情報のプッシュ型配信	国土交通省	携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用して、河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報及び河川氾濫が発生した情報を配信する。		・国土交通省HP（取組詳細）
	<u>流域雨量指数の6時間先までの予測値（H29出水期から提供開始）</u>	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。	30分毎	・防災情報提供システム
	<u>洪水警報の危険度分布（H29出水期から提供開始）</u>	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。	10分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布（H29出水期から提供開始）</u>	気象庁	大雨による浸水害発生危険度をあらわす面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数（仮称）の予想を用いている。	10分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム

### 5.1.5 土砂災害に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	気象庁	5km四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。	10分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	<u>都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報</u>	都道府県の砂防部局	都道府県毎、1～5kmメッシュ、※ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のHP（ <a href="http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html">http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html</a> ）から、各都道府県のページにリンクさせている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、各都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報と各都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼んでいる。	10分～60分毎	都道府県の砂防部局
	<u>土砂災害警戒情報</u>	気象庁と都道府県の共同	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が更に高まったときに発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム

### 5.1.6 潮位に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
潮位情報	<u>潮位観測情報</u>	気象庁	全国各地の最新の3日間（昨日・今日・明日）または1日ごとの潮位の実況（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示したもの。5分または10分毎に更新。	5分または10分毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁 HP</li> <li>防災情報提供システム</li> <li>防災情報提供センター（国土交通省）</li> </ul>

### 5.1.7 津波に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
津波警報・注意報	津波注意報	気象庁	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁 HP</li> <li>防災情報提供システム</li> </ul>
	津波警報	気象庁	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。		<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁 HP</li> <li>防災情報提供システム</li> </ul>
	大津波警報	気象庁	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。		<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁 HP</li> <li>防災情報提供システム</li> </ul>
津波に関する情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	気象庁	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が到達することもある。	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁 HP</li> <li>防災情報提供システム</li> </ul>
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	気象庁	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。		<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁 HP</li> <li>防災情報提供システム</li> </ul>
	津波観測に関する情報	気象庁	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。		<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁 HP</li> <li>防災情報提供システム</li> </ul>
	沖合の津波観測に関する情報	気象庁	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。		<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁 HP</li> <li>防災情報提供システム</li> </ul>

(1) 台風情報

<p>情報内容</p>	<p>◆台風が発生したときに気象庁から発表される情報</p> <p>◆文章形式の情報と図形式の台風経路図（台風 5 日予報図、台風 72 時間予報図、台風 24 時間詳細予報図等）を発表</p>
<p>情報例 (その 1)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成25年 台風第18号に関する情報 第29号 (位置) 平成25年9月16日00時50分 気象庁予報部発表</p> <p>(見出し) 大型の台風第18号は、潮岬の南約160キロを1時間におよそ30キロの速さで北北東へ進んでいます。</p> <p>(本文) 大型の台風第18号は、16日0時には潮岬の南約160キロの北緯32度05分、東経135度25分にあつて、1時間におよそ30キロの速さで北北東へ進んでいます。中心の気圧は975ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は30メートル、最大瞬間風速は40メートルで中心から半径90キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。また、中心の東側650キロ以内と西側460キロ以内では風速15メートル以上の強い風が吹いています。</p> <p>この台風は16日1時には、潮岬の南約140キロの北緯32度20分、東経135度30分にあつて、1時間におよそ30キロの速さで北北東へ進んでいるものと推定されます。中心の気圧は975ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は30メートル、最大瞬間風速は40メートルで中心から半径90キロ以内では風速25メートル以上の暴風が、また、中心の東側650キロ以内と西側460キロ以内では風速15メートル以上の強い風が吹いているものと推定されます。</p> <p>台風の中心は、12時間後の16日12時には足利市付近の北緯36度25分、東経139度35分を中心とする半径90キロの円内に達する見込みです。中心の気圧は975ヘクトパスカル、最大風速は30メートル、最大瞬間風速は40メートルが予想されます。予報円の中心から半径190キロ以内では風速25メートル以上の暴風域に入るおそれがあります。台風はその後、温帯低気圧に変わり、24時間後の17日0時には北海道の東の北緯42度00分、東経146度10分を中心とする半径240キロの円内に達する見込みです。中心の気圧は980ヘクトパスカル、最大風速は30メートル、最大瞬間風速は45メートルが予想されます。予報円の中心から半径350キロ以内では風速25メートル以上の暴風域に入るおそれがあります。なお、台風や温帯低気圧の中心が予報円に入る確率は70%です。</p> <p>今後の台風情報にご注意下さい。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>台風の位置や進路予報等が示されている。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>発表時の台風位置や中心気圧、最大瞬間風速等が文字情報として記載。</p> </div>
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム</li> <li>・気象庁ホームページ</li> </ul>

情報例（その2）

台風の位置、進路予報等は台風経路図でも確認できる。

防災情報提供システム  
柳川市の防災情報

地方 [ 柳川市 ] 市区町村 柳川市  
ログアウト 表示状態保存

ホーム 気象警報・注意報など 地震・津波・火山 天気予報など 気象監視 設定管理

ホーム > 気象警報・注意報など > 台風経路図(72時間先までの予報図)

### 台風経路図(72時間先までの予報図)

中心線  
 表示  非表示

全台風表示 24時間予報へ 120時間予報へ  
平成22年08月10日 18時00分

25m/s以上の暴風域 暴風警戒域  
15m/s以上の強風域 予報円

※速報解析位置を基準として表示しています。  
3時間毎に台風の実況と予報を、各時刻の正時約50分後に発表します。  
また、台風が日本に近づいて来た時刻は、1時間ごとの実況と1時間後の推定値を発表します。  
なお、台風の本心は必ずしも予報円の中心を結ぶ線に沿って進むわけではありません。

#### 台風位置情報

非表示

台風第04号(ディアンムー)  
平成22年08月10日 18時50分 発表

<10日18時の実況>

存在地域	チェジュ島の南西 約110km
中心位置	北緯32度40分(32.7度) 東経126度36分(126.6度)
進行方向、速さ	北 20km/h(10kt)
中心気圧	980hPa
中心付近の最大風速	30m/s(55kt)
中心付近の最大瞬間風速	40m/s(80kt)
25m/s以上の暴風域	全城 90km(50NM)
15m/s以上の強風域	南東側 440km(240NM) 北西側 240km(130NM)

<11日06時の予報>

存在地域	チェジュ島の北北東 約50km
予報円の中心	北緯33度50分(33.8度) 東経126度40分(126.7度)
中心気圧	980hPa
中心付近の最大風速	30m/s(55kt)
中心付近の最大瞬間風速	40m/s(80kt)
予報円の半径	90km(50NM)
暴風警戒域	全城 190km(100NM)

<11日18時の予報>

存在地域	下関市の北北西 約170km
予報円の中心	北緯35度25分(35.4度) 東経130度20分(130.3度)
中心気圧	980hPa
中心付近の最大風速	30m/s(55kt)
中心付近の最大瞬間風速	40m/s(80kt)



(2) 府県気象情報

<p>情報内容</p>	<p>◆気象台が、警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、府県予報区単位で発表する情報。府県気象情報は図形式で発表される場合もある。</p>																		
<p>情報例</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大雨と落雷及び突風に関する福岡県気象情報 第5号</p> <p>平成24年7月13日16時30分 福岡管区気象台発表</p> <p>(見出し) 福岡県では、14日昼前にかけて局地的に雷を伴った猛烈な雨が降り、大雨となるおそれがあります。土砂災害、低地の浸水、河川の増水やはん濫に厳重に警戒して下さい。落雷や竜巻などの激しい突風に注意して下さい。</p> <p>(本文) 梅雨前線は対馬海峡付近に停滞しています。福岡県では、降り始めからの雨量が300ミリを超えて土砂災害の危険度が高まっている所があります。 14日に向け梅雨前線は対馬海峡付近に停滞し、前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定な状態が続く見込みです。 このため、福岡県では14日昼前にかけて局地的に雷を伴った猛烈な雨が降り、大雨となるおそれがあります。 また、大気の状態が非常に不安定となっているため、落雷や竜巻などの激しい突風のおそれがあります。</p> <p>&lt;雨の実況&gt; 7月11日11時から7月13日16時までの総雨量の多い所 (アメダス速報値)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>久留米市耳納山</td> <td>327.5ミリ</td> </tr> <tr> <td>久留米市津福本町</td> <td>292.5ミリ</td> </tr> <tr> <td>八女市黒木</td> <td>225.0ミリ</td> </tr> <tr> <td>柳川</td> <td>205.5ミリ</td> </tr> <tr> <td>朝倉</td> <td>194.5ミリ</td> </tr> </table> <p>&lt;雨の予想&gt; 1時間雨量(多い所)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>筑後地方</td> <td>80ミリ</td> </tr> <tr> <td>福岡地方、北九州地方、筑豊地方</td> <td>70ミリ</td> </tr> </table> <p>13日18時から14日18時までの24時間雨量(多い所)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>筑後地方</td> <td>250ミリ</td> </tr> <tr> <td>福岡地方、北九州地方、筑豊地方</td> <td>200ミリ</td> </tr> </table> <p>&lt;防災事項&gt; 土砂災害、低地の浸水、河川の増水やはん濫に厳重に警戒して下さい。落雷や竜巻などの激しい突風にも注意して下さい。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めて下さい。</p> <p>気象台が発表する警報や注意報、竜巻注意情報、気象情報などに留意して下さい。</p> <p>次の「大雨と落雷及び突風に関する福岡県気象情報」は、14日06時00分頃発表の予定です。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>大雨が予想される期間や警戒すべき災害が示されている。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>強い雨が降っている地域での降り始めからの総雨量や今後、予想される雨量等が示されている。</p> </div>	久留米市耳納山	327.5ミリ	久留米市津福本町	292.5ミリ	八女市黒木	225.0ミリ	柳川	205.5ミリ	朝倉	194.5ミリ	筑後地方	80ミリ	福岡地方、北九州地方、筑豊地方	70ミリ	筑後地方	250ミリ	福岡地方、北九州地方、筑豊地方	200ミリ
久留米市耳納山	327.5ミリ																		
久留米市津福本町	292.5ミリ																		
八女市黒木	225.0ミリ																		
柳川	205.5ミリ																		
朝倉	194.5ミリ																		
筑後地方	80ミリ																		
福岡地方、北九州地方、筑豊地方	70ミリ																		
筑後地方	250ミリ																		
福岡地方、北九州地方、筑豊地方	200ミリ																		
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム</li> <li>・気象庁ホームページ</li> </ul>																		

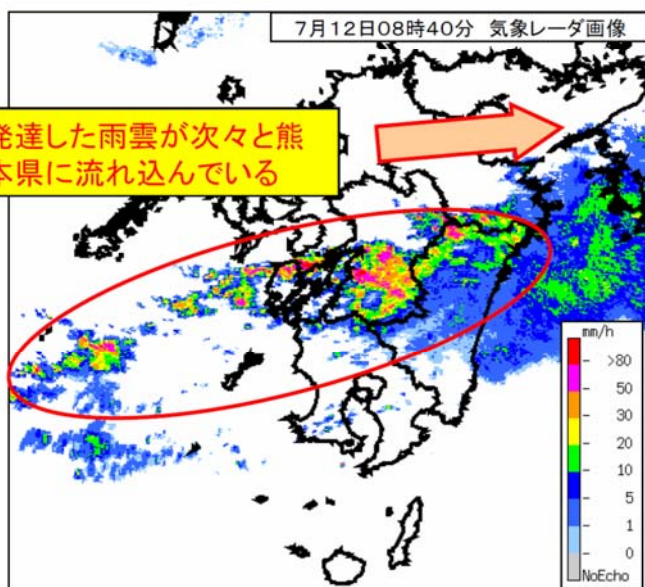
雨量分布等で警戒すべき地域等が示されている。

## 大雨と落雷及び突風に関する熊本県気象情報 第7号

平成24年07月12日 08時45分

熊本地方気象台発表

阿蘇乙姫では、12日00時から8時間で日降水量極値(448ミリ)を超える記録的な大雨。熊本県では、土砂災害、浸水害、河川の増水やはん濫に最大級の警戒。



熊本県には、12日未明から発達した雨雲の流れ込みが続いており、12日昼過ぎまで続く見込みです。12日昼前まで非常に激しい雨の降るおそれがあります。

引き続き、土砂災害、浸水害、河川の増水やはん濫に最大級の警戒をして下さい。

落雷や竜巻など激しい突風にも注意して下さい。

### <雨の実況(アメダス連報値)>

11日02時から12日08時までの総雨量

阿蘇市阿蘇乙姫 506.5 ミリ

阿蘇山 386.5 ミリ

菊池市木柑子 327.0 ミリ

熊本空港 204.5 ミリ

熊本市中央区京町 189.5 ミリ

次の「大雨と落雷及び突風に関する熊本県気象情報は、12日11時30分頃発表の予定です。

(3) 記録的短時間大雨情報

情報内容	◆数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したりしたときに、発表される情報。
情報例	<p data-bbox="435 488 890 562">府県予報区単位で発表される。</p> <p data-bbox="475 629 1011 680">熊本県記録的短時間大雨情報 第6号</p> <p data-bbox="493 696 1230 725">平成24年7月12日05時53分 熊本地方気象台発表</p> <p data-bbox="475 775 1054 943">5時30分熊本県で記録的短時間大雨 菊池市付近で約110ミリ 阿蘇市付近で約110ミリ</p> <p data-bbox="488 1010 1106 1133">記録的短時間大雨が観測された時刻、市町村名又は観測所名、雨量が示されている。</p>
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

(4) 気象注意報・警報・特別警報、警報級の可能性（平成29年度出水期より提供開始）

<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに「特別警報」が発表される。</li> <li>◆注意報級・警報級・特別警報級の現象が予想される期間を「危険度を色分けした時系列」で提供。</li> <li>◆警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が[高][中] 2段階の確度で提供される。</li> </ul>																																																																																																																																																																																																				
<p>情報例</p>	<div data-bbox="422 582 710 627" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h3 style="text-align: center;">気象警報・注意報</h3> </div> <p style="font-size: small;">平成〇〇年10月4日16時10分 ××地方気象台</p> <div data-bbox="422 660 845 728" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>××県の注意警戒事項 ××県では、暴風や高波に警戒してください。</p> </div> <div data-bbox="422 728 1093 851" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>△△市 <b>【発表】</b> 暴風、波浪警報 大雨、洪水、高潮注意報 <b>【継続】</b> 雷注意報 5日明け方までに大雨警報（土砂災害、浸水害）に切り替える可能性が高い。 5日明け方までに洪水警報に切り替える可能性が高い。 5日明け方までに高潮警報に切り替える可能性が高い。</p> </div> <table border="1" data-bbox="422 851 1045 1254" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">△△市</th> <th rowspan="3">発表中の警報・注意報等の種別</th> <th colspan="10">今後の推移 (■警報級 ■注意報級)</th> <th rowspan="3">備考・関連する現象</th> </tr> <tr> <th colspan="5">4日</th> <th colspan="5">5日</th> </tr> <tr> <th>15-18</th> <th>18-21</th> <th>21-24</th> <th>0-3</th> <th>3-6</th> <th>6-9</th> <th>9-12</th> <th>12-15</th> <th>15-18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大雨</td> <td>1時間最大雨量 (E/時)</td> <td>10</td><td>10</td><td>30</td><td>30</td><td>70</td><td>70</td><td>50</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>浸水注意</td> </tr> <tr> <td>(浸水害)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>土砂災害注意</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>(洪水害)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>氾濫</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>陸上</td> <td>10</td><td>15</td><td>20</td><td>25</td><td>25</td><td>20</td><td>15</td><td>12</td><td></td><td></td><td></td> <td>以後も注意報級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">波浪</td> <td>波高(メートル)</td> <td>4.0</td><td>6.0</td><td>6.0</td><td>6.0</td><td>8.0</td><td>8.0</td><td>8.0</td><td>6.0</td><td>6.0</td><td></td><td></td><td></td> <td>以後も警報級 つねに</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位(メートル)</td> <td>0.7</td><td>0.7</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>2.5</td><td>3.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td></td><td></td><td></td> <td>ピークは6日</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>竜巻</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="422 1254 925 1344" style="font-size: x-small;"> <p>■で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。 各要素の予測値は、確度が一定に達したものを表示しています。 警報は、警報級の現象が予想される時間帯の最大6時間前に発表します。 <a href="#">警報・注意報(文章形式)</a></p> </div> <div data-bbox="422 1355 702 1400" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h3 style="text-align: center;">警報級の可能性</h3> </div> <p style="font-size: small;">平成〇〇年10月1日17時00分 ××地方気象台</p> <div data-bbox="422 1433 893 1512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>××県南部の警報級の可能性 南部では、2日明け方までの期間内に、大雨警報を発生する。</p> </div> <table border="1" data-bbox="422 1512 1045 1713" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">××県南部</th> <th colspan="6">警報級の可能性</th> </tr> <tr> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別</td> <td>明け方まで 18-6</td> <td>朝～夜遅く</td> <td>3日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>[中]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[中]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴風(暴風雪)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[高]</td> <td>[高]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[高]</td> <td>[高]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="422 1713 925 1769" style="font-size: x-small;"> <p>[高]: 警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。 [中]: [高]ほど可能性が高くないが、警報を発表するような現象発生の可能性がある状況。</p> </div>	△△市	発表中の警報・注意報等の種別	今後の推移 (■警報級 ■注意報級)										備考・関連する現象	4日					5日					15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	大雨	1時間最大雨量 (E/時)	10	10	30	30	70	70	50	30					浸水注意	(浸水害)														(土砂災害)													土砂災害注意	洪水	(洪水害)													氾濫	暴風	陸上	10	15	20	25	25	20	15	12				以後も注意報級	波浪	波高(メートル)	4.0	6.0	6.0	6.0	8.0	8.0	8.0	6.0	6.0				以後も警報級 つねに	高潮	潮位(メートル)	0.7	0.7	1.5	2.0	2.5	3.0	2.0	1.5				ピークは6日	雷														竜巻	××県南部	警報級の可能性						1日	2日	3日	4日	5日	6日	種別	明け方まで 18-6	朝～夜遅く	3日	4日	5日	6日	大雨	[中]				[中]		大雪							暴風(暴風雪)				[高]	[高]		波浪				[高]	[高]	
△△市	発表中の警報・注意報等の種別			今後の推移 (■警報級 ■注意報級)											備考・関連する現象																																																																																																																																																																																						
				4日					5日																																																																																																																																																																																												
		15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18																																																																																																																																																																																											
大雨	1時間最大雨量 (E/時)	10	10	30	30	70	70	50	30					浸水注意																																																																																																																																																																																							
	(浸水害)																																																																																																																																																																																																				
	(土砂災害)													土砂災害注意																																																																																																																																																																																							
洪水	(洪水害)													氾濫																																																																																																																																																																																							
	暴風	陸上	10	15	20	25	25	20	15	12				以後も注意報級																																																																																																																																																																																							
波浪	波高(メートル)	4.0	6.0	6.0	6.0	8.0	8.0	8.0	6.0	6.0				以後も警報級 つねに																																																																																																																																																																																							
	高潮	潮位(メートル)	0.7	0.7	1.5	2.0	2.5	3.0	2.0	1.5				ピークは6日																																																																																																																																																																																							
雷														竜巻																																																																																																																																																																																							
××県南部	警報級の可能性																																																																																																																																																																																																				
	1日	2日	3日	4日	5日	6日																																																																																																																																																																																															
種別	明け方まで 18-6	朝～夜遅く	3日	4日	5日	6日																																																																																																																																																																																															
大雨	[中]				[中]																																																																																																																																																																																																
大雪																																																																																																																																																																																																					
暴風(暴風雪)				[高]	[高]																																																																																																																																																																																																
波浪				[高]	[高]																																																																																																																																																																																																
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム</li> <li>・気象庁ホームページ</li> </ul>																																																																																																																																																																																																				

府県予報区の単位で、警報級の現象が予想される地域や時間帯が示される。

市町村単位で発表中の注意報、警報、特別警報を記載。今後の警報発表の可能性も記載。

現象ごとに、注意報級、警報級となると予想される期間が示されている。

一次細分区域（〇〇県南部など）の単位で、夜間～翌日早朝の警報発表の可能性が確認できる。

概ね府県予報区の単位で、数日先の警報発表の可能性を確認できる。

(5) テレメータ雨量

<p>情報内容</p>	<p>◆雨量観測所ごとの現況・過去の毎正時、10分ごとの雨量・累加雨量。</p>
<p>情報例</p>	<div style="text-align: center;"> <p>雨量観測所の名称</p> <p>雨量観測所の諸元</p> </div>  <div style="text-align: center;"> <p>雨量の上昇・降下の状況が数値、グラフで確認できる。</p> </div>
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の防災情報</li> <li>・市町村向け川の防災情報</li> </ul>

(6) 流域平均雨量

情報内容 ◆河川の流域における平均の雨量、累加雨量。

情報例

時間雨量経過表

更新時刻 2016年12月22日 23時23分

中部/木曽川

時間雨量状況表 時間雨量グラフ(観測所比較) 日雨量状況表 日雨量経過表 日雨量グラフ(観測所比較)

前へ 16 / 21ページ 次へ

西河川  千曲地点  累加雨量  管理終了  正時  
 西河川  千曲地点  累加雨量  管理終了  基準値  
 河川名指定 (木曽川)  表示  検索  リーグ変更  全表示

移動開き 1時間 戻る 閉じる

2016年12月 22日 22時 20分

最新時刻表示 指定時刻表示

観測所名	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点	千曲地点
水系名	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川
河川名	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川	木曽川
	雨量	累加雨量	雨量	累加雨量	雨量	累加雨量	雨量	累加雨量	雨量	累加雨量	雨量	累加雨量	雨量	累加雨量	雨量	累加雨量	雨量	累加雨量
警戒値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
注意値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12/21 23:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
24:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12/22 01:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
02:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
03:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
04:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
05:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
06:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
07:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
08:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
09:00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10:00	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11:00	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12:00	0.9	0.9	0.9	0.9	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
13:00	1.0	1.0	1.0	1.0	1.7	2.3	1.7	2.3	1.7	2.3	1.7	2.3	1.7	2.3	1.7	2.3	1.7	2.3
14:00	0.9	0.9	0.9	0.9	3.4	3.4	0.4	2.7	0.4	2.7	0.4	2.7	0.4	2.7	0.4	2.7	0.4	2.7
15:00	2.4	2.4	2.4	2.4	5.8	5.8	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
16:00	1.4	1.4	1.4	1.4	7.2	7.2	1.7	5.7	1.7	5.7	1.7	5.7	1.7	5.7	1.7	5.7	1.7	5.7
17:00	1.1	1.1	1.1	1.1	8.3	8.3	1.2	7.9	1.2	7.9	1.2	7.9	1.2	7.9	1.2	7.9	1.2	7.9
18:00	4.6	4.6	4.6	4.6	12.9	12.9	3.9	11.8	3.9	11.8	3.9	11.8	3.9	11.8	3.9	11.8	3.9	11.8
19:00	5.5	5.5	5.5	5.5	18.4	18.4	3.6	15.4	3.6	15.4	3.6	15.4	3.6	15.4	3.6	15.4	3.6	15.4
20:00	7.1	7.1	7.1	7.1	25.5	25.5	5.5	20.9	5.5	20.9	5.5	20.9	5.5	20.9	5.5	20.9	5.5	20.9
21:00	9.3	9.3	9.3	9.3	34.8	34.8	8.4	29.2	8.4	29.2	8.4	29.2	8.4	29.2	8.4	29.2	8.4	29.2
12/22 22:00	9.1	43.9	9.1	43.9	44.0	44.0	10.4	39.7	10.4	39.7	10.4	39.7	10.4	39.7	10.4	39.7	10.4	39.7

時間雨量グラフ

観測所(おとし)

日雨量グラフ

時間  24時間  48時間  72時間  
 30分  10分

移動開き 1時間 戻る 閉じる

2016年12月 22日 22時 20分

最新時刻表示 指定時刻表示

水系名	河川名	所管	所在地	標高	緯度経度(保存)
木曽川	木曽川	木曽川上流河川事務所	未入力	-	緯度 000° 00' 0 経度 000° 00' 0

時間雨量経過表

時刻	雨量	累加雨量
警戒値	-	-
注意値	-	-
12/21 23:00	0.0	0.0
24:00	0.0	0.0
12/22 01:00	0.0	0.0
02:00	0.0	0.0
03:00	0.0	0.0
04:00	0.0	0.0
05:00	0.0	0.0
06:00	0.0	0.0
07:00	0.0	0.0
08:00	0.0	0.0
09:00	0.0	0.0
10:00	0.1	0.1
11:00	0.5	0.6
12:00	0.9	1.5
13:00	1.0	2.5
14:00	0.9	3.4
15:00	2.4	5.8
16:00	1.4	7.2
17:00	1.1	8.3
18:00	4.6	12.9
19:00	5.5	18.4
20:00	7.1	25.5
21:00	9.3	34.8
12/22 22:00	9.1	43.9

凡例

■ 雨量  
— 累加雨量

流域平均雨量の推移がグラフで表示される。

情報入手方法 ・市町村向け川の防災情報(一級河川を対象として提供中)

(7) 降水短時間予報

◆過去の降水域の動きと現在の降水の分布及び数値予報資料を基に、目先 1～6 時間までの降水の分布を 1km 四方の細かさで予測した情報。30 分間隔で情報更新される。

情報例

気象庁ホームページでは、地方レベルでの雨量分布が確認できる。

防災情報提供システムでは、市町村レベルまで拡大して雨量分布が確認できる。

「表示時間」を変えることで現況及び6時間先までの1時間ごとの雨量分布の変化が確認できる。

気象庁ホームページでは、地方レベルでの雨量分布が確認できる。

防災情報提供システムでは、市町村レベルまで拡大して雨量分布が確認できる。

情報入手方法

- ・防災情報提供システム
- ・気象庁ホームページ

(8) テレメータ水位

<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆水位観測所ごとの現況・過去の毎正時、10分ごとの河川水位。</li> <li>◆水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位が示されており、現況の河川水位との水位差が比較できる。</li> </ul>																																																																																																																								
<p>情報例</p>	<p>水位観測所の名称</p> <p>水位観測所の諸元</p> <p>河川水位の上昇・下降の状況が確認できる。</p> <p>河川水位の変化と、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位の水位差が確認できる。</p> <table border="1"> <caption>Table of River Water Level Data (from screenshot)</caption> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>水位 (m)</th> <th>雨量 (mm)</th> <th>蒸加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>18:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>19:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>20:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>21:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>22:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>23:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>24:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>12/22 01:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>02:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>03:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>04:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>05:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>06:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>07:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>08:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>09:00</td><td>0.77</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>10:00</td><td>0.79</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>11:00</td><td>0.83</td><td>1.0</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>12:00</td><td>0.87</td><td>0.0</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>13:00</td><td>0.92</td><td>0.0</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>14:00</td><td>0.92</td><td>1.0</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>15:00</td><td>0.90</td><td>0.0</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>16:00</td><td>0.87</td><td>0.0</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>17:00</td><td>0.85</td><td>1.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>18:00</td><td>0.84</td><td>0.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>19:00</td><td>0.84</td><td>3.0</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>20:00</td><td>0.86</td><td>4.0</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>21:00</td><td>1.12</td><td>10.0</td><td>21.0</td></tr> <tr><td>12/22 22:00</td><td>1.33</td><td>18.0</td><td>39.0</td></tr> </tbody> </table>	時刻	水位 (m)	雨量 (mm)	蒸加	18:00	0.77	0.0	0.0	19:00	0.77	0.0	0.0	20:00	0.77	0.0	0.0	21:00	0.77	0.0	0.0	22:00	0.77	0.0	0.0	23:00	0.77	0.0	0.0	24:00	0.77	0.0	0.0	12/22 01:00	0.77	0.0	0.0	02:00	0.77	0.0	0.0	03:00	0.77	0.0	0.0	04:00	0.77	0.0	0.0	05:00	0.77	0.0	0.0	06:00	0.77	0.0	0.0	07:00	0.77	0.0	0.0	08:00	0.77	0.0	0.0	09:00	0.77	0.0	0.0	10:00	0.79	1.0	1.0	11:00	0.83	1.0	2.0	12:00	0.87	0.0	2.0	13:00	0.92	0.0	2.0	14:00	0.92	1.0	3.0	15:00	0.90	0.0	3.0	16:00	0.87	0.0	3.0	17:00	0.85	1.0	4.0	18:00	0.84	0.0	4.0	19:00	0.84	3.0	7.0	20:00	0.86	4.0	11.0	21:00	1.12	10.0	21.0	12/22 22:00	1.33	18.0	39.0
時刻	水位 (m)	雨量 (mm)	蒸加																																																																																																																						
18:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
19:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
20:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
21:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
22:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
23:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
24:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
12/22 01:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
02:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
03:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
04:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
05:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
06:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
07:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
08:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
09:00	0.77	0.0	0.0																																																																																																																						
10:00	0.79	1.0	1.0																																																																																																																						
11:00	0.83	1.0	2.0																																																																																																																						
12:00	0.87	0.0	2.0																																																																																																																						
13:00	0.92	0.0	2.0																																																																																																																						
14:00	0.92	1.0	3.0																																																																																																																						
15:00	0.90	0.0	3.0																																																																																																																						
16:00	0.87	0.0	3.0																																																																																																																						
17:00	0.85	1.0	4.0																																																																																																																						
18:00	0.84	0.0	4.0																																																																																																																						
19:00	0.84	3.0	7.0																																																																																																																						
20:00	0.86	4.0	11.0																																																																																																																						
21:00	1.12	10.0	21.0																																																																																																																						
12/22 22:00	1.33	18.0	39.0																																																																																																																						
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の防災情報</li> <li>・市町村向け川の防災情報</li> </ul>																																																																																																																								



(9) 指定河川洪水予報

<p>情報内容</p>	<p>◆あらかじめ指定した河川について、水位または流量を示した洪水の予報を国土交通省または都道府県が気象庁と共同して発表する情報。</p> <p>◆指定河川洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表される。</p>																																																																																														
<p>情報例</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>対象とする水位観測所の名称、水位危険度レベル、今後の見込み等が示されている。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>流域平均雨量の現況と予測等が示されている。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>各基準観測所の河川水位の現況と予想等が示されている。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>標題に河川名が記載されている。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>常呂川はん濫危険情報</p> <p>常呂川洪水予報第3号 洪水警報 平成28年09月09日21時50分 網走開発建設部 網走地方気象台 共同発表</p> <p>(見出し) 常呂川では、はん濫危険水位（レベル4）に到達し、はん濫のおそれあり</p> <p>(主文) 常呂川の上川沿水位観測所（北見市）では、9日21時40分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「はん濫危険水位（レベル4）」に到達しました。北見市では、常呂川の堤防決壊等によるはん濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。</p> <p>(雨量) 現在、雨は小降りになりました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">流域</th> <th style="width: 40%;">08日20時00分～09日21時40分までの流域平均雨量</th> <th style="width: 40%;">09日21時40分～10日00時40分までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常呂川流域</td> <td style="text-align: center;">77ミリ</td> <td style="text-align: center;">0ミリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(水位) 常呂川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">水位危険度</th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> <tr> <th>水位(m) 又は 流量(m<sup>3</sup>/s)</th> <th></th> <th>水防団 待機</th> <th>はん濫 注意</th> <th>避難 判断</th> <th>はん濫 危険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">置戸 水位観測所 (常呂郡置戸町)</td> <td>09日21時40分の状況</td> <td>211.75</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>09日22時40分の予測</td> <td>***</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>09日23時40分の予測</td> <td>***</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10日00時40分の予測</td> <td>***</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">北見 水位観測所 (北見市)</td> <td>09日21時40分の状況</td> <td>55.85</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>09日22時40分の予測</td> <td>***</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>09日23時40分の予測</td> <td>***</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10日00時40分の予測</td> <td>***</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上川沿 水位観測所 (北見市)</td> <td>09日21時40分の状況</td> <td>7.23</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>09日22時40分の予測</td> <td>7.25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>09日23時40分の予測</td> <td>7.26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10日00時40分の予測</td> <td>7.27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。</p> </div>	流域	08日20時00分～09日21時40分までの流域平均雨量	09日21時40分～10日00時40分までの流域平均雨量の見込み	常呂川流域	77ミリ	0ミリ	観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	水位(m) 又は 流量(m <sup>3</sup> /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険	置戸 水位観測所 (常呂郡置戸町)	09日21時40分の状況	211.75					09日22時40分の予測	***					09日23時40分の予測	***					10日00時40分の予測	***					北見 水位観測所 (北見市)	09日21時40分の状況	55.85					09日22時40分の予測	***					09日23時40分の予測	***					10日00時40分の予測	***					上川沿 水位観測所 (北見市)	09日21時40分の状況	7.23					09日22時40分の予測	7.25					09日23時40分の予測	7.26					10日00時40分の予測	7.27				
流域	08日20時00分～09日21時40分までの流域平均雨量	09日21時40分～10日00時40分までの流域平均雨量の見込み																																																																																													
常呂川流域	77ミリ	0ミリ																																																																																													
観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																									
	水位(m) 又は 流量(m <sup>3</sup> /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険																																																																																									
置戸 水位観測所 (常呂郡置戸町)	09日21時40分の状況	211.75																																																																																													
	09日22時40分の予測	***																																																																																													
	09日23時40分の予測	***																																																																																													
	10日00時40分の予測	***																																																																																													
北見 水位観測所 (北見市)	09日21時40分の状況	55.85																																																																																													
	09日22時40分の予測	***																																																																																													
	09日23時40分の予測	***																																																																																													
	10日00時40分の予測	***																																																																																													
上川沿 水位観測所 (北見市)	09日21時40分の状況	7.23																																																																																													
	09日22時40分の予測	7.25																																																																																													
	09日23時40分の予測	7.26																																																																																													
	10日00時40分の予測	7.27																																																																																													
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム</li> <li>・気象庁ホームページ</li> <li>・川の防災情報</li> <li>・市町村向け川の防災情報</li> </ul>																																																																																														

情報例（その2）

(参考資料)

各基準観測所の基準水位が示されている。

水位観測所の受け持ち区間や浸水想定区域が示されている。

(単位:水位(m) 又は 流量(m <sup>3</sup> /s))			
観測所名	置戸 水位観測所	北見 水位観測所	上川沿 水位観測所
レベル4 はん濫危険水位※	213.20	59.00	7.20
レベル3 避難判断水位※	213.00	58.80	7.00
レベル2 はん濫注意水位	212.90	58.00	6.20
レベル1 水防団待機水位	212.60	57.40	5.30
受け持ち区間	常呂川 左岸 北見市から置戸町 右岸 北見市から置戸町	常呂川 左岸 北見市端野町忠志 から光葉町 右岸 北見市端野町忠志 から川東	常呂川 左岸 北見市常呂町常呂 から常呂町日吉 右岸 北見市常呂町共立 から常呂町日吉
はん濫が発生した場合 の浸水想定区域	北海道常呂郡置戸町置戸 地区、 北海道常呂郡置戸町拓殖 地区、 北海道常呂郡置戸町境野 地区、 北海道常呂郡置戸町中里 地区、 北海道常呂郡置戸町川南 地区、 北海道常呂郡訓子府町日 出地区、 北海道常呂郡訓子府町穂 波地区、 北海道常呂郡訓子府町東 町地区、 北海道常呂郡訓子府町旭 町地区、 北海道常呂郡訓子府町仲 町地区、 北海道常呂郡訓子府町栄 町地区、 北海道常呂郡訓子府町若 鷹町地区、 北海道常呂郡訓子府町西 富地区、 北海道常呂郡訓子府町大 谷地区、 北海道常呂郡訓子府町実 郷地区、 北海道常呂郡訓子府町末 広町地区、 北海道常呂郡訓子府町清 住町地区、 北海道北見市光葉町地区、 北海道北見市新生町地区、 北海道北見市北央町地区、 北海道北見市北光地区、 北海道北見市北上地区、 北海道北見市上ところ地 区、 北海道北見市開成地区、 北海道北見市常川地区	北海道北見市端野町忠志 地区、 北海道北見市端野町一区 地区、 北海道北見市端野町二区 地区、 北海道北見市端野町三区 地区、 北海道北見市端野町端野 地区、 北海道北見市小泉地区、 北海道北見市春光町地区、 北海道北見市田端町地区、 北海道北見市朝日町地区、 北海道北見市桜町地区、 北海道北見市清月町地区、 北海道北見市南町地区、 北海道北見市光葉町地区、 北海道北見市川東地区	北海道北見市常呂町日吉 地区、 北海道北見市常呂町福山 地区、 北海道北見市常呂町豊川 地区、 北海道北見市常呂町共立 地区、 北海道北見市常呂町土佐 地区、 北海道北見市常呂町常呂 地区

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の  
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

問い合わせ先の部  
署名、電話番号等  
が示されている。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

問い合わせ先  
水位関係：国土交通省 網走開発建設部 治水課 電話：0152-44-6445  
気象関係：気象庁 網走地方気象台 電話：0152-43-4348

(10) 水位到達情報

<p>情報内容</p>	<p>◆あらかじめ指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、当該水位に到達した旨を国土交通省または都道府県が発表する情報。</p> <p>◆特別警戒水位への到達情報の標題は、氾濫危険情報であり、河川名を付して「〇〇川氾濫危険情報」として発表している。なお、氾濫注意水位、避難判断水位が設定されている河川では、その到達情報を「〇〇川氾濫注意情報」、「〇〇川氾濫警戒情報」として発表している。</p>															
<p>情報例</p> <p>対象とする水位観測所の名称、水位到達情報等が示されている。</p> <p>水位観測所の受け持ち区間が示されている。</p> <p>各基準観測所の基準水位が示されている。</p> <p>問い合わせ先の部署名、電話番号等が示されている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発表者</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1受報者</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機関名</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機関名</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機関名</span> </p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国土交通省 中村河川国道事務所</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機関名</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機関名</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機関名</span> </p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">正規</span> </p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中筋川はん濫警戒情報</span> </p> <p style="text-align: right;">                     平成 28 年 09 月 20 日 06 時 50 分                      国土交通省 中村河川国道事務所発表                      (第2号)                 </p> <p>【主文】</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">                     中筋川の磯ノ川水位観測所（四万十市）では、20日06時40分頃に避難判断水位（7.40m）に到達しました。</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">                     市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。</p> <p>(参考)</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">                     中筋川 磯ノ川水位観測所（四万十市）                      （受け持ち区間は 中筋川左岸：四万十市有岡字沖前1431番の1地先から幹川合流点まで、右岸：四万十市九樹字カゲヒラ1485番の1地先から幹川合流点まで）                 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">はん濫危険水位 (相当換算水位)</td> <td style="width: 20%;">8.11m</td> <td style="width: 50%;">水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>7.40m</td> <td>避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>5.50m</td> <td>はん濫発生に対する注意を求める段階</td> </tr> </table> <p>※避難判断水位、はん濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。</p> <p style="text-align: center;">                     問い合わせ先                      国土交通省 中村河川国道事務所 工務第一課 電話：0880-34-7301 (内線) 732310                 </p> <p>(参考)</p> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">川の防災情報</td> <td style="width: 35%;">パソコンから</td> <td style="width: 35%;">携帯電話から</td> </tr> <tr> <td></td> <td><a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a></td> <td><a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a></td> </tr> </table> </div> <p style="color: red; font-weight: bold;">標題に河川名が記載されている。</p>	はん濫危険水位 (相当換算水位)	8.11m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階	避難判断水位	7.40m	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階	はん濫注意水位	5.50m	はん濫発生に対する注意を求める段階	川の防災情報	パソコンから	携帯電話から		<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>
はん濫危険水位 (相当換算水位)	8.11m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階														
避難判断水位	7.40m	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階														
はん濫注意水位	5.50m	はん濫発生に対する注意を求める段階														
川の防災情報	パソコンから	携帯電話から														
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>														
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の防災情報</li> <li>・市町村向け川の防災情報</li> </ul>															

(11) 洪水情報のプッシュ型配信

<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク等）が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知する。</li> <li>◆配信情報は、指定河川洪水予報の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報（下記情報例を参照）</li> <li>◆平成28年9月から鬼怒川、肱川の一部自治体から開始しており、今後、国が管理する水系へ順次拡大して行く予定。</li> </ul>
<p>情報例</p>	<p>○洪水情報の例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p><b>①河川氾濫のおそれ</b> (氾濫危険水位を超えた場合)</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p><b>②-i 河川氾濫発生</b> (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p><b>②-ii 河川氾濫発生</b> (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">【見本】</p> <p>(件名) <b>河川氾濫のおそれ</b></p> <p>(本文) ○○川で氾濫のおそれ ○○川の△△(◇◇市)付近で、水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 <b>このメールは、◇◇市域に配信しています。</b> (国土交通省)</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">【見本】</p> <p>(件名) <b>河川氾濫発生</b></p> <p>(本文) ○○川で氾濫発生 ○○川の◇◇市××地先(左岸、東側)付近で河川の水が堤防を越えて流れ出しています。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 <b>このメールは、◇◇市域に配信しています。</b> (国土交通省)</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">【見本】</p> <p>(件名) <b>河川氾濫発生</b></p> <p>(本文) ○○川で氾濫発生 ○○川の◇◇市××地先(左岸、東側)付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 <b>このメールは、◇◇市域に配信しています。</b> (国土交通省)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>配信エリアが示されている。</p> </div>
<p>情報入手方法</p>	<p>・緊急速報メール(NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク等) ※取組詳細は国土交通省HPを参照</p>

河川の状態が示されている。

河川名、場所、河川の状態が示されている。

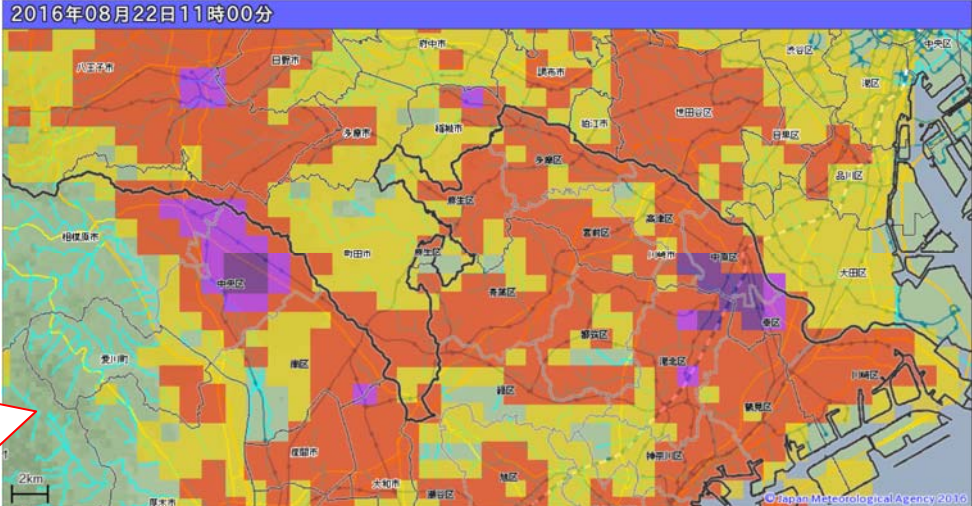
(12) 流域雨量指数の6時間先までの予測値（平成29年度出水期から提供開始）

<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。</li> <li>◆これまでに降った雨（解析雨量）とこれから降ると予想される雨（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、洪水警報等の発表基準と比較することで、河川毎の6時間先までの洪水発生の危険度の予測値が、色分けした時系列で表示される。</li> <li>◆水位周知河川及びその他河川において避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用する。</li> <li>◆流域面積の大きくない水位周知河川やその他河川においては水位が急激に上昇するため、実際に水位が上昇するよりも数時間前の早い段階から予測（流域雨量指数の6時間先までの予測値を含む）を活用することが重要である。</li> <li>◆実際に水位が上昇した段階では、流域雨量指数のみを参照するのではなく、水位やカメラ画像、水防団からの報告等の現地情報と合わせて利用することが重要である。</li> </ul>																																																																																																																																																																													
<p>情報例</p>	<p>2016年8月30日14時00分 市区町村 岩泉町・</p> <table border="1" data-bbox="430 1030 1412 1220"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">基準河川</th> <th colspan="2">基準Ⅲ 指数基準</th> <th colspan="2">基準Ⅱ (警報基準) 複合基準</th> <th colspan="2">基準Ⅰ (注意報基準) 複合基準</th> <th colspan="14">時</th> </tr> <tr> <th>23</th> <th>16</th> <th>4</th> <th>12</th> <th>(10)</th> <th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">岩泉町</td> <td>安家川</td> <td>23</td> <td>16</td> <td></td> <td>12</td> <td>(10)</td> <td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>8</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td> <td>10</td><td>12</td><td>19</td><td>27</td><td>29</td><td>26</td> </tr> <tr> <td>折壁川</td> <td>7</td> <td>6</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td> <td>3</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>8</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>小本川</td> <td>45</td> <td>41</td> <td></td> <td>12</td> <td>(6)</td> <td>11</td><td>11</td><td>11</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>13</td><td>13</td><td>13</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td> <td>14</td><td>17</td><td>26</td><td>41</td><td>52</td><td>54</td> </tr> <tr> <td>鼠入川</td> <td>14</td> <td>11</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td> <td>5</td><td>7</td><td>11</td><td>14</td><td>14</td><td>13</td> </tr> <tr> <td></td> <td>撰待川</td> <td>12</td> <td>11</td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td> <td>4</td><td>4</td><td>7</td><td>10</td><td>12</td><td>12</td><td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>6時間先までの予測値と洪水警報等の基準への到達状況が確認できる。危険度の赤は、過去の重大な災害の発生時に匹敵する危険な状況を表す。</p> <p>※ 流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標である。流域雨量指数の値を洪水警報等の発表基準と比較することで洪水発生の危険度（重大な洪水害が発生するおそれなど）を判断することができ、洪水警報等の発表基準への到達状況に応じて6時間先までの洪水発生の危険度が、色分けした時系列として表示される。</p> <p>※ 洪水警報等の発表基準は、河川流域毎かつ市町村毎に過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。</p>	市町村	基準河川	基準Ⅲ 指数基準		基準Ⅱ (警報基準) 複合基準		基準Ⅰ (注意報基準) 複合基準		時														23	16	4	12	(10)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	岩泉町	安家川	23	16		12	(10)	6	6	6	6	7	7	7	7	7	8	7	8	9	10	12	19	27	29	26	折壁川	7	6		4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4	6	8	8	7	小本川	45	41		12	(6)	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	11	12	13	14	17	26	41	52	54	鼠入川	14	11		10		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	7	11	14	14	13		撰待川	12	11		9		3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	7	10	12	12	10
市町村	基準河川			基準Ⅲ 指数基準		基準Ⅱ (警報基準) 複合基準		基準Ⅰ (注意報基準) 複合基準		時																																																																																																																																																																				
		23	16	4	12	(10)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20																																																																																																																																																					
岩泉町	安家川	23	16		12	(10)	6	6	6	6	7	7	7	7	7	8	7	8	9	10	12	19	27	29	26																																																																																																																																																					
	折壁川	7	6		4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4	6	8	8	7																																																																																																																																																					
	小本川	45	41		12	(6)	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	11	12	13	14	17	26	41	52	54																																																																																																																																																					
	鼠入川	14	11		10		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	7	11	14	14	13																																																																																																																																																					
	撰待川	12	11		9		3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	7	10	12	12	10																																																																																																																																																					
<p>情報入手方法</p>	<p>・防災情報提供システム</p>																																																																																																																																																																													

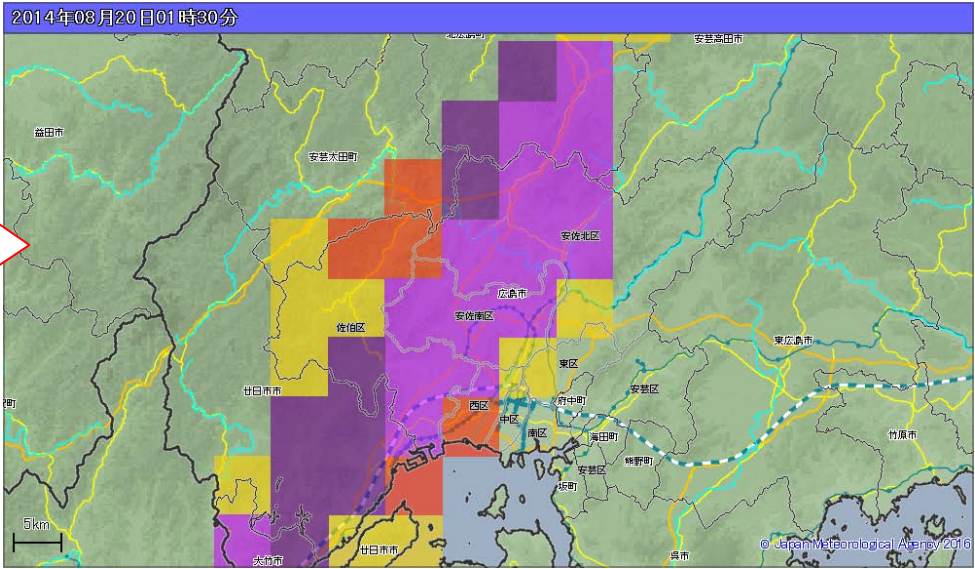
(13) 洪水警報の危険度分布（平成 29 年度出水期から提供開始）

<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆流域雨量指数の予測値を 3 時間先までの予測として面的に示したもので、上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生危険度の高まりを表す分布情報。</li> <li>◆洪水発生危険度の高まりを、洪水警報等の発表基準への到達状況に応じて 5 段階に判定した結果を色分け表示している。</li> <li>◆危険度の判定には 3 時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予測を用いている。</li> <li>◆洪水警報が発表された市町村内において、水位周知河川及びその他河川等について、実際にどこで洪水発生危険度が高まっているか、3 時間先までの予測が面的に概ね確認できる。水位周知河川及びその他河川の 3 時間先までの洪水発生危険度の高まりの面的な把握の参考になる。</li> </ul>															
<p>情報例</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2016年03月30日15時00分</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">高</td> <td style="background-color: purple; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>極めて危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↑</td> <td style="background-color: pink; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>非常に危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="background-color: red; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>警戒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="background-color: yellow; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低</td> <td style="background-color: cyan; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>今後の情報等に留意</td> </tr> </table> <p>※ 洪水警報等の発表基準は、河川流域毎かつ市町村毎に過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。</p>	高		極めて危険	↑		非常に危険			警戒			注意	低		今後の情報等に留意
高		極めて危険														
↑		非常に危険														
		警戒														
		注意														
低		今後の情報等に留意														
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム</li> <li>・気象庁ホームページ</li> </ul>															

(14) 大雨警報（浸水害）の危険度分布（平成 29 年度出水期から提供開始）

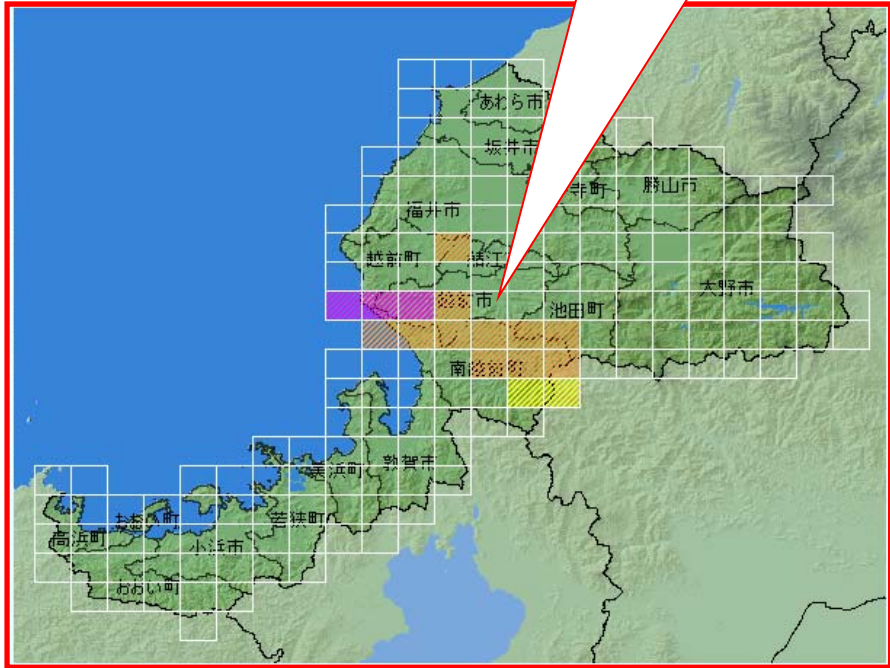
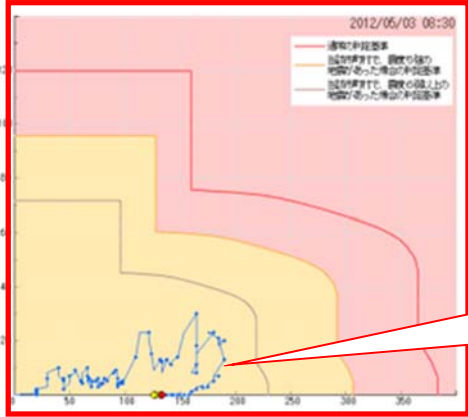
<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆短時間強雨による浸水害発生危険度を面的に表す分布情報。</li> <li>◆1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに、短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを、大雨警報（浸水害）等の発表基準への到達状況に応じて5段階に判定した結果を色分け表示している。</li> <li>◆危険度の判定には1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数（仮称）の予想を用いている。</li> <li>◆大雨警報（浸水害）が発表された市町村内において実際にどこで浸水害発生危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。小河川・下水道等における避難準備・高齢者等避難開始の発令範囲の判断に活用する。</li> </ul>										
<p>情報例</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2016年08月22日11時00分</p>  </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: red;">短時間強雨による浸水害発生危険度分布が確認できる。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">高</td> <td style="background-color: #4b0082; color: white;">極めて危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↑</td> <td style="background-color: #800080; color: white;">非常に危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↑</td> <td style="background-color: #ff0000; color: white;">警戒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↑</td> <td style="background-color: #ffff00; color: black;">注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低</td> <td style="background-color: #ffffff; border: 1px solid black;">今後の情報等に留意</td> </tr> </table>	高	極めて危険	↑	非常に危険	↑	警戒	↑	注意	低	今後の情報等に留意
高	極めて危険										
↑	非常に危険										
↑	警戒										
↑	注意										
低	今後の情報等に留意										
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム</li> <li>・気象庁ホームページ</li> </ul>										

(15) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

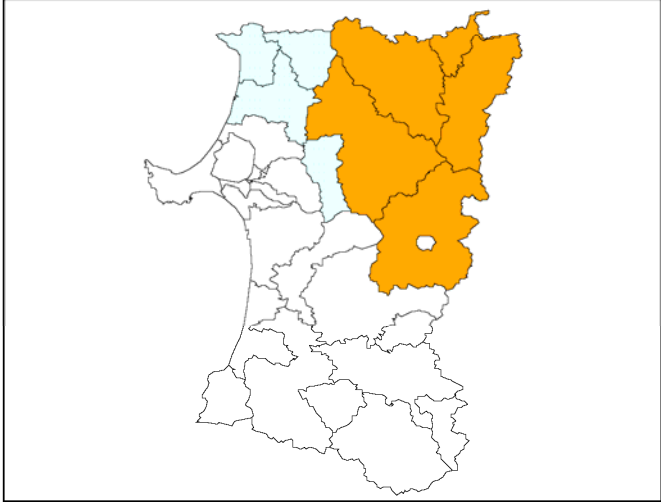
<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大雨による土砂災害発生の危険度を面的に表す分布情報。</li> <li>◆5km 四方の領域（メッシュ）ごとに、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の発表基準への到達状況に応じて5段階に判定した結果を色分け表示している。</li> <li>◆危険度の判定には2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数等の予想を用いている。</li> <li>◆大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表された市町村内において実際にどこで土砂災害発生の危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令範囲の判断に活用する。</li> </ul>												
<p>情報例</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">土砂災害発生の危険度が高まっている領域を確認できる。</p> </div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">↑</td> <td style="padding: 2px;">極めて危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">↑</td> <td style="padding: 2px;">非常に危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">↑</td> <td style="padding: 2px;">警戒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">↑</td> <td style="padding: 2px;">注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">↑</td> <td style="padding: 2px;">今後の情報等に留意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">↓</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">危険度</p> <p style="text-align: center;">高</p> <p style="text-align: center;">低</p> </div>	↑	極めて危険	↑	非常に危険	↑	警戒	↑	注意	↑	今後の情報等に留意	↓	
↑	極めて危険												
↑	非常に危険												
↑	警戒												
↑	注意												
↑	今後の情報等に留意												
↓													
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム</li> <li>・気象庁ホームページ</li> </ul>												



(16) 都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報

<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村長が避難勧告等の発令を行う対象地域を特定し、さらに災害を未然に防止できる適切なタイミングで避難勧告等の発令を行うための参考となるよう、各都道府県の防災情報システムにより提供されている。</li> <li>◆市町村内のより詳しい危険度がリアルタイムでわかるメッシュ情報や危険度の推移が分かる情報などがある。</li> </ul>
<p>情報例</p>	<div data-bbox="949 510 1439 584" style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">             市町村内における危険度の地域差と広がり確認できる。         </div>  <div data-bbox="454 1346 924 1760" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>2012/05/03 08:30</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 通知の警戒基準</li> <li>— 発令を要する、国庫の土砂災害危険区域の警戒基準</li> <li>— 発令を要する、国庫の土砂災害危険区域の警戒基準</li> <li>— 発令を要する、国庫の土砂災害危険区域の警戒基準</li> </ul>  </div> <div data-bbox="959 1570 1334 1709" style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">             あるメッシュにおける危険度の推移が、土砂災害警戒情報の発表基準と併せて確認できる。         </div>
<p>情報入手方法</p>	<p>・各都道府県の防災情報システム</p>

(17) 土砂災害警戒情報

<p>情報内容</p>	<p>◆大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が更に高まったときに発表される。</p>
<p>情報例</p>	<div style="text-align: center;"> <h2>秋田県土砂災害警戒情報 第6号</h2> <p>平成25年8月9日 18時30分 秋田県 秋田地方気象台 共同発表</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【警戒対象地域】</b> 大館市 鹿角市 北秋田市 仙北市 小坂町</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【警戒解除地域】</b> 能代市 上小阿仁村 藤里町 八峰町</p> </div> <p><b>【警戒文】</b>          &lt;概況&gt;          大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています          &lt;とるべき措置&gt;          崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるともに市町村から発表される避難勧告などの情報や気象台から発表される最新の気象情報に注意してください。</p> <div style="text-align: center;">  <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;"> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: orange; margin-right: 5px;"></span> 警戒対象地域         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: lightblue; margin-right: 5px;"></span> 警戒解除地域         </div> </div> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>問い合わせ先の部署名、電話番号等が示されている。</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>問い合わせ先 018-860-2519（秋田県河川砂防課） 018-823-8291（秋田地方気象台技術課）</p> </div>
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム</li> <li>・気象庁ホームページ</li> </ul>

(18) 潮位観測情報

<p>情報内容</p>	<p>◆潮位観測所ごとの実際の潮位、天文潮位。5分又は10分ごとに更新される。 ◆高潮注意報、高潮警報の発表基準潮位も確認できる。</p>
<p>情報例</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>潮位の時系列的な変化が図形式で確認できる。 今後の天文潮位の変化や高潮注意報基準、高潮警報基準を確認することもできる。</p> </div> <p>気象庁 Japan Meteorological Agency</p> <p>ホーム 防災気象情報 気象統計情報 気象等の知識 気象庁について 案内・申請・リンク</p> <p>ホーム &gt; 防災気象情報 &gt; 潮位観測情報</p> <p>潮位観測情報: 名古屋[気象庁]</p> <p>地方: 都府県: 名古屋市</p> <p>月日: 2月12日 - 14日</p> <p>注意報・警報の発表状況 名古屋[気象庁]の潮位の状況(2月12日 - 14日)</p> <p>潮位 (m)</p> <p>500 400 300 200 100 0 -100 -200</p> <p>0 12 0 12 0 12 (時)</p> <p>2月12日 2月13日 2月14日</p> <p>実際の潮位 天文潮位 過去最高潮位(389cm:1959年09月26日21時35分:伊勢湾台風)</p> <p>高潮注意報基準 高潮警報基準</p> <p>潮位偏差 (cm)</p> <p>30 25 20 15 10 5 0 -5 -10 -15 -20</p> <p>0 12 0 12 0 12 (時)</p> <p>2月12日 2月13日 2月14日</p> <p>潮位偏差</p> <p>潮位は標高で表示しています。また、潮位偏差は実際の潮位(潮位の観測値)と天文潮位との差です。グラフは5分毎に更新しますので、ご利用にあたっては、ブラウザの更新ボタンをクリックし、最新の情報をお使いください。</p> <p>高潮警報・注意報の基準値は観測点の所在する市町村の基準を表示しています。基準は市町村において高潮災害のおそれのあるもっとも低い潮位としているため、観測点の潮位と高潮警報・注意報の発表とは必ずしも整合しない場合があります。気象庁から発表される高潮警報・注意報や市町村から発表される避難情報等に十分注意してください。</p> <p>気象警報・注意報のページから高潮警報・注意報の発表状況を確認できます。 警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>このグラフに表示される実際の潮位(潮位の観測値)は、高い波浪の影響により短時間に大きく変動する場合があります。また、観測機器やデータ伝送システムの障害・保守作業に伴い、データが異常な値となったたり途絶えたりすることがあります。長期にわたる障害や保守作業については</p> <p>全国の観測点の稼働状況に関するお知らせ</p> <p>にまとめていますのでご覧ください。</p> <p>潮位観測情報 解説 観測地点一覧表 過去5年最高潮位一覧表 潮位の予測値[天文潮位](潮位表) 潮位の観測値[実際の潮位]の速報値(潮汐観測資料(速報値))</p>
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム</li> <li>・気象庁ホームページ</li> <li>・防災情報提供センター(国土交通省)</li> </ul>

## 市町村クローズアップ図

拡大表示

レーダー・ 降水ナウキャスト	解析雨量+ 降水短時間	雷ナウキャスト	竜巻発生確度 ナウキャスト	土砂災害警戒判定 メニュー情報
規格化版 流域雨量指数	アメダス	台風の暴風域に 入る確率	潮位	



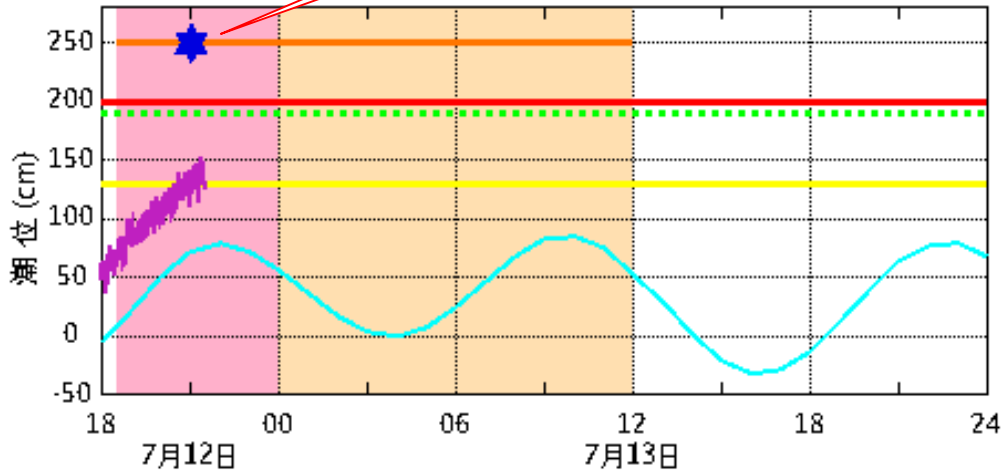
予想されるピークの時刻、予想最高潮位が表示される。

7月12日21時35分作成

石垣市

潮位観測地点：石垣

(気象庁)



潮位の観測値	——	高潮警報基準	——	注意期間	■
天文潮位	——	高潮注意報基準	——	警戒期間	■
注意警戒期間内の 予想最高潮位	——	予想されるピーク時刻	★	過去最高潮位	——

- ・潮位は標高で示しています。
- ・このグラフは約5分ごとに作成されますが、自動更新されません。図の左上の“最新”ボタンをクリックし、最新の情報をお使いください。
- ・注意警戒期間の終了時刻が図右端の時刻を越えて継続する場合、期間の表示の右端が波状となります。
- ・表示される潮位観測値は、観測機器の保守作業や障害に伴って異常な値を示すことがあります。
- ・高潮警報・注意報の基準は市町村において高潮災害のおそれのある潮位のうちもっとも低いものとしており、潮位観測値と高潮警報・注意報の発表とは必ずしも整合しない場合があります。
- ・石川県、富山県、福井県、滋賀県の高潮警報・注意報は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による地盤沈下を考慮した暫定基準による運用を行っています。

(19) 津波に関する情報

<p>情報内容</p>	<p>◆津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目途に、大津波警報、津波警報又は津波注意報が、津波予報区単位で発表される。</p> <p>◆これら警報・注意報が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報として発表される。</p>										
<p>情報例</p>	<p><b>【津波情報の種類】</b></p> <table border="1" data-bbox="443 573 1428 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 577 850 622">種類</th> <th data-bbox="857 577 1422 622">情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 631 850 721">津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td data-bbox="857 631 1422 721">各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 730 850 819">各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td data-bbox="857 730 1422 819">主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 828 850 873">津波観測に関する情報</td> <td data-bbox="857 828 1422 873">沿岸で観測した津波の時刻や高さ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 882 850 1010">沖合の津波観測に関する情報</td> <td data-bbox="857 882 1422 1010">沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※遠地で発生した地震による津波の場合、気象庁は、津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります</p>	種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ
種類	情報の内容										
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ										
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻										
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ										
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ										
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム</li> <li>・気象庁ホームページ</li> </ul>										

情報例（その2）

ホーム
防災気象情報
気象統計情報
気象等

[ホーム](#) > [防災気象情報](#) > [大津波警報](#)・[津波警報](#)・[津波注意報](#)・[津波情報](#)・[津波予報](#)

### 津波情報：津波到達予想時刻と予想される津波の高さに関する情報

最新の大津波警報・津波警報・津波注意報

最新の大津波情報

津波予報

印刷

津波情報 | 津波の到達予想時刻と津波の高さに関する情報 ▼

大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報発表履歴

次の情報 >

地図をクリックすると都府県単位まで拡大できます

最新の大津波情報をご覧ください

地震の発生日時：01月24日10時03分頃  
震源地：九州地方南東沖 マグニチュード：8超 深さ：約10km

[津波情報本文へ](#)

平成25年01月24日10時05分発表

「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」では、津波予報区名ごとの津波到達予想時刻、予想される津波の高さが確認できる。

津波予報区名	津波到達予想時刻	予想される津波の高さ
\$ 茨城県	24日11時50分	巨大
\$ 千葉県九十九里・外房	24日11時20分	巨大
\$ 千葉県内房	24日11時10分	巨大
\$ 伊豆諸島	24日10時50分	巨大
\$ 小笠原諸島	24日11時20分	巨大
\$ 相模湾・三浦半島	24日11時10分	巨大
\$ 静岡県	24日10時50分	巨大
\$ 愛知県外海	24日11時00分	巨大
\$ 三重県南部	24日10時40分	巨大
\$ 淡路島南部	24日11時10分	巨大
\$ 和歌山県	24日10時30分	巨大
\$ 広島県	24日11時50分	巨大

## 巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

表 2 土砂災害の前兆現象の例※

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流付近の斜面が崩れだす</li> <li>・落石が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけに割れ目がみえる</li> <li>・がけからは小石がパラパラと落ちる</li> <li>・斜面がはらみだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面にひび割れができる</li> <li>・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする</li> </ul>
	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の水が異常に濁る</li> <li>・雨が降り続けているのに川の水位が下がる</li> <li>・土砂の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面流が生じる</li> <li>・がけから水が噴出する</li> <li>・湧水が濁りだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沢や井戸の水が濁る</li> <li>・斜面から水が噴き出す</li> <li>・池や沼の水かさが急減する</li> </ul>
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁水に流木が混じりだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流内の火花</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家や擁壁に亀裂が入る</li> <li>・擁壁や電柱が傾く</li> </ul>
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地鳴りがする</li> <li>・山鳴りがする</li> <li>・転石のぶつかり合う音</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする</li> <li>・樹木の揺れる音がする</li> <li>・地鳴りがする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする</li> </ul>
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐った土の臭いがする</li> </ul>		

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※ 表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」(平成18年3月)からの転載、注書については内閣府が記載

## 巻末資料Ⅲ 危険潮位の設定について

**危険潮位**：基準観測所潮位(又は各市町村の推定潮位)がその潮位を越えると、高潮被害のおそれがあるものとする。

下図を参考に避難勧告等の対象区域(以下「高潮避難区域」という。)ごとに設定。入手できるデータ等に応じて設定手法を選択して決定。

**高潮避難区域**：下記を考慮して設定した、避難勧告等の対象区域。

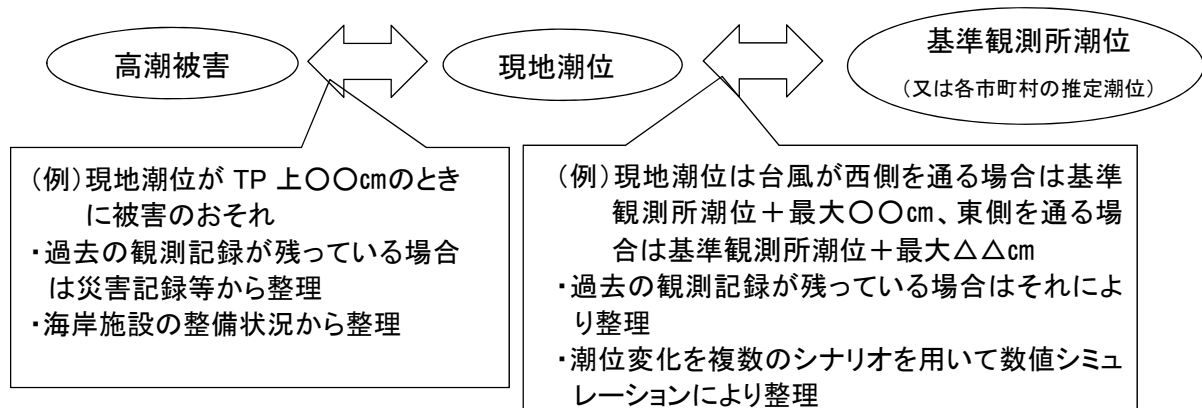
- ・海岸保全施設の整備状況が概ね同レベルの範囲
- ・海岸保全施設で防護される区域の住家等の有無

**基準観測所潮位**：潮位観測・予測が実施されている観測所のうち、地域の潮位(現地潮位)を最も適切に推測できる観測所の潮位。

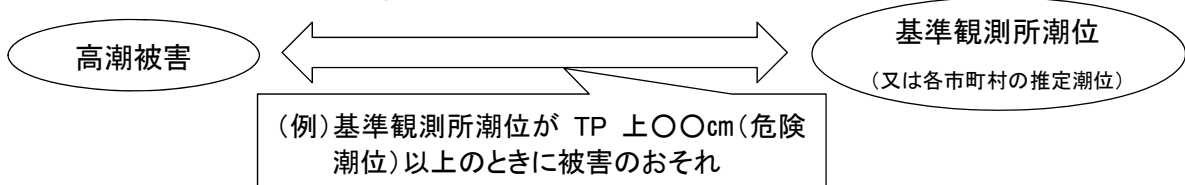
**各市町村の推定潮位**：基準観測所潮位を基に、各市町村の潮位を推定した潮位

**現地潮位**：各高潮避難区域を代表する潮位。地形の影響などにより、基準観測所潮位と同じとは限らない。観測値は基準観測所潮位等でしか得られないため、それとの関係性を整理しておく必要がある。

### ①現地潮位との関係から整理



### ②過去の災害時の資料から直接整理



### ③高潮警報基準等を危険潮位として採用(①、②ができない場合)

過去の災害資料や現地潮位を介した整理が出来ない場合は、高潮警報基準や海岸施設の天端高などの既存の閾値を活用。



### 情報の収集

上記の調査のため、以下の情報を収集

- ・過去高潮記録
  - 被害実態(市町村)
  - 施設の状況(海岸管理者等)
  - 気象、潮位の状況(気象台等)
- ・防潮施設の現状(海岸管理者等)
- ・高潮警報基準(気象台)
- ・現在の避難勧告基準等(市町村)
- ・海岸地形等(海岸管理者等)

### 留意点

- ・避難勧告等のためには、浸水シミュレーションや過去の災害の調査等により、浸水区域等を特定することが必要。
- ・危険潮位の設定に当たっては、海岸管理者、気象台、都道府県防災部局等の関係者と情報、認識の共有が必要。
- ・シミュレーションのシナリオ(台風の強さやコース)については、可能な限り複数の事例を想定。
- ・過去災害の調査に当たっては、できるだけ複数の事例を対象とし、当時の施設整備状況等を勘案する。
- ・海岸施設の整備状況を用いる際には、波浪の影響を勘案する。

## 巻末資料Ⅳ 竜巻、雷、急な大雨への対応について

- 竜巻、雷、急な大雨といった積乱雲がもたらす激しい現象は、短時間で局所的に発生することが特徴であり、最新の観測・予測技術をもってしても、発生する場所や時刻を予測することが困難であることから、本ガイドラインでは、避難勧告等の発令の対象としていない。
- 竜巻、雷が発生する可能性に応じて、気象庁から、「気象情報」、「雷注意報」、「竜巻注意情報」の順に段階的に防災気象情報が発表される<sup>※1</sup>が、竜巻注意情報は、一次細分区域（〇〇県南部など）の単位で発表され、市町村単位では発表されていない。
- このため、「竜巻注意情報」が発表されたとき、竜巻、雷等が必ず発生するわけではないものの、市町村は、これらの現象が発生した場合に迅速な対応が取れるような体制を構築しておくことが望ましい。
- また、竜巻、雷、急な大雨は突然発生し、短時間で被害をもたらすことから、各市町村は、これらの現象から身を守る方法<sup>※2</sup>を平時から居住者等へ周知しておくことが必要である。

※1：竜巻・雷に関し発表される警報はない。

※2：例えば、「積乱雲に伴う激しい現象の住民周知に関するガイドライン（気象庁、平成27年3月改定）」、「竜巻等突風対策局長級会議報告（竜巻等突風対策局長級会議、平成25年12月）」、「竜巻から身を守ろう！（内閣府・気象庁、平成25年12月）」などを参照

気象情報：注意報等に先立って注意を呼びかけたり、注意報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために発表される。

雷注意報：落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。発達した積乱雲の下で発生することの多い竜巻やダウンバースト等の突風、「ひょう」、急な強い雨に対する注意喚起を付加することもある。

竜巻注意情報：積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域（〇〇県南部など）の単位で対象に発表される。有効期間は、発表から1時間。



## 巻末資料V 用語集

「避難勧告等に関するガイドライン」の中で用いている防災気象情報や避難勧告等の用語について整理した。

### 【あ行】

#### 大雨警報（おおあめけいほう）

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

表面雨量指数（仮称）基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表。

#### 大雨警報（浸水害）の危険度分布（おおあめけいほうのきけんどうぶんぷ）（平成 29 年度出水期から提供開始）

気象庁が、大雨警報（浸水害）を補足するため、市町村内のどこで大雨警報（浸水害）基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、表面雨量指数を基準値で判定した結果をメッシュ情報で提供。

#### 大雨注意報（おおあめちゅういほう）

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

#### 大雨特別警報（おおあめとくべつけいほう）

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。

大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等を要因とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。

##### ■雨量を基準とする大雨特別警報

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

- ① 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。
- ② 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする）。

##### ■台風等を要因とする大雨特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

#### 大津波警報（おおつなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警

報は、特別警報に位置づけられている。

#### 屋内安全確保（おくないあんぜんかくほ）

本ガイドラインにおいて定義する、屋内での待避等の安全確保のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

### 【か行】

#### 解析雨量（かいせきうりょう）

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせ、より精度が高い、面的な雨量を1キロメートル格子で解析したもの。

#### 危険潮位（きけんちょうい）

その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位。

#### 基準面（きじゅんめん）

陸地の高さや海の深さの基準となる面のこと。潮汐に関する基準面には、潮位の観測基準面、東京湾平均海面、潮位表基準面、基本水準面等がある。

#### 強風注意報（きょうふうちゅういほう）

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

#### 居住者等（きょじゅうしゃとう）

本ガイドラインにおいて定義する、地域にいる全ての居住者、滞在者のこと。

#### 居住者・施設管理者等（きょじゅうしゃしせつかんりしゃとう）

本ガイドラインにおいて定義する、地域にいる全ての居住者、滞在者及び要配慮者利用施設、地下街等の所有者又は管理者のこと。

#### 記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される情報。

#### 緊急地震速報（きんきゅうじしんそくほう）

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。

地震波には主に2種類の波があり、最初に伝わる早い波（秒速約7km）をP波、速度は遅い（秒速約4km）が揺れは強い波をS波という。この速度差を利用して、P波を検知した段階でS波による大きな揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約30万km）で伝わることから、S波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震

波が届く前に危険を伝えることができる。

### 警報（けいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

### 警報級の可能性（けいほうきゅうのかのうせい）（平成29年度出水期から提供開始）

警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が[高][中]2段階の確度で提供される。

### 高解像度降水ナウキャスト（こうかいぞうどこうすいなくゃすと）

雨量、降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、30分先までは250m格子単位で、35分先から60分先までは1km格子単位で1時間後（5分～60分先）まで予報する。

### 洪水警報（こうずいけいほう）

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

### 洪水警報の危険度分布（こうずいけいほうのきけんどうぶんぷ）（平成29年度出水期から提供開始）

気象庁が、洪水警報を補足するため、市町村内のどこで洪水警報基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、精緻化した流域雨量指数を基準値で判定した結果の面的分布を提供。水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の3時間先までの予測の面的な把握の参考になる。

### 洪水注意報（こうずいちゅういほう）

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

### 家屋倒壊等氾濫想定区域（かおくとうかいとうはんらんそうていくいき）

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。

#### a) 家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）

現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算したもの。

#### b) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を、河岸高（堤内地盤高と平均河床高の差）や川幅等から推算したもの

### 降水短時間予報（こうすいたんじかんよほう）

1時間降水量について分布図形式で行う予報。30分毎に発表し、1km格子単位で6時間後（1時間～6時間先）まで予報する。

### 洪水等

本ガイドラインにおいて定義する、洪水及び内水氾濫のこと。

#### 降水ナウキャスト（こうすいなうきゃすと）

降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km格子単位で1時間後（5分～60分先）まで予報する。

#### 洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁長官と共同して水位や流量の予報を行う。流域面積の大きい河川が対象となる。

国土交通大臣又は都道府県知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとした指定した河川で、国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁長官と共同して水位や流量の予報を行う。

## 【さ行】

#### 災害計画（さいがいけいかく）

本ガイドラインにおいて定義する、要配慮者利用施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により作成することとなっている災害に関する計画のこと

#### 災害・避難カード（さいがい・ひなんカード）

本ガイドラインで提案する、洪水等（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮、津波の災害毎に立退き避難の必要性、立退き避難する場合の場所を建物毎に整理して事前に記したカード。各家庭や各施設において、災害種別毎にどのように行動するのかを確認し、災害時は、市町村が発する避難勧告等の情報をトリガーとして、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができる。

#### 山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）による被害のおそれがある地区。

##### ①山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害（落石による災害を含む。）が発生するおそれがある地区

##### ②崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

##### ③地すべり危険地区

地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

#### 指定避難所（していひなんじょ）

災害対策基本法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。

#### 指定緊急避難場所（していきんきゅうひなんばしょ）

災害対策基本法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。

#### 施設管理者等（しせつかんりしゃとう）

本ガイドラインにおいて定義する、要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者のこと。水防法等により、災害計画を作成することとされている。

#### 小河川・下水道等（しょうかせんげすいどうとう）

本ガイドラインにおいて定義する、その他河川等のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川・下水道等のこと。

#### 水位周知海岸（すいいしゅうちかいがん）

水防法の規定により、都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

#### 水位周知河川（すいいしゅうちかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

#### 水位周知下水道（すいいしゅうちげすいどう）

水防法の規定により、都道府県知事又は市町村長が、内水氾濫により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

#### 水位到達情報（すいいとうたつじょうほう）

水防法の規定により、水位周知河川・海岸・下水道において氾濫危険水位等に水位が到達した時に、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が発表する情報。市町村長による避難勧告等の発令判断のための重要な情報となる。

#### 垂直避難（すいちよくひなん）

切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。  
本ガイドラインにおける「屋内安全確保」の一つ。

#### 水平避難（すいへいひなん）

その場を立退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難すること。  
本ガイドラインにおける「立退き避難」と同意。

### 水防団待機水位（すいぼうだんたいきすい）

水防団が待機する水位。居住者等に行動を求めるレベルではない。

### 専門機関（せんもんきかん）

本ガイドラインにおいて定義する、市町村が助言を求めることのできる対象機関のこと。

### その他河川等（そのたかせんとう）

本ガイドラインにおいて定義する、洪水予報河川及、水位周知河川及び水位周知下水道以外の河川及び下水道のこと。河川特性等を考慮し、河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、避難勧告等の発令を判断する。

## 【た行】

### 待避（たいひ）

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。なお、本ガイドラインにおいては「待避」との表現を用いているが、「たいひ」には、安全な場所に留まることに主眼を置いた「待避」と、安全な場所へ移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記があるため、文脈に応じて表記を適切に使い分けること。

### 台風情報（たいふうじょうほう）

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

#### a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10 分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

#### b) 台風の予報の内容

72 時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

### 高潮警報（たかしおけいほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して概ね市町村単位で発表。

### 高潮注意報（たかしおちゅういほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために概ね市町村単位で発表。災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。

a) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれのある場合。

b) 高潮には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設等の損壊、船舶等の流出などがある。「異常潮」によるものを含む。

警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

### 高潮特別警報（たかしおとくべつけいほう）



気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表。

#### ■高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

### 立退き避難（たちのきひなん）

本ガイドラインにおいて定義する、自宅等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。

水平避難と同意。

### 竜巻注意情報（たつまきちゅういじょうほう）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域（〇〇県南部など）の単位で発表される。有効期間は、発表から 1 時間。

### 注意報（ちゅういほう）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を 6 6 に区分した津波予報区に対して発表する。

### 潮位（ちょうい）

基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。

「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等が用いられる。

### 潮汐（ちようせき）

約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位（潮位）の昇降現象のこと。

### 津波警報（つなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

### 津波注意報（つなみちゅういほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、

浸水注意報を津波注意報として行う。

### 津波の高さ（つなみのたかさ）

「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報（津波観測に関する情報）で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。

### 天文潮（てんもんちょう）

潮汐のうち、月や太陽の起潮力のみによって生じる海面の昇降現象。潮汐は、天文潮に気圧や風など気象の影響が加わったもの。

### 天文潮位（てんもんちょうい）

主として天文潮を予測した潮位のこと。推算潮位。過去に観測された潮位データの解析をもとにして計算される。

### 東京湾平均海面（TP）（とうきょうわんへいきんかいめん）

標高（海拔高度）の基準面。水準測量で使用する日本水準原点は TP 上 24.4140m と定義されている。以前は東京湾中等潮位と呼ばれていたが、現在は用いられていない。

### 特別警戒水位（とくべつけいかいすい）

水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸において、付近の居住者等が避難を開始するために設定された水位。氾濫危険水位と同意。

### 特別警報（とくべつけいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

津波は「大津波警報」として発表される。

### 土砂災害危険箇所（どしゃさいがいきけんかしょ）

都道府県が調査した土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による被害のおそれがある区域。

#### ①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地

#### ②土石流危険区域

溪流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域

#### ③地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲

## 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいけいかいいき・どしゃさいがいとくべつけいかいいき）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

- ①土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ②土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

## 土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

## 土砂災害警戒判定メッシュ情報（どしゃさいがいけいかいはんていめっしゅじょうほう）

5km 四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生の危険度を 5 段階に判定した結果を地図上に表示した情報。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には 2 時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁 HP や防災情報提供システムで提供されている。

## 土砂災害に関するメッシュ情報（どしゃさいがいにかんするめっしゅじょうほう）

本ガイドラインにおいて、気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と各都道府県が発表する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」を総称した情報。

## 土砂災害危険度をより詳しく示した情報

### （どしゃさいがいきけんをよりくわしくしめしたじょうほう）

都道府県が独自に提供する情報で、1～5km メッシュ、10 分～60 分毎、最大 2～3 時間先までの土砂災害の危険度を表示している。なお、ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。

## 土壌雨量指数（どじょうりょうしすう）

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。5km メッシュ、30 分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）等の発表判断に用いられる。土砂災害発生の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害に関するメッシュ情報で確認できる。

## 【な行】

### 内水氾濫（ないすいはらん）

降雨により下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる氾濫をい

う。水防法第 2 条に定める「雨水出水」のこと。

## 【は行】

### 氾濫危険情報（はんらんきけんじょうほう）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなる時に発表される洪水予報。水位が氾濫危険水位に達した場合に発表される。

洪水予報河川以外にも、水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸について、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合には、「××川氾濫危険情報」、「××市××地区内水氾濫危険情報」または「××海岸高潮氾濫危険情報」が発表される。

### 氾濫危険水位（はんらんきけんすい）

洪水、内水氾濫または高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。

水位周知河川においては、洪水特別警戒水位（水防法第 13 条）に、水位周知下水道においては雨水出水特別警戒水位（水防法第 13 条の 2）に、水位周知海岸においては高潮特別警戒水位（水防法第 13 条の 3）に相当する。

### 氾濫警戒情報（はんらんけいかいじょうほう）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなる時に発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又は氾濫危険水位に達すると予想された場合には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

### 氾濫注意水位（はんらんちゅういすい）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。

### 氾濫注意情報（はんらんちゅういすい）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなる時に発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合には、「××川氾濫注意情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、水位周知河川についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

### 氾濫発生情報（はんらんはっせいじょうほう）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなる時に発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。

洪水予報河川以外に、水位周知河川や水位周知海岸についても、発表されることがある。

### 避難勧告（ひなんかんこく）

災害対策基本法の規定により、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。

本ガイドラインでは、近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確

保」も避難勧告が促す避難行動としている。

#### 避難勧告等（ひなんかんこくとう）

本ガイドラインにおいて定義する、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）のこと。

#### 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

災害対策基本法に規定された用語。要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

#### 避難指示（緊急）（ひなんしじきんきゅう）

災害対策基本法の規定により、市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。

本ガイドラインでは、避難勧告を行った地域のうち、立退き避難をしそびれた者に立退き避難を促す。

また、土砂災害等について立退き避難をしそびれた者に、近隣の堅牢な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を促す。

津波については、立退き避難を促す。

#### 避難準備・高齢者等避難開始（ひなんじゅんぴこうれいしゃとうひなんかいし）

災害対策基本法の規定により、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き準備を促すこと。

本ガイドラインでは、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す（避難準備・高齢者等避難開始の段階から指定緊急避難場所が開設され始める）。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

#### 避難判断水位（ひなんはんだんすい）

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、居住者等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定する。

#### 表面雨量指数（ひょうめんりょうしすう）（仮称）

短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中にしみ込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の气象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生危険度分布は、発表判断基準との比較によって判定された「大雨警報（浸水害）危険度分布」（平成 29 年度出水期より提供開始）で確認できる。

### 府県気象情報（ふけんきしょうじょうほう）

警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。

### PUSH 型（ぷっしゅがた）

情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段。

### PULL 型（ぶるがた）

情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段。

### 暴風警報（ぼうふうけいほう）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね 20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

### 暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。

#### ■台風等を要因とする暴風特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

## 【や行】

### 要配慮者（ようはいりよしや）

平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

### 予想最高潮位（よそうさいこうちょうい）

高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報の中で明示される潮位の予想最大値。高潮によって浸水する範囲と密接な関係がある。

## 【ら行】

### 陸閘（りくこう）

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

### 流域（りゅういき）

ある河川、または水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域。

洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

### 流域平均雨量（りゅういきへいきんうりょう）

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。

### 流域雨量指数（りゅういきうりょうしすう）

河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨（解析雨量）と今後降ると予想される雨（降水短時間予報）を取り込んで、流出過程（タンクモデル）と流下過程（運動方程式）を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。なお、3時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には、「洪水警報の危険度分布」を参考にしても良い。

## 資料VI ガイドライン策定・改定の経緯

### <平成 17 年 3 月 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン策定>

観測史上最多となる 10 個の台風が上陸した平成 16 年の水害、土砂災害、高潮等において、避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと、居住者への迅速確実な伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっても居住者が避難しないことが課題としてあげられた。この課題を解決し、適切な避難勧告等の発令により、居住者の迅速・円滑な避難を実現することは、市町村長の責務であるが、市町村長がそのような局面を経験することはそれほど多くなく、また一般的に各種災害対応に精通しているわけでもない。そこで、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の居住者に対して避難勧告等を発令するべきか等の判断基準について定めたマニュアルを市町村で予め作成しておくことが不可欠であるとの考えから、そのための手引きとなる指針として、ガイドラインがとりまとめられた。

### <平成 26 年 4 月 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定>

平成 17 年 3 月に策定されたガイドラインを参考にしつつ、各市町村において避難勧告等の発令判断・伝達基準の策定等が進められてきたが、ガイドライン策定以後に設けられた新たな制度や、東日本大震災をはじめとする災害の教訓等を踏まえ改定した。

改定にあたっては、「避難」に関する考え方をあらためて整理し、避難勧告等の具体的でわかりやすい判断基準を設定するための考え方を示すとともに、国の関係機関及び都道府県の関係部局や出先機関に助言を求めて判断基準を設定することや、市町村の防災体制の考え方を例示し、居住者に避難行動を認識してもらうための仕組みを併せて提案した。なお、改定直後は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」として、「(案)」を付したものとし、約半年の試行期間を設けた後、平成 26 年 9 月に内容を変えずに「(案)」を取り、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」として改めて公表した。

### <平成 27 年 8 月 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定>

平成 26 年 8 月の広島市における土砂災害等を踏まえ、平成 26 年 11 月に改正された土砂災害防止法及び土砂災害への総合的な対策についてとりまとめた「総合的な土砂災害対策の推進について（報告）」（平成 27 年 6 月、中央防災会議 防災対策実行会議 総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ）の内容を反映し、改定した。当該報告は土砂災害を対象としたものではあるが、提言内容については、土砂災害に限らず降雨に起因する自然災害全般への対策として有効であるものも多く含まれているため、他の災害にも反映した。

改定にあたっては、避難準備情報の活用（自発的な避難の推奨、夜間避難回避のための早期発令）、風雨等の状況に応じた避難行動をとること、PUSH 型と PULL 型とを組み合わせ多様化・多重化した伝達手段で避難勧告等を提供すること、指定緊急避難場所を避難準備情報の段階から開設し始め、開設情報を居住者に周知すること等を追記した。

さらに、平成 27 年 5 月の水防法改正を反映し、災害規模に応じた浸水想定範囲への避難勧告等の発令、地下街等の避難に関する記述の充実、水位周知下水道による内水氾濫を避難勧告発令対象への追加する場合の内水氾濫危険情報の活用方法の追加、水位周知海岸に係る高潮について避難勧告等発令への高潮氾濫危険情報の活用方法の追加等を行った。



## ＜平成 28 年 12 月 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定＞

平成 28 年台風第 10 号により、岩手県岩泉町の高齢者施設が被災する等した水害を踏まえ、内閣府が設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」において、避難に関する情報提供の改善方策等について検討がなされ、平成 28 年 12 月に報告がまとめられた。報告では、ガイドラインの内容の充実に加え、実効性を高めるための取組みについて提言があった。

この報告及び平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害を受けて設置した「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、居住者等が的確な避難行動をとれるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定し、内容の更なる充実を図り、ガイドラインの名称を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に変更するとともに、使いやすさも考慮して、“避難行動・情報伝達編”、“発令基準・防災体制編”に分けることとした。

“避難行動・情報伝達編”においては、発令時に対象者を明確にするるとともに、対象者ごとにとるべき避難行動をあわせて伝達することや、平時からの災害リスク情報の周知等を追記した。

“発令基準・防災体制編”においては、躊躇なく避難勧告等を発令するための体制を構築するため、全庁を挙げて役割分担する防災体制の構築や、発令基準に達した情報を市町村長が確実に把握できるような防災体制の構築等を追記した。

また、平成 28 年台風第 10 号による水害では、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされており、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を下記のとおり変更した。

(変更前)		(変更後)
・「避難準備情報」	→	「避難準備・高齢者等避難開始」
・「避難勧告」	→	「避難勧告」
・「避難指示」	→	「避難指示（緊急）」

# 避難勧告等に関するガイドライン②

## (発令基準・防災体制編)

平成29年1月

内閣府（防災担当）

---

# 目 次

<b>1. 避難勧告等発令の判断基準の設定の手順</b> .....	<b>1</b>
1.1 対象とする災害の特定 .....	1
1.2 避難勧告等の対象とする区域の設定.....	1
1.3 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方.....	4
1.4 立退き避難が必要な災害の事象.....	6
1.5 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言 .....	8
<b>2. リアルタイムで入手できる防災気象情報、映像情報等</b> .....	<b>9</b>
2.1 情報システムで提供される防災気象情報、映像情報 .....	9
2.2 防災気象情報の入手等 .....	9
<b>3. 洪水等の避難勧告等</b> .....	<b>10</b>
3.1 避難勧告等の対象とする洪水等 .....	10
3.2 避難勧告等の発令を判断するための情報 .....	11
3.3 判断基準設定の考え方 .....	15
<b>4. 土砂災害の避難勧告等</b> .....	<b>27</b>
4.1 避難勧告等の対象とする土砂災害 .....	27
4.2 避難勧告等の発令を判断するための情報 .....	30
4.3 判断基準設定の考え方 .....	31
<b>5. 高潮の避難勧告等</b> .....	<b>35</b>
5.1 避難勧告等の対象とする高潮 .....	35
5.2 避難勧告等の発令を判断するための情報 .....	36
5.3 判断基準設定の考え方 .....	37
<b>6. 津波の避難指示（緊急）</b> .....	<b>41</b>
6.1 避難指示（緊急）の対象とする津波.....	41
6.2 避難指示（緊急）の発令を判断するための情報 .....	43
6.3 判断基準設定の考え方 .....	43
<b>7. 避難勧告等の発令時における助言</b> .....	<b>45</b>
<b>8. 市町村の体制と災害時対応の流れ</b> .....	<b>46</b>
8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制.....	46
8.2 自然災害の発生が想定される際の地方公共団体の防災体制 .....	48
8.3 防災気象情報の発表等と市町村の災害時対応の時系列.....	49

---

---

## 1. 避難勧告等発令の判断基準の設定の手順

平成 25 年の災害対策基本法改正により、避難行動に「屋内での安全確保措置」を含めたことから、避難勧告等が発令された場合、同じ避難勧告の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なることとなる。いずれの災害においても、避難勧告等の発令対象区域は受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、適切な範囲に絞り込むことが望ましい。

対象とする災害が洪水等及び高潮の場合、浸水する区域であっても、床下浸水にとどまる等、命を脅かす危険性がないと考えられる区域については、避難勧告等の発令対象区域から外れている場合があること、避難行動としては屋内安全確保で十分である場合があることを、居住者・施設管理者等に周知しておくべきである。ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、居住者・施設管理者等自身が必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る避難行動をとるべきであることも、あわせて周知すべきである。

土砂災害、津波は、立退き避難を原則とする。

避難勧告等の判断基準の設定に関するおおまかな作業の流れは下記のとおり。

- ① 対象とする災害の特定
- ② 避難勧告等の対象とする区域の設定
- ③ 避難勧告等の判断基準の設定

### 1.1 対象とする災害の特定

過去の災害や想定される災害を調査し、避難勧告等が発令する対象とする災害を特定する。

本ガイドラインにおいては、洪水等、土砂災害、高潮、津波を取り扱う。

洪水等に関しては、複数の河川による氾濫の危険性がある場合がある。また、洪水等と土砂災害の同時発生等、異なる災害が同時に発生する場合もある。

### 1.2 避難勧告等の対象とする区域の設定

#### 1.2.1 洪水等

洪水で避難勧告等の対象となる区域は、洪水ハザードマップやその基となる各河川の洪水浸水想定区域を基本として設定する。なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、河川状況や、堤防決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道に加え、その他河川等（下水道を含む。）からの氾濫についても、河川管理者や气象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。

その他河川等のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川・下水道等からの氾濫については、基本的に避難勧告等の発令対象とせず、区域設定の対象としなくても良い。

## 1.2.2 土砂災害

土砂災害は命を脅かすことが多いことから、避難勧告等の対象となる区域は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、都道府県の調査による土砂災害危険箇所等を基本とし、その全ての区域において立退き避難することを原則とする。

## 1.2.3 高潮

高潮で避難勧告等の対象となる区域は、高潮ハザードマップやその基となる高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。

## 1.2.4 津波

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。避難指示（緊急）の対象とする区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。

## 1.2.5 複数の災害を考慮すべき地域

- ・ 地域によっては洪水等、土砂災害等の複数の災害からの立退き避難を想定すべきところがあり、それぞれの災害のリスクに応じて避難を行う必要がある。
- ・ 複数の河川からの浸水が想定される地域においては、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することも想定し、全ての浸水深のうち最も大きい浸水深を基準にして、立退き避難等の避難行動をとる必要がある。



図1 洪水の浸水範囲が重複する事例（イメージ）



図2 洪水の浸水範囲と土砂災害警戒区域が重複する事例（イメージ）

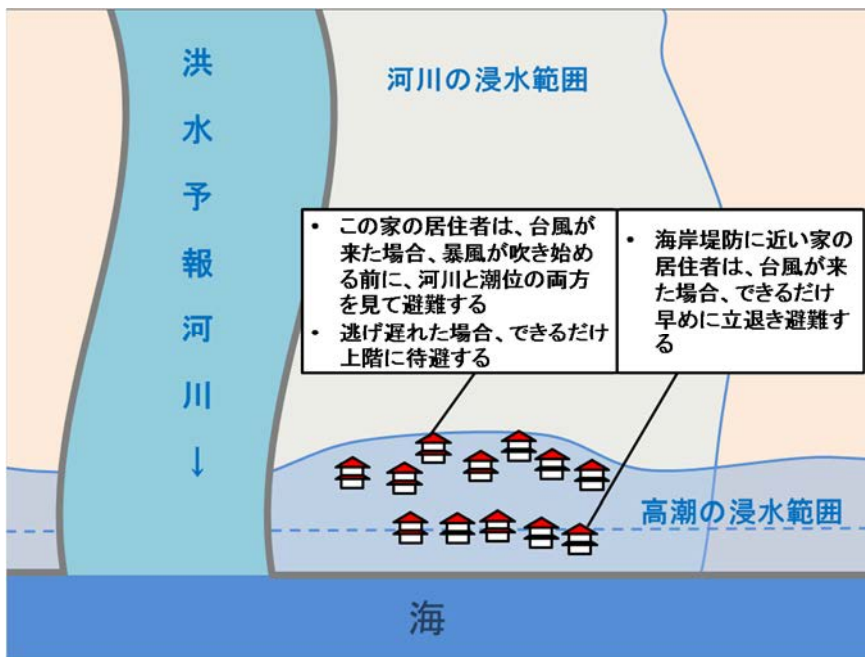


図3 洪水と高潮の浸水範囲が重複する事例（イメージ）

---

### 1.3 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方

市町村は対象とする災害の種別毎に避難行動が必要な地域を示して、居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難勧告等を発令する。ただし、避難勧告等は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、対象区域の個々の居住者等が、どのような避難行動が必要かあらかじめ理解し、避難先や避難経路等を確認するように訓練等を通じて徹底する必要がある。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。なお、避難指示（緊急）については、災害が発生している、もしくは発生するおそれが極めて高い状況において、発令することを想定している。

また、避難勧告等が発令された際、既に周囲で洪水等や土砂災害が発生している等、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと、居住者・施設管理者等が自ら判断した場合には、近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」をとる必要があることを、居住者・施設管理者等に平時から周知しておく必要がある。

さらに、平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難である土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いについては、避難準備・高齢者等避難開始を積極的に活用することとし、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階から要配慮者に立退き避難開始を求めることに加え、土砂災害警戒区域・危険箇所や当該河川沿い等の居住者等にも自発的に避難を開始することを、推奨することが望ましい。

高潮については、台風等の接近に伴う暴風が吹き始めるまでに、予想最高潮位に応じて想定される浸水区域の外への立退き避難を完了する必要があるため、リードタイムを充分にとり避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を発令する。

避難準備・高齢者等避難開始については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令すべきである。

避難勧告等が発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態を恐れず、判断基準に基づき避難勧告等が発令すべきであり、そのためにも、避難勧告等の発令基準を具体的でわかりやすいものとして、事前に設定しておくべきである。居住者等に対しては「空振り」であっても、被害がなければ良かったと思えるような意識を醸成しておくことが望ましい。

また、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等が発令する等、臨機応変に対応すべきである。

たとえ指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、災害が切迫した状態であれば、避難勧告等が発令すべきである。避難勧告等が発令されると、行政による伝達に加え、マスメディアやインターネット・アプリ等からも、居住

---

者・施設管理者等に避難行動を呼びかける注意喚起がなされることにより、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動がとられ、少しでも危険性の低い場所に身を置くことが期待される。このような状況下において避難勧告等を発令する場合には、屋外が危険な場合には屋内安全確保が望ましい等、とるべき避難行動を発令時にあわせて伝達すべきである。さらに、立退き避難、屋内安全確保のいずれが望ましいか、その時の状況に応じて居住者等が避難行動を主体的に判断できるよう、平時から周知活動に取り組むべきである。

避難勧告の発令時点において指定緊急避難場所の開設が完了していない事態をできるだけ避けるため、避難準備・高齢者等避難開始の発令段階で、必要となる指定緊急避難場所を順次開設し始め、避難勧告発令までに開設し終えることが望ましい。また、開設している指定緊急避難場所がどこかが具体的に分かる情報を、自主防災組織や居住者等に速やかに伝えることが望ましい。

災害種別毎の避難勧告等発令の判断基準の設定に関する具体的かつ詳細な考え方については、3.～6.に記載しているが、より高度又は臨機応変に運用できる体制を有している市町村においては、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難勧告等を発令するなどを検討することが望ましい。



---

## 1.4 立退き避難が必要な災害の事象

以下に、災害種別毎に命を脅かす危険性があり、立退き避難が必要となる災害事象について記す。

### 1.4.1 洪水等（洪水、内水氾濫）

- ① 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合  
\*具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が氾濫水の流体力等に基づき家屋倒壊等氾濫想定区域を設定している場合がある。
- ② 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合  
\*具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が家屋倒壊等氾濫想定区域を設定している場合がある。
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
- ④ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

### 1.4.2 土砂災害

- ① 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- ③ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

### 1.4.3 高潮

- ① 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合
- ② 浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
- ③ 地下・半地下に氾濫した水が流入するおそれがある場合
- ④ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

### 1.4.4 津波

- ① 津波による浸水のおそれがある場合
- ② 海岸堤防等より陸側が浸水することはないものの、海岸や海中で津波の強い流れにより人が流されるなどの被害のおそれがある場合

表 1 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※<sup>1</sup>への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※<sup>2</sup>を行う。</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※<sup>1</sup>への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※<sup>2</sup>を行う。</li> </ul>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

---

## 1.5 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言

気象、河川、土壌等がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設の管理者は国や都道府県である場合が多く、また、施設の管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。

災害対策基本法では、市町村は国・都道府県等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができることとされていることから、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。

協力・助言を求めることのできる対象機関（以下「専門機関」という。）

- 【洪水】 一級河川指定区間外の区間 国土交通省河川事務所等  
一級河川指定区間・二級河川 都道府県・県土整備事務所（土木事務所等）
- 【土砂災害】 国土交通省砂防所管事務所、都道府県・県土整備事務所（土木事務所等）
- 【津波・高潮】 都道府県・県土整備事務所（土木事務所等）、  
国土交通省港湾事務所及び一部の河川事務所
- 【気象、高潮、地震・津波の警報等に関する事】 管区・地方気象台等

### 【災害対策基本法】

#### （関係行政機関等に対する協力要求）

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

---

---

## 2. リアルタイムで入手できる防災気象情報、映像情報等

### 2.1 情報システムで提供される防災気象情報、映像情報

気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の川の防災情報では、市町村向けに、リアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報が配信されている。各都道府県においても独自の防災情報を提供していることがある。また、様々な Web サイトを通じて、水位等に加えて映像情報も提供されている。これらの情報は、定期的又は随時に更新されることから、常に最新の情報の入手・把握に努めることが望ましい。

なお、防災体制の設置判断、避難勧告等の判断に活用できる情報については、“避難行動・情報伝達編”の「3.4 居住者・施設管理者等が自らの判断による避難を促す防災気象情報等の提供」及び「巻末資料 I」を参照すること。

### 2.2 防災気象情報の入手等

避難勧告等を発令する重要な参考情報となる防災気象情報等については、情報を入手する手段を確認しておく。特に、氾濫危険情報、土砂災害に関するメッシュ情報といった避難勧告等に直結する防災気象情報等を迅速かつ確実に入手し、避難勧告等の発令判断に遅れを来さないようにしておく。

気象庁や国土交通省から得られる情報のいくつかは、市町村等にとってわかりやすくするため、数値情報ではなく危険度を色別に区分した図情報として配信されているものがある。また、気象庁や国土交通省では、観測した数値情報等を一般に配信しており、これらの情報を加工した民間機関から、情報を配信するサービスが提供されている。

今後、これらの数値情報等を活用し、市町村等で独自のコンテンツを構築したり、例えば、土砂災害に関するメッシュ情報と土砂災害警戒区域・危険箇所等が重複する区域の情報について、都道府県等が市町村等に対してメール等で迅速に伝えるシステムを構築したりすること等も考えられる。

また、避難勧告等を発令する主体である市町村が、必要な水位情報を直接入手するため、河川に水位計やカメラを設置するなども考えられる。

---

## 3. 洪水等の避難勧告等

### 3.1 避難勧告等の対象とする洪水等

本ガイドラインでは、居住者等に命の危険を及ぼす洪水等を原則として避難勧告等の発令対象とする。

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている、洪水予報河川と水位周知河川については、避難勧告等の発令対象とする。これらの河川については、国・都道府県によりそれぞれ水位予測（指定河川洪水予報）と水位周知がなされることとされており、基本的にこの情報に基づいて避難勧告等の発令基準を設定する。

同様に、水防法に基づき、内水氾濫により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている、水位周知下水道についても、同様に水位周知がなされるため、基本的に水位情報に基づいて避難勧告等の発令基準を設定する。

その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難勧告等の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等からの氾濫のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川・下水道等からの氾濫については、避難勧告等の発令対象としなくてもよい。ただし、命の危険を及ぼさないと事前に判断した小河川・下水道等であっても、氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難勧告等を発令すべきである。

<避難勧告等の対象としない小河川・下水道等の条件（次の3条件に該当することが必要）>

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

#### 3.1.1 避難勧告等の発令対象区域

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令対象区域を設定する。避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等及び高潮のおそれのある範囲をまとめて発令する。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。そのため、実際の避難勧告等の発令においては、発令時の河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮する必要があることから、市町村は、河川を管理する国土交通省・都道府県が算定した洪水規模別、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく必要がある。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨による大規模な洪水を想定し、洪水浸水想定区域を算定することとなり、順次公表が進められていることに留意が必要である。想定最大規模の洪水浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた洪水浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

水位周知下水道では、水防法に基づき公表されている内水浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令対象区域を設定する。

その他河川等からの氾濫についても、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。設定にあたり、地形や過去の浸水実績等により、災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

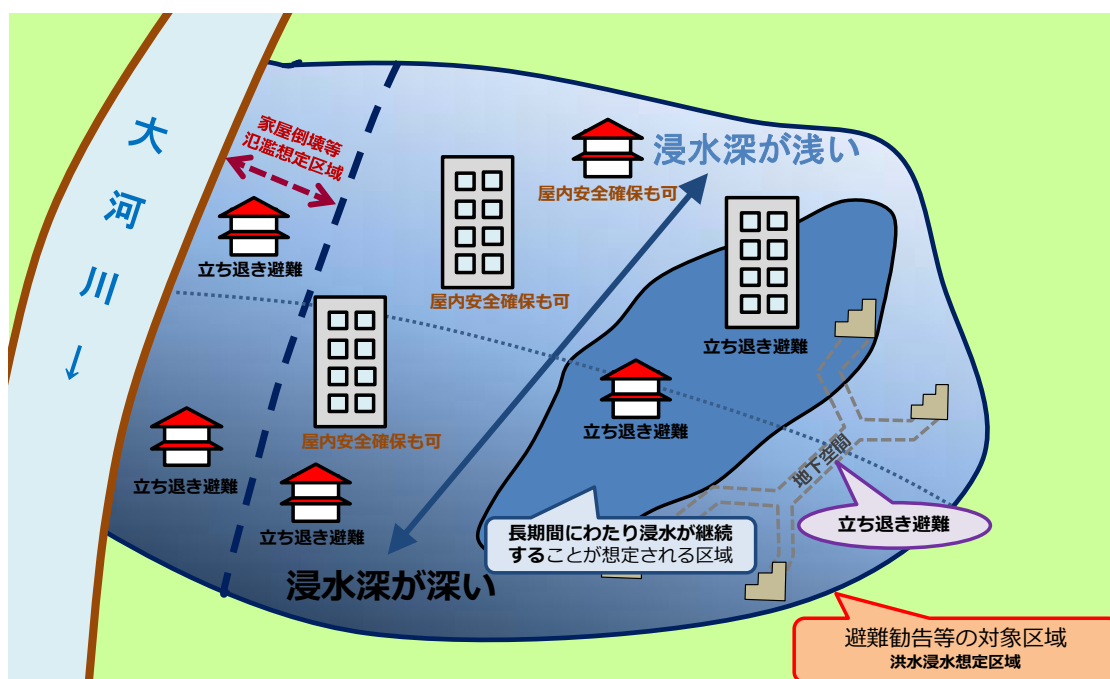


図4 河川からの氾濫が想定される際の避難勧告等の発令対象区域

## 3.2 避難勧告等の発令を判断するための情報

### 3.2.1 避難勧告等の発令を判断するために必要となる基本的な情報

洪水による被害は河川水位の上昇に伴う堤防の決壊や溢水等によって発生するため、水位等の河川の状況や、堤防等の施設の異常に係る情報によって、避難勧告等の発令を判断する必要がある。

#### (1) 水位情報

洪水被害発生のおそれを判断するための情報としては、水位情報が最も基礎的な情報となる。洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、指定された

洪水予報河川と水位周知河川については、洪水のおそれがあると認められるときは、国・都道府県が水位等を示して警戒を呼びかけることになっている。具体的には、河川の主要な水位観測所毎に国・都道府県が設定した氾濫危険水位、避難判断水位等に到達したとき、または到達する見込みのときに水位情報が提供されるため、これを判断基準とする。

その他河川等については、一般に氾濫危険水位、避難判断水位等は設定されていないが、水防活動開始の目安になる水位が氾濫注意水位として設定されている場合には、当該水位への到達状況を参考にすることができる。水位の観測や基準となる水位の設定がされていない場合は、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報を活用した上で、雨量情報を参考とすることが必要になる。

以上のように、避難勧告等の発令基準については水位の実況値を基本的な判断材料としつつも、急激な水位上昇をとらえて前もった対応ができるようにしたり、氾濫発生の前に一定の猶予時間を確保したりするために、その後の水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせることが有効である。

洪水予報河川については、雨量の実況値と予測値、流域形態、地質等によって異なる流出・流下過程を勘案し、さらにダム等の貯留施設の運用も考慮した上で、水位予測が提供されるため、これを活用して、その後の水位上昇の見込みを把握し、発令の判断材料とする（水位予測は3時間程度先までであることが多い）。

一方、水位周知河川、その他河川等では、雨量情報を活用して、その後の水位上昇のおそれを把握することとなる。地点の雨量やレーダ雨量等の面的な雨量について実況値及び予測値が提供されるため、河川上流域の雨量情報を判断基準として、その後の水位上昇のおそれを把握することができる。ただし、河川流域の形態や降雨の継続時間等によって、下流に流出する洪水の到達時間やピーク水位等が異なることに留意が必要である。これらの地点・面的な雨量情報に加え、各河川の特성에応じて提供される雨量情報として、当該河川の上流域における降雨を示す流域平均雨量の実況値や、さらに、上流域における降雨の流出・流下過程を簡易的に考慮した流域雨量指数の予測値を活用して、その後の水位上昇のおそれを把握することもできる（流域雨量指数の予測値はH29年度出水期から提供開始。）。

また、いずれの河川であっても、避難勧告等の発令対象区域の河川上流に水位観測所が設置されている河川については、水位上昇のおそれを把握するために、その水位情報を活用することもできる。

表 2 水位上昇の見込みを判断するための情報

		洪水予報河川	水位周知河川	その他河川
確からしさ	①	水位予測（指定河川洪水予報）		
	②	上流の水位（上流地点に水位観測所がある場合）		
	③		流域雨量指数の予測値	
実況雨量や予測雨量（流域平均雨量、代表地点の雨量等）				

➤ 水位上昇の見込みに係る情報の確からしさ

河川の洪水時の水位は、今後の降雨予測、降雨から河川への流出状況、流下途中の河川断面や貯留施設等の整備・運用状況、さらには支川合流や潮位といった、様々な要素が影響して決まる。したがって、河川水位の上昇見込みに関する情報については、これらの実態をよく反映しているほど、予測の確からしさが高くなる。

上表に記載した情報のうち、指定河川洪水予報による水位予測が、これらの影響を最もよく反映したものとなっているため、確度が最も高い情報となる。

次に確度が高いのは上流地点の水位情報である。ただし、この情報は上流に水位観測所がある場合に限られており、上流地点の水位の上昇傾向をもって、その後の当該地点の水位上昇のおそれを把握する。そのため、必要に応じて補助的な水位観測所を設けることも有効である。上流の観測所との間に大きな支川の合流や貯留施設等があり、それらの影響が大きい場合には、確度は低くなることに留意が必要である。

雨量に関する情報には、流域雨量指数の予測値と、実況雨量や予測雨量（流域平均雨量、代表地点の雨量等）がある。

流域雨量指数は河川毎に上流域の降雨を基に下流の対象地点の洪水危険度を示す相対的な指標であることから、流域雨量指数の予測値が徐々に高まり、洪水警報等の基準値（過去の洪水実績から氾濫発生のおそれがある値として設定されている。）に接近・到達・超過していく状況（洪水警報等の基準値への到達状況に応じて色分け表示される。）をもって、その後の水位上昇のおそれを把握する。流域雨量指数の活用にあたっては、指数が上流域の降雨の流出・流下過程を簡易的に考慮したものであり、河川水位に与える影響のうち指数計算では考慮されていない要素（貯留施設等）が存在すること、水位の実況値による実況補正が行われていないことに留意が必要である。指数計算で考慮されていない要素の影響が大きい河川については、水位上昇の見込みの確度は低くなることに留意が必要である（洪水警報等の基準値にはそうした要素も一定程度反映されている）。

実況雨量や予測雨量については、降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、府県気象情報（予想される24時間雨量）等により、代表地点の雨量が得られることに加え、「市町村向け川の防災情報」で提供される流域平均雨量が得られるため、これらの雨量の値が過去の洪水実績等から設定した累加雨量や時間雨量に接近・到達した状況をもって、水位上昇の見込みに活用することができる。

➤ 指定河川洪水予報に関する留意点

指定河川洪水予報は、管理者毎に河川単位（河川規模や流域特性によって、上流、下流に分割される場合や、本川と支川がまとめられる場合がある）で発表されるが、各指定河川洪水予報の対象河川内に基準となる水位観測所が複数設置されている場合は、そのうちの水位観測所が一つでも氾濫危険水位到達など発表の基準に該当すれば、当該河川の各指定河川洪水予報が発表される。また、各水位観測所は、数kmから数十kmの河川区間を受け持っており、その区間で最も危険な箇所を基にその水位観測所の氾濫危険水位等が設定されている。



---

以上のように、指定河川洪水予報が発表された場合でも、対象河川の洪水浸水想定区域に含まれる全ての市町村・区域に氾濫のおそれがあるわけではない。そのため、指定河川洪水予報が発表された場合には、その内容を確認するとともに、避難勧告等を発令しようとする対象区域に影響のある水位観測所の水位の実況値と予測値を確認する必要がある。

## (2) 堤防等の施設に係る情報

堤防等の施設の異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、躊躇なく避難勧告等を発令する。合流先の河川水位が上昇した場合には水門で逆流を防止した上で排水機場により合流先河川へと排水する方法をとっている河川においては、排水先河川の水位が氾濫危険水位等を越えそうになると、排水先河川の堤防決壊を防止するために排水機場の運転を停止せざるを得なくなる場合がある。このような場合においては、当該河川の排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、避難指示（緊急）を発令する。

## (3) 台風情報、洪水警報等

台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、夜間・早朝の避難行動が想定される場合における夕刻時点で避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の判断材料とすることができる。

なお、特別警報については、避難勧告等の具体の発令判断材料としては用いることは適切ではない。雨量を基準とする大雨特別警報（浸水害）については、それが発表された時には、既に避難勧告等が発令されていることが想定され、適切な区域に発令されているか等、実施すべき措置がとられているかを再確認することに活用する。台風等を要因とする大雨特別警報（浸水害）については、台風の気圧と最大風速を基準に、台風の接近している段階で、対象となる地域における大雨警報、暴風警報、高潮警報、波浪警報が特別警報として発表される。発表時点では各河川の水位や雨量が避難勧告等の基準に達していない場合が多いと想定されるため、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

### 3.2.2 判断材料となる情報の入手

市町村は、自ら、「2.リアルタイムで入手できる防災気象情報、映像情報等」で示した防災気象情報や映像情報を収集するとともに、関係機関等から以下の情報が伝達等されるので、それらも避難勧告等発令の判断に活用する。ただし、決して情報待ちになることなく、自ら情報収集に努めるとともに、必要に応じて、関係機関に助言を求めることが必要である。

#### (1) 水防法等に基づく国、都道府県等からの情報伝達

水防法等に基づき、指定河川洪水予報や水防警報、洪水警報等が市町村長に伝達される。これらの情報が提供されるタイミング、避難勧告等の判断に用いる水位観測所の氾濫危険水位等をあらかじめ確認しておく必要がある。

---

## (2) 水防団等からの現地の情報

水防団等から、堤防等の施設の異常にかかる情報の報告があった場合には、その程度の確認や位置の特定等を速やかに実施する。

## (3) 河川管理者等からの情報提供

市町村長を支援するための情報提供として、専門的知見を有する河川管理者や気象台幹部職員から、河川や気象の状況、今後の見通しなどを、市町村長等に電話等で直接伝える取組（ホットライン）の充実が図られているため、この情報提供を避難勧告等発令の判断に活用する。

### 3.3 判断基準設定の考え方

以下に示す判断基準の設定の考え方にに基づき、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい基準を設定する。

被災のおそれがある時の河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、災害規模が大きくなるほど避難勧告の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。また、ここで例示した基準に加え、市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。

なお、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難勧告等を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。さらに、例えば、水位や漏水といったそれぞれの判断要素が避難指示（緊急）の発令基準に達していない状況であっても、それらの複数が避難勧告の発令基準に達しているような場合、洪水等と土砂災害の発生のおそれがともに高まっているような場合にあっては、避難指示（緊急）を発令するといった運用等が考えられる。

#### (1) 洪水予報河川

##### a) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・ 避難判断水位は、指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多い。
- ・ このため、避難判断水位を超えた段階で、指定河川洪水予報や河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。
- ・ 避難判断水位への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする（判断基準例1）。

- ・ 避難判断水位に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位を越えるおそれがあるとされた場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例2）。
- ・ 判断基準例1、2は、当該河川の指定河川洪水予報において氾濫警戒情報が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、避難準備・高齢者等避難開始の判断材料とする（判断基準例3）。少量の漏水をはじめ、河川管理施設において軽微な異常現象が確認された場合であり、重大な異常の場合は、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。
- ・ 夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例4）。

**【避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例】**

1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。

- 1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
- 2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- 4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

**b) 避難勧告**

- ・ 氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。ただし、前述のとおり洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区間は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、避難勧告の判断材料とする（判断基準例1）。この判断基準例は、当該河川の指定河川洪水予報において氾濫危険情報が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。
- ・ 氾濫危険水位に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により堤防天端高（又は背後地盤高）を越えるおそれがあるとされた場合には、避難勧告を発令する（判断基準例2）。ある地点において堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることとな

---

る水位を水位観測所地点に観測した換算水位について、予め河川管理者から情報提供を受けておく必要がある。

- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする（判断基準例3）。異常な量の漏水をはじめ、河川管理施設において異常現象が確認された場合であり、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常の場合は、避難指示（緊急）を発令する。
- ・ 夜間・早朝に避難勧告を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告を発令する（判断基準例4）。
- ・ 夜間であっても、躊躇なく避難勧告を発令する。

**【避難勧告の判断基準の設定例】**

1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。

- 1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）
- 2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合
- 4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

**c) 避難指示（緊急）**

- ・ 決壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発令する（判断基準例1）。
- ・ 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、避難指示（緊急）の判断材料とする（判断基準例2）。ある地点において堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることとなる水位を水位観測所地点に観測した換算水位について、予め河川管理者から情報提供を受けておく必要がある。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって、漏水等の堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示（緊急）の判断材料とする（判断基準例3）。
- ・ 樋門等の施設の機能支障については氾濫範囲が限定的となることから、対象区域は限定して発令する（判断基準例4）。
- ・ 夜間であっても、躊躇なく避難指示（緊急）を発令する。

#### 【避難指示（緊急）の判断基準の設定例】

- 1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。
- 1：決壊や越水・溢水が発生した場合
  - 2：A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する）〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）
  - 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
  - 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

#### d) 大河川における氾濫発生時の対応

- ・大河川において、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が避難勧告を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫発生情報を基に避難勧告等を発令する必要がある。
- ・氾濫シミュレーションや河川管理者の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するのか把握しておく。

### (2) 水位周知河川

#### a) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、氾濫注意水位や避難判断水位を超えた後、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。
- ・避難判断水位は、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする（判断基準例1）。この判断基準例は、当該河川の水位到達情報において氾濫警戒情報が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。
- ・避難判断水位に到達する前であっても、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例2）。
- ・避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれも設定されていない河川については、流域雨量指数の予測値や雨量情報による降雨の見込みを、避難準備・高齢者等避難開始の発令の参考とすることも考えられる。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、避難準備・高齢者等避難開始の判断材料とする。（判断基準例3）。少量の漏水をはじめ、河川管

理施設において軽微な異常現象が確認された場合であり、重大な異常の場合は、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。

- ・ 夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例4）。

#### 【避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例】

1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。

1：A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合

2：A川のB水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合

③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合

4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる

※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること

#### b) 避難勧告

- ・ 水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、避難準備・高齢者等避難開始を発令していなくても、段階を踏まずに避難勧告を発令する場合が多い。
- ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする（判断基準例1）。この判断基準例は、当該河川の水位到達情報において氾濫危険情報が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。
- ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達する前であっても、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難勧告を発令する（判断基準例2）。

- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする（判断基準例3）。異常な量の漏水をはじめ、河川管理施設において異常現象が確認された場合であり、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常の場合は、避難指示（緊急）を発令する。
- ・ 夜間・早朝に避難勧告を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告を発令する（判断基準例4）。
- ・ 夜間であっても、躊躇なく避難勧告を発令する。

#### 【避難勧告の判断基準の設定例】

1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。

1： A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である〇〇mに到達した場合

2： A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合

③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

3： 異常な漏水・侵食等が発見された場合

4： 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること

※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

#### c) 避難指示（緊急）

- ・ 決壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発令する（判断基準例1）。
- ・ 河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながることを想定されるため避難指示（緊急）の判断材料とする（判断基準例2）。排水機場により排水を行う河川にあっては、排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるを得なくなると、水位が急激に上昇し堤防を越えるおそれが高まるため、避難指示（緊急）の判断材料とする。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示（緊急）の判断材料とする（判断基準例3）。

- 
- ・ 樋門等の施設の機能支障については氾濫範囲が限定的となることから、対象区域は限定して発令する（判断基準例4）。
  - ・ 夜間であっても、躊躇なく避難指示（緊急）を発令する。

**【避難指示（緊急）の判断基準の設定例】**

- 1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。
- 1：決壊や越水・溢水が発生した場合
  - 2：A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）
  - 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
  - 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

**(2) 水位周知下水道**

- ・ 水位周知下水道における内水氾濫については、内水氾濫危険水位に到達した場合に避難勧告を発令することを基本とし、雨量情報等をあわせて活用する。大雨警報（浸水害）の危険度分布（平成29年度出水期から提供開始）は、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とすることも考えられる。
- ・ 浸水が発生した場合や、重大な被害が生じることが想定される場合等は、避難指示（緊急）を発令する。
- ・ 下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

**(3) その他河川等**

- ・ その他河川等については、河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、河川特性等に依拠して避難勧告等が発令される。
- ・ その他河川等のうち、河川や宅地の状況等から、居室や多数の人が利用する施設や空間に影響を及ぼさないと考えられる小河川・下水道等については、基本的に避難勧告等の発令対象としない。（「3.1 避難勧告等の対象とする洪水等」を参照）

**a) 避難準備・高齢者等避難開始**

- ・ その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。
- ・ 避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者に立退き避難の開始を求め、その他の居住者等に避難準備を求めるものであるが、急激な水位上昇により突発性が高く正確な事前予測が困難な河川沿いの居住者については、避難準備・高齢者等避難開始の段階か



ら自発的に避難を開始することが推奨される。

- ・ その他河川においては、水位周知河川とは異なり、避難判断水位が設定されていないため、避難判断水位への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川や、水防団待機水位（通報水位）や氾濫注意水位（警戒水位）を設定している河川がある。このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、さらにそれを越えて水位上昇のおそれがある場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例1）。
- ・ 水位を観測していない河川においては、流域雨量指数の予測値や雨量情報による降雨の見込みを、避難準備・高齢者等避難開始の発令の参考とすることも考えられる。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水等が発見された場合、避難準備・高齢者等避難開始の判断材料とする。（判断基準例2）。少量の漏水をはじめ、河川管理施設において軽微な異常現象が確認された場合であり、重大な異常の場合は、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。
- ・ 夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例3）。

#### 【避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例】

1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。

1：A川のB水位観測所の水位が〇〇m（水防団待機水位等）に到達し、次の①～

③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合

②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合

③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

2：軽微な漏水・侵食等が発見された場合

3：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択すること

※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。

#### b) 避難勧告

- ・ その他河川等においては、水位周知河川とは異なり、氾濫危険水位や避難判断水位が設定されていないため、氾濫危険水位への到達情報を判断材料とすることはできない

が、水位を観測している河川や、水防団待機水位（通報水位）や氾濫注意水位（警戒水位）を設定している河川がある。このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを越えて水位上昇のおそれがある場合には、避難勧告を発令することも考えられる（判断基準例1）。水位を観測していないその他河川等についても、現地情報を活用した上で、流域雨量指数の予測値や雨量情報による降雨の見込みを、避難勧告の発令の参考とすることも考えられる。

- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする（判断基準例2）。異常な量の漏水をはじめ、河川管理施設において異常現象が確認された場合であり、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常の場合は、避難指示（緊急）を発令する。
- ・ 夜間・早朝に避難勧告を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告を発令する（判断基準例3）。
- ・ 夜間であっても、躊躇なく避難勧告を発令する。

#### 【避難勧告の判断基準の設定例】

1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。

1：A川のB水位観測所の水位が〇〇m（氾濫注意水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合

②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合

③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

2：異常な漏水・侵食等が発見された場合

3：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること

※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。

#### c) 避難指示（緊急）

- ・ 決壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発令する（判断基準例1）。
- ・ 河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながることを想定されるため避難指示（緊急）の判断材料とする（判断基準例2）。

- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示（緊急）の判断材料とする（判断基準例3）。排水機場により排水を行う河川にあっては、排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるを得なくなると、水位が急激に上昇し堤防を越えるおそれが高まるため、避難指示（緊急）の判断材料とする。
- ・ 樋門等の施設の機能支障については氾濫範囲が限定的となることから、対象区域は限定して発令する（判断基準例4）。
- ・ 夜間であっても、躊躇なく避難指示（緊急）を発令する。

#### 【避難指示（緊急）の判断基準の設定例】

- 1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。
- 1：決壊や越水・溢水が発生した場合
  - 2：A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）
  - 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
  - 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

#### ※小河川・下水道等からの氾濫

- ・ その他河川等のうち、居室や多数の人が利用する施設や空間の居住者・利用者に命の危険を及ぼさないと考えられる小河川・下水道等については、基本的に避難勧告等の発令対象としない。
- ・ 小河川・下水道等からの氾濫は、下水道の処理能力を超える降雨があったり、流入先の河川の水位の上昇によって排水機場の運転が停止せざるを得なくなったり、機能が低下したりすることで、浸水が発生する場合はほとんどである。したがって、小河川・下水道等からの氾濫地域に対し避難勧告等の発令を検討する場合には、大雨警報（浸水害）の危険度分布を参考とした避難準備・高齢者等避難開始、雨量を参考とした避難勧告等の基準を別途設定するか、突発的な浸水に備え、流入先の河川における避難準備・高齢者等避難開始の発令段階で避難行動をとることとするなどの設定をすることが考えられる。

#### (4) 避難勧告等の解除の考え方

##### a) 洪水予報河川、水位周知河川

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

---

**b) その他河川等**

避難勧告等の解除については、当該河川または下水道の水位が十分に下がり、かつ、その他河川等については当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除するものとする。

表 3 河川種別と避難勧告等の代表的な発令基準の一覧

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
洪水予報河川	<p>1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断断水位である〇〇mmに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合</p> <p>2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mmに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mmに到達したと確認された場合)</p> <p>2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<p>1: 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mmを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mmに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)</p>
水位周知河川	<p>1: A川のB水位観測所の水位が避難判断断水位である〇〇mmに到達した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※避難判断断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択すること</p>	<p>1: A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)である〇〇mmに到達した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位(又は避難判断断水位)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択すること</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<p>1: 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mmに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)</p>
その他河川等	<p>1: A川のB水位観測所の水位が〇〇mm(水防団待機水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>2: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択すること</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>	<p>1: A川のB水位観測所の水位が〇〇mm(氾濫注意水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>3: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択すること</p> <p>※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	<p>1: 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mmに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)</p>

---

## 4. 土砂災害の避難勧告等

### 4.1 避難勧告等の対象とする土砂災害

本ガイドラインで対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流とする。

火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難勧告等の範囲を広げることを検討する必要がある。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国や都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難勧告等を発令することとなる。

#### 4.1.1 土砂災害に関する避難勧告等の意味

土砂災害は、洪水等の他の水災害と比較すると突発性が高く、精確な事前予測が困難であり、発生してからは逃げることは困難で木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、人的被害に結びつきやすい。一方で、潜在的に危険な区域は事前に調査すればかなりの程度で把握することができ、危険な区域から少しでも離れば人的被害の軽減が期待できる。

土砂災害はこのような特徴を有しているため、危険な区域の居住者等は立退き避難をできるだけ早く行うことが必要である。避難準備・高齢者等避難開始の発令時点において土砂災害警戒区域・危険箇所等の要配慮者は立退き避難を開始することとなるが、その他の居住者等についても自発的に避難することが推奨される。

なお、夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動によって、少しでも危険性の低い場所に身を置くことができるため、躊躇なく避難勧告等を発令することを基本とする。

既に周囲で洪水等や土砂災害が発生している等、遠くの指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合は、「近隣の安全な場所」へ避難することが考えられる。「近隣の安全な場所」としては、土石流が流れてくると予想される区域や急傾斜地からできるだけ離れていること、できるだけ高い場所であること、堅牢な建物内の上層階であることが必要であり、具体的には、自宅の近隣にあるコンクリート造の建物等における上層階、山から離れた小高い場所等が候補となる。

さらに、小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域においては、遠くの指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、「屋内安全確保」をとることが有効な場合もある。ただし、土石流が想定される区域においては、通常の木造家屋では自宅の2階以上に移動しても、土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、「屋内安全確保」をとるべきではなく、危険な区域から離れた場所への避難、もしくは堅牢な建物の高層階への避難等が避難行動の選択肢として考えられる。「屋内安全確保」は緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、この

---

ような事態に至らないよう、早い段階において指定緊急避難場所への避難を終えておくことが望ましい。

以上について市町村も再認識するとともに居住者・施設管理者等への周知を平時から徹底しておくことが、いざという時に躊躇なく避難勧告等を発令するために必要となる。

#### 4.1.2 避難勧告等の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多く、避難勧告等は一定の地域からなる発令単位毎に発令されることが多いが、次に記す土砂災害警戒区域・危険箇所等が避難勧告等の対象となる。

なお、適時適切な避難行動をとるためには、平時から自宅が土砂災害警戒区域・危険箇所等に該当するか否かを居住者等が自ら把握しておくことが必要である。

##### (1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」（都道府県が指定）

土砂災害防止法に基づき居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

###### ① 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

###### ② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

##### (2) 土砂災害危険箇所（都道府県が調査）

土砂災害危険箇所は、都道府県が調査し、都道府県の出先事務所、市町村にも配布されており、インターネット上でも都道府県別に閲覧することが可能である。

以下にそれぞれの危険区域判定の基準を示す。

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地

② 土石流危険渓流の被害想定区域：渓流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域

③ 地すべり危険箇所の被害想定区域：空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域

##### (3) その他の場所

土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。

---

また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難勧告等の対象は、土砂災害警戒区域が基本となる。なお、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域や土砂災害危険箇所の調査結果を準用する。

#### (4) その他の場所

土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるので、これら土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、山間部等の地域では、避難の必要性について検討する必要がある。

注 都道府県林務担当部局及び森林管理局が、山腹崩壊等の危険性がある箇所を「山地災害危険地区」として把握し、関係市町村に提供しており、必要に応じ、都道府県林務担当部局又は森林管理局に確認する。

#### 4.1.3 具体的な区域設定の考え方

土砂災害は、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持ち適時適切な避難行動につながられるようにする観点から、避難勧告等の発令対象区域については、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましい。

避難勧告等の発令範囲を絞り込むため、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等発令の対象要素としてあらかじめ定めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺区域も含めて避難勧告等を発令することを検討する。

避難勧告の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュが含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難勧告等を発令することが考えられる。この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。具体例としては、山や川を隔てた地域ごと、合併前の旧市町村、大字や校区をまとめた地域、東部・西部等の地域といったものが考えられ、各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域・危険箇所等が含まれることとなる。避難勧告等が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等が立退き避難の対象となる。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）は、土砂災害に関するメッシュ情報における危険度に応じて発令する。具体的には、実況または予想で大雨警報の土壌雨量指



---

数基準に到達した場合には避難準備・高齢者等避難開始を発令し、予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合には避難勧告を発令し、実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合には避難指示（緊急）を発令する。ただし、立退き避難が困難となる夜間において避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合等が該当する。

## 4.2 避難勧告等の発令を判断するための情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難勧告等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害に関するメッシュ情報」が判断の材料となる。

関連する防災気象情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）、警報級の可能性（平成 29 年度出水期から提供開始）がある。

本ガイドラインでは、これらの情報の取り扱いを以下のとおり整理する。

- ① 大雨注意報 : 防災体制の設定、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とする
- ② 大雨警報（土砂災害） : 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とする
- ③ 土砂災害警戒情報 : 避難勧告の発令の判断材料とする
- ④ 記録的短時間大雨情報 : 避難勧告等の発令の判断材料とする
- ⑤ 大雨特別警報（土砂災害） : 避難勧告・避難指示（緊急）の対象領域の再検討のトリガーとする
- ⑥ 土砂災害警戒判定メッシュ情報 : 避難勧告等の発令の判断材料とする  
(5km メッシュで提供されている)
- ⑦ 都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報 : 避難勧告等の発令の判断材料とする  
(1～5km メッシュで提供されている)

\*本ガイドラインでは、⑥と⑦をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ

上記①②③の情報は、土地を 5km メッシュの格子単位で区切った場所毎の 60 分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況の評価し、発表区域（市町村であることが多いため、以下では市町村で発表することを前提に記述する）に係るメッシュのいずれか一つでも基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表されている。しかし、発表された市町村内における危険度には地域差があることから、市町村は、あらかじめ設定した避難勧告等の発令単位と土砂災害に関するメッシュ情報とを参照し、避難勧告等の対象区域及び発令の判断をする必要がある。

---

ただし、「土砂災害に関するメッシュ情報」の計算は累積雨量とその時点から最大 2～3 時間先までの予測雨量をもとに計算されていることから、3～4 時間以上先の状況を勘案したものではない。このため、短時間に発達する局地的な大雨があった場合、避難準備・高齢者等避難開始を発令した後、時間をおかずに土砂災害の警戒を要するレベルに達する場合もあることを認識する必要がある。

また、土砂災害に関するメッシュ情報は 3 時間以上先の状況を評価出来ないため、降水短時間予報、府県気象情報、大雨警報（土砂災害）・注意報に記載される警報級の時間帯や予想される 24 時間降水量等を参考に、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告の発令を検討する必要がある。

大雨特別警報（土砂災害）については、雨量を基準とするものと台風等を要因とするものの 2 種類がある。台風等を要因とするものは、前章の「洪水等」において記載した、台風等を要因とする大雨特別警報（浸水害）と同様の取り扱いとし、避難勧告等の具体の発令判断材料として用いることは適切ではない。一方、雨量を基準とする大雨特別警報（土砂災害）は、大雨警報（土砂災害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したメッシュが出現し、既に災害が発生している場合もあり得ることから、基本的には土砂災害に関するメッシュ情報等の判断基準に基づき、既に避難指示（緊急）等が発令されているものと想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難指示（緊急）等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。

#### 4.3 判断基準設定の考え方

以下に示す判断基準の設定の考え方に基づき、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい基準を設定する。また、ここで例示した基準に加え、市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。

なお、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難勧告等を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが見られる場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが見られる場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。さらに、例えば、土砂災害警戒情報の発表や土砂災害の前兆現象の発見といったそれぞれの判断要素が避難指示（緊急）の発令基準に達していない状況であっても、それらの複数が避難勧告の発令基準に達しているような場合、洪水等と土砂災害の発生のおそれがともに高まっているような場合にあっては、避難指示（緊急）を発令するといった運用等が考えられる。

#### a) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・大雨警報（土砂災害）は、避難の準備や要配慮者の避難行動に要する時間を確保するために、避難勧告の材料となる土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表されることから、この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例1）。
- ・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例2）。
- ・夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例3）。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。

#### 【避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例】

1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。

- 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合
- 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。

注2 土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）の発表に基づき避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討してもよい。

#### b) 避難勧告

- ・土砂災害警戒情報は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報の発表をもって、直ちに避難勧告を発令することを基本とする（判断基準例1）。土砂災害に関するメッシュ情報において「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」したメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害

---

警戒区域・危険箇所等と重なった場合、予め避難勧告の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等の全てに避難勧告を発令する。

- ・ 土砂災害に関するメッシュ情報のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」の状態になると、土砂災害警戒情報が発表されることとなるため、避難勧告を発令する（判断基準例2）。
- ・ 記録的短時間大雨情報は、当該情報の対象地域において、災害の発生につながるような猛烈な雨が降っている時に発表される。この情報と大雨警報（土砂災害）の両方が発表された場合は、土砂災害の発生のおそれが高まっていることを示していることから、避難勧告を発令する（判断基準例3）。
- ・ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく避難勧告の対象区域とする必要がある（判断基準例4）。
- ・ 避難勧告を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
- ・ 山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難勧告等の判断を行うことも必要である。

#### 【避難勧告の判断基準の設定例】

1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。

- 1：土砂災害警戒情報が発表された場合
- 2：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合
- 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

注 上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。

#### c) 避難指示（緊急）

- ・ 基本的には土砂災害警戒情報が発表された段階で避難勧告が発令されていることが前提となるが、土砂災害は突発性が高く予測が困難であるため、まだ避難していない人に対して、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となった段階において、より強く避難を促す措置として、避難指示（緊急）を発令する。避難指示（緊

---

急)の発令対象区域については、土砂災害に関するメッシュ情報を参照して的確に設定する。

- ・ 土砂災害に関するメッシュ情報において「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合、予め避難勧告の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等の全てに避難指示（緊急）を発令する（判断基準例1）。
- ・ 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合は、間をおかず「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」と想定されることから、メッシュ情報や降雨の状況を確認して必要な土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難指示（緊急）を発令する（判断基準例2）。
- ・ 前兆現象（山鳴り、流木の流出の発生）や土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示（緊急）の対象区域とする必要がある（判断基準例3、4）。
- ・ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された段階では、既にどこかで土砂災害が発生している場合があり得るとともに、それ以外の箇所でも土砂災害発生の危険性が高まっていることが想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難指示（緊急）の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。

**【避難指示（緊急）の判断基準の設定例】**

1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。

- 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合
- 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 3：土砂災害が発生した場合
- 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
- 5：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合

**d) 避難勧告等の解除の考え方**

- ・ 避難勧告等の解除は土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、市町村は国・都道府県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

---

## 5. 高潮の避難勧告等

### 5.1 避難勧告等の対象とする高潮

高潮により命を脅かす危険性があるケースを以下の二つに分類する。

- ・ 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ・ 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

#### 5.1.1 避難勧告等の発令対象区域

避難勧告等の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるため、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市町村は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難勧告等を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について都道府県水防部局等が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

- ・ 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等。
- ・ 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲。
- ・ 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね 0.5m を超える区域の平屋家屋
- ・ 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね 3m を超える区域の 2 階建て家屋
- ・ 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする）
- ・ 地下鉄、地下街、建物の地下部分
- ・ 下水道工事等、地下で作業を行っている場所
- ・ 道路のアンダーパス部分（立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

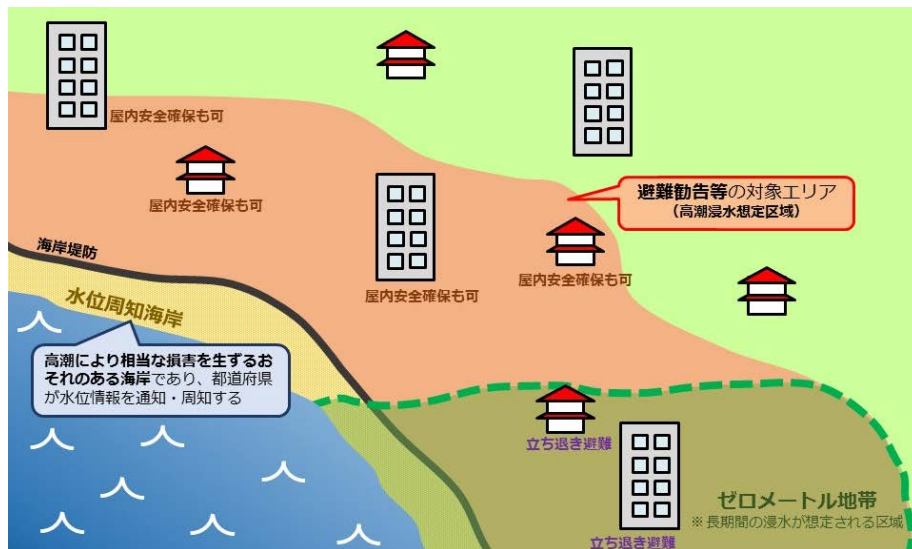


図5 高潮時における避難勧告等の発令対象区域（水位周知海岸の場合）

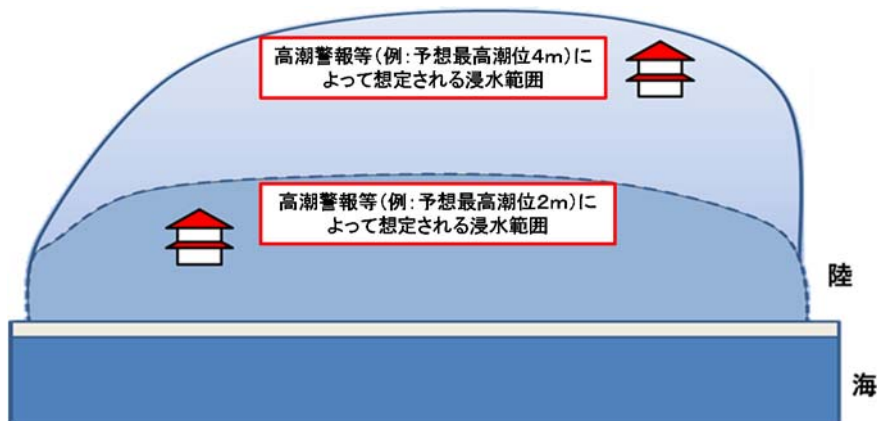


図6 高潮時における避難勧告等の発令対象区域（水位周知海岸以外の海岸の場合）

## 5.2 避難勧告等の発令を判断するための情報

高潮は、台風等に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時を想定すれば良い。高潮に関する防災気象情報、高潮氾濫危険情報等は以下のとおり。

- ① 台風情報 : 台風の位置や強さ等の実況及び予想
- ② 高潮注意報 : 高潮に対する注意を呼びかける。また、潮位が警報基準に達する可能性が高いと予想される場合には、警報基準に達する6～24時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される。
- ③ 高潮警報 : 高潮により重大な災害が発生するおそれがある。潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される。
- ④ 高潮特別警報 : 予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮の発生するおそれが著しく大きい

- 
- ⑤ 高潮氾濫危険情報： 水位周知海岸において高潮氾濫危険水位に到達した段階で発表される水位到達情報であり、高潮による災害の発生を特に警戒すべきことを示す（氾濫が発生した場合に「高潮氾濫発生情報」が発表される場合もある）
- ⑥ 暴風警報及び暴風特別警報：暴風が予想される3～6時間前に、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。なお、暴風となる可能性が高いと予想される場合には、暴風となる6～24時間前に暴風警報に切り替える可能性が高い旨に言及する強風注意報が、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。

注1 高潮警報の警報基準は、市町村毎に設定しており、危険潮位（その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位）が設定されている場合は危険潮位を基準とし、危険潮位が設定されていない場合は、過去の高潮発生との関係性等から基準となる潮位を設定している。

注2 高潮特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上、ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上）の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。そのような台風の襲来が予想される際には、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知される。特別警報発表の判断は台風上陸12時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表される。その時点で高潮警報が発表されていない市町村についても、台風が近づくに従い潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前のタイミングで、高潮特別警報が発表される。

### 5.3 判断基準設定の考え方

以下に示す判断基準の設定の考え方にに基づき、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、国・都道府県等の関係機関の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい基準を設定する。また、ここで例示した基準に加え、市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。

なお、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難勧告等を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが見られる場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが見られる場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

- ・ 高潮からの避難は、想定される高潮の高さで対象が大きく異なる。高潮特別警報等で発表される予想最高潮位から、高潮時の波浪が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全



---

施設周辺の居住者等の避難が必要となる。高潮高が海岸堤防等の高さを大きく越えることで広い範囲での浸水が想定される場合には、高潮ハザードマップ（高潮浸水想定区域）のうち浸水深が深くなったり浸水が長期にわたったりする区域の居住者等の避難が必要である。

- ・ あらかじめ、气象台、海岸管理者等に相談し、当該地域において、高潮警報の基準潮位（危険潮位等）を上回る場合に、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象区域の範囲を段階的に定めておく。これにより、高潮警報等に記載される予想最高潮位を基に、避難勧告等の対象範囲を判断することができる。
- ・ 高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される約 3～6 時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、避難勧告に先立ち避難準備・高齢者等避難開始を早めに発令すべきである。
- ・ 高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、避難勧告をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。
- ・ 高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、要配慮者のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に避難勧告の発令を検討する。
- ・ 被災時の潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど避難勧告の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。

#### a) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・ 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、その後の台風等の接近に伴い避難勧告を発令する可能性がある場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例 1）。
- ・ 台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例 2）。
- ・ 特別警報の発表は台風上陸 12 時間前からであるが、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には避難準備・高齢者等避難開始を発令する（判断基準例 3）。

#### 【避難準備・高齢者等避難開始の判断基準の設定例】

1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。

- 1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合
- 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合
- 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性があり、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

#### b) 避難勧告

- ・ 高潮警報、あるいは高潮特別警報が発表され、予想される潮位があらかじめ設定しておいた基準の高さを超えると予想される場合に、避難勧告を発令することを基本とする（判断基準例1）。高潮特別警報の場合は、警報よりも避難勧告対象区域を広めに発令することになり、対象区域が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、避難勧告を速やかに判断・発令することが望ましい。また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した判断基準の設定が必要である。
- ・ 水位周知海岸において高潮氾濫危険情報が発表された場合、避難勧告が未発令であれば速やかに避難勧告を発令する（判断基準例2）。
- ・ 高潮注意報が発表されており、当該注意報において高潮警報に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合には、暴風で避難できなくなる前に避難行動を開始する必要があるため、暴風警報等の発表にあわせて、避難勧告を発令する（判断基準例3）。
- ・ 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能が言及されている場合、その前の夕刻時点において避難勧告を発令する（判断基準例4）。実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に記載される警報級の時間帯及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考にする。

#### 【避難勧告の判断基準の設定例】

1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。

- 1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合
- 2：水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表された場合
- 3：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合
- 4：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合

注 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に避難勧告を発令する必要がある。

### c) 避難指示（緊急）

- ・ 堤防倒壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発令する（判断基準例1）。
- ・ 水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合には、避難指示（緊急）を発令する（判断基準例2）。
- ・ 越波したとしても直ちに堤防が倒壊に至るわけではないが、越波が異常な場合や越流が発生している場合には、堤防倒壊のおそれが高まっていることから、避難指示（緊急）を発令する（判断基準例3）。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表される場合も同様である。
- ・ 潮位が危険潮位を超える場合には、浸水が発生しているおそれがあることから、避難指示（緊急）を発令する（判断基準例4）。
- ・ 基本的には、台風等の暴風域に入る前に避難勧告が発令され、立退き避難を完了しているべきであるが、避難指示（緊急）が発令されるような状況においては、既に暴風域に入っていることが想定されることから、その時点で危険地域の建物内にいた場合、屋内の最も安全な場所に留まるか、非常に近い堅牢な高い建物への移動に限定する必要があることを、避難指示（緊急）の発令とあわせて情報提供すべきである。

#### 【避難指示（緊急）の判断基準の設定例】

1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。

1：海岸堤防等が倒壊した場合

2：水門、陸閘等の異常が確認された場合

3：異常な越波・越流が発生した場合

4：潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合

※危険潮位：その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位

### d) 避難勧告等の解除の考え方

- ・ 避難勧告等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ・ 浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

---

## 6. 津波の避難指示（緊急）

### 6.1 避難指示（緊急）の対象とする津波

津波は 20cm から 30cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

#### 6.1.1 避難指示（緊急）の発令対象区域

津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が 1.5~2.0m であっても、木造家屋の倒壊・流失が約 3 割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示（緊急）の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。

大津波警報、津波警報、津波注意報の基本的な区分は以下のとおりである。

- ① 大津波警報 : 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする
- ② 津波警報 : 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする
- ③ 津波注意報 : 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市町村は、都道府県水防部局等が算定した区分毎の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方にに基づき、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。

以下に示す設定の考え方にに基づき、いざというときに自らがそれに基づき発令することができるかを確認しつつ、国・都道府県の協力・助言を積極的に求め、具体的な区域を設定する。

なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

#### (1) 大津波警報の発表時

- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する

る法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）

- ・ ただし、津波の浸水範囲は浸水想定に精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

## (2) 津波警報の発表時

- ・ 津波の高さが高いところで 3m と予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ・ ただし、津波の高さは、予想される高さ 3m より局所的に高くなる場合も想定されることから、避難対象区域は広めに設定する必要がある。

## (3) 津波注意報の発表時

- ・ 津波の高さが高いところで 1m と予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
- ・ ただし、津波の高さは、予想される高さ 1m より局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。
- ・ 海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

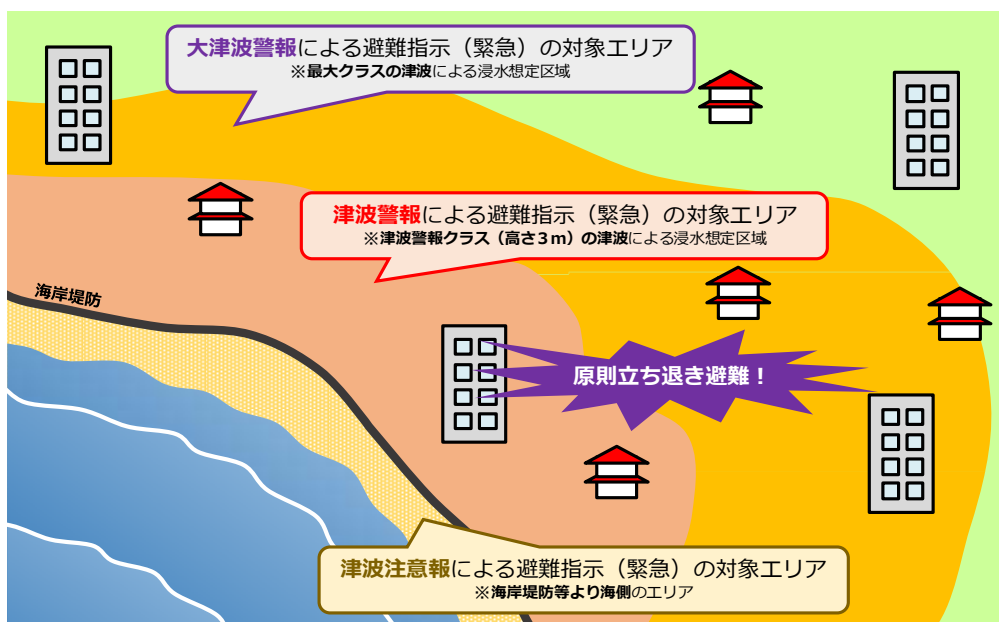


図7 津波時における避難指示（緊急）の発令対象区域

## 6.2 避難指示（緊急）の発令を判断するための情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

発表される津波の高さについては、5区分であり、各区分の高い方の数値が発表される。

表 4 大津波警報・津波警報・津波注意報と津波の高さの区分

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ～	10m 超	巨大
	5m ～ 10m	10m	
	3m ～ 5m	5m	
津波警報	1m ～ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ～ 1m	1m	(表記しない)

## 6.3 判断基準設定の考え方

- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

### 【避難指示（緊急）の判断基準の設定例】

1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。

1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表

（ただし、避難指示（緊急）の対象区域が異なる。）

2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

---

**【遠地地震の場合の避難勧告等】**

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとする。

- ・ 避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ・ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

---

## 7. 避難勧告等の発令時における助言

災害対策基本法では、避難勧告等を発令しようとする場合において、必要があれば、市町村長は、指定地方行政機関の長や都道府県知事に対して、助言を求めることができるとされている。これらの者は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、状況に応じて、河川堤防の状況や今後の水位や降雨の見通し、災害により危険が生じることが予想される区域、避難勧告の発令のタイミング等について、助言を求めることは有効である。

このため、災害時にこの規定に基づく対応が円滑かつ迅速に実行できるように、市町村は平時から国の関係機関や都道府県と連絡を密にとり、いざという時に的確に運用できる体制を構築すべきである。

また、これらの機関からは、市町村長からの求めの有無にかかわらず、必要に応じてその専門的知見から能動的な情報提供がなされる場合があるので、これも判断の参考にする必要がある。

### 【災害対策基本法】

#### (指定行政機関の長等による助言)

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。



---

## 8. 市町村の体制と災害時対応の流れ

### 8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制

自然災害は全国各地で毎年発生しているが、多くの市町村にとっては被災するのが数十年ぶりといったことも珍しくない。そのため、多くの市町村は経験やノウハウが十分には蓄積されていないことが考えられる。そのような状態においても、市町村が躊躇なく避難勧告等を発令するための防災体制について、以下に示す。

なお、ここではその概要について示すこととし、詳細については、「市町村のための水害対応の手引き (<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/index.html>)」にまとめられているので、そちらを参照されたい。

#### (1) 全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み

- ・ 災害発生のおそれが高まっている場合、市町村は、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならない。その業務量は、担当部局の処理能力を大幅に上回ることに留まらず、全庁をあげて対応したとしても迅速な処理が困難な場合があり得る。そのような事態の発生に備え、市町村長が避難勧告等を適切なタイミング・範囲に発令されるよう、緊急情報の収集・分析、災害発生の前兆把握、避難勧告等の発令・伝達など、優先させる業務を可能な限り絞り込んだ上で、さらにその業務においても優先順位を明確にしておくべきである。平時から決めておくことで、避難勧告等の発令をはじめとする最優先業務に対応することが可能となる。
- ・ 上記の優先業務を遂行するため、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくべきである。例えば、防災担当部局が情報の収集・分析・伝達等を一手に担う状態を避けるため、緊急情報を収集・分析する組織、居住者からの情報や問い合わせを処理する組織、避難勧告等の情報を伝達する組織を分け、あらゆる部局の職員（特に災害対応業務に関連の薄い部署の職員）を積極的に活用することが望ましい。
- ・ 避難場所の開設に要する時間、費用を案じて、そのことが避難勧告等の発令を躊躇した一因となっているとの指摘もある。指定緊急避難場所の開設費用については、その後の避難所の運営費用とあわせて、災害救助法適用による支援対象となることに留意すべきである。また、災害救助法の適用に至らない場合に備え、実際に支出した費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等も考えられる。

#### (2) 河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築

- ・ いざという時に河川管理者や気象台職員からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり、必要に応じて河川管理者等へ助言を求める仕組みを構築しなければならない。そのためには、平時から河川管理者や気象台職員とやりとりをして、顔の見える関係（意見を言い合える信頼関係）を築いておくべきである。

- 
- ・ ホットラインによる連絡があった際には、市町村長が状況を確実に把握できるような体制を市町村は構築しておくべきである。例えば、先に述べた緊急情報を収集・分析する組織を専任で設置し、当該組織はホットライン等の緊急情報を確実に市町村長に報告するとともに、避難勧告等の発令に資する情報の分析を一元的に担うことで、市町村長の意思決定を補佐する組織とすること等が考えられる。
  - ・ 平時において、水位上昇に一定の時間を要する大河川と、急激に水位が上昇する中小河川や突発性が高く予測が困難である土砂災害の違いを考慮した、よりの確な避難勧告等の発令基準とするため、また、災害時において防災体制を強化するため、地域防災計画をはじめとする各種計画や発令基準の策定段階から、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくべきである。例えば、市町村と河川管理者等からなる協議会等の仕組みを積極的に活用することが考えられる。その他にも、既に河川・砂防・気象などの専門性を有している人材を活用している市町村での取組事例を参考に、市町村の防災体制を強化することが考えられる。
  - ・ 要配慮者利用施設の災害計画作成等の促進についても、市町村と河川管理者等からなる協議会等の仕組みを活用し、河川管理者等と市町村の防災担当部局や、洪水、土砂災害、高潮等の専門知識をもつ土木部局とが連携し、都道府県・市町村の福祉担当部局、要配慮者利用施設の取組みを支援することが考えられる。
  - ・ 国・都道府県から市町村への指定河川洪水予報や水防警報等の情報伝達は、FAX を送信し、さらにその後に電話で着信確認をすることが多い。しかし、災害の切迫度が高まって、伝達量が多くなるとともに、他の情報処理等に追われるようになると、着信確認に労力をさくことができなくなるほど手が足りなくなる事態が発生する。その一方で、気象庁の防災情報提供システムで実現しているような PC ソフトウェアを活用した情報伝達・メール配信の仕組みの導入や、都道府県単位で独自に整備されている市町村等への情報伝達システムと国の情報システムとの接続を推進することで、より効率的に情報伝達ができる可能性がある。これらのことから、関係機関との情報の確認については、より効率的な方法を平時から検討しておくことが望ましい。

### (3) 訓練及び研修を通じた改善

- ・ 様々な災害発生状況を考慮し、災害対策本部が設置される前の警戒体制の段階から避難勧告発令に至るまでの訓練を定期的実施すべきである。また、前記(1)の優先業務については、防災担当部局以外の職員でも代行できるよう、他部局の職員にも当該業務を経験させるような訓練を実施すべきである。
  - ・ 新任市町村長及び市町村危機管理責任者をはじめとする市町村職員は、国・都道府県等が実施する研修に参加するよう努めるべきである。
  - ・ 上記全般について、実践や訓練等を通じて防災体制や避難勧告等の発令基準・伝達手段等、避難に関わる施策全般の改善を重ねるべきである。
-

---

## 8.2 自然災害の発生が想定される際の地方公共団体の防災体制

災害時の体制が整う前に災害が発生することを防ぐため、災害時の体制に早めに移行する基準を、平時から作っておくべきである。

地震を除く自然災害の発生が想定される際の市町村における防災体制、気象状況を踏まえた体制の移行に関する標準的な目安を記す。これらは、市町村の規模、発生する可能性のある災害の多さ等によって異なるが、段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を検討する必要がある。体制の呼称は、それぞれの市町村の地域防災計画によって異なるが、段階設定の例を示す。

以下、要員の配置は夜間や休日における代表的な例示であり、これを参考にしつつ地域の実情に応じて防災体制を検討する。

① 第1次防災体制（災害準備体制）：防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。

- ・ 対象河川が水防団待機水位を超えることが確実となった場合
- ・ 大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合
- ・ 高潮注意報が発表された場合

注 なお、第1次防災体制の条件になっていなくても、翌日以降に警戒を要する気象現象が発生するおそれがある場合には、地元の気象台が警報級の可能性（平成29年度出水期から提供開始）や府県気象情報を発表しているため、これらを活用して、翌日以降に想定される体制や連絡系統の確認を行っておくなど、事前の準備を早めに行っておく。このことで、その後の体制移行や避難勧告判断などを円滑に行えることが期待できる。

② 第2次防災体制（災害注意体制）：避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討する段階

管理職を配置し、避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制とする。

防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。

- ・ 対象河川が氾濫注意水位を超えることが確実となった場合
- ・ 管内の雨量観測所の累加雨量が〇〇mmを超えた場合
- ・ 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市町村にかかると予想されている、又は、台風が24時間以内に市町村に接近することが見込まれる場合
- ・ 大雨注意報又は洪水注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

③ 第3次防災体制（災害警戒体制）：避難準備・高齢者等避難開始を発令した段階市町村長あるいは市町村長の代理が登庁し、避難勧告の発令を判断できる体制とする。

専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。

要配慮者用の指定緊急避難場所受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。

- ・ 対象河川が避難判断水位を超えることが確実となった場合
- ・ 大雨警報が発表された場合

- 
- ・ 台風情報で、台風の暴風域が 12 時間以内に市町村にかかると予想されている、又は、台風が 12 時間以内に市町村に接近することが見込まれる場合
  - ・ 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

④ 第 4 次防災体制（災害対策本部設置）： 避難勧告を発令した段階

あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。

- ・ 氾濫危険水位を超えることが確実となった場合
- ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合
- ・ 高潮警報が発表された場合
- ・ 高潮注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ暴風警報が発表された場合

なお、津波については、大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられた場合、基本的には「避難指示（緊急）」を発令し、直ちに第 4 次防災体制を取る必要がある

注 災害が発生した段階もこの体制を引き継ぐ。

### 8.3 防災気象情報の発表等と市町村の災害時対応の時系列

市町村にとっては、複数の災害に同時に対応できるよう体制を整えておく必要がある。台風が来襲する場合は、洪水等、土砂災害、高潮が発生することを念頭に防災気象情報等を確認・分析する必要があり、前線による大雨が発生している場合は、洪水等、土砂災害が発生することを想定する必要がある。以下に、大雨をもたらす台風が来襲する場合に発表される防災気象情報等と本ガイドラインで想定している体制等との関係を例示する。前線性降雨の場合も同様である。

具体的には、台風や前線による大雨の場合、数日前から警報級の可能性の [高] [中] が発表された時には、担当者は心構えを早めて高めて台風情報や府県気象情報の内容に十分留意する（平成 29 年度出水期から提供開始）。また、夜間～翌日早朝までの期間を対象に警報級の可能性 [中] が発表されたときは、担当者は夜間における警報発表も想定して心構えを一段高めておく（平成 29 年度出水期から提供開始）。さらに、府県気象情報が発表されれば、担当者がパソコンを立ち上げ、雨量等の情報を常に把握できる体制を取る。その後、大雨注意報や洪水注意報が発表されれば、洪水等か土砂災害を想定し、1 時間毎に河川の水位、雨量、流域雨量指数の予測値、土砂災害に関するメッシュ情報等を確認する体制を取る、ということ为例示している。

なお、あくまでも標準的な流れであり、実際の情報や対応がこのとおりになるとは限らないことに留意する必要がある。

表5 防災気象情報等の標準的な発表の流れとこれに伴う災害時対応

※この表は、あくまでも防災気象情報等と災害時の対応の関係をわかりやすく示すことを目的としたものであり、実際の情報や対応の流れがこのとおりになるとは限らない。

防災気象情報等、 現地情報※	台風情報 <水、土、高> <水、土、高> 強風注意報 (警報切替の可能性) 府県気象情報 <水、土、高>	氾濫注意水位 <水> 大雨注意報 高潮注意報(警報切替の可能性)	避難判断水位 <水> 洪水警報 大雨警報(土砂災害) 高潮警報または 暴風警報	氾濫危険水位 <水> 土砂災害警戒情報(土砂災害に関するメッシュ情報の予想で土砂災害警戒情報の基準に到達)	土砂災害に関するメッシュ情報の基準に到達
洪水	水防団待機水位 洪水注意報 大雨注意報 ●パソコン画面表示	避難準備・高齢者等避難開始の発令判断(避難が必要な状況が夜間・早期の場合) ●第1次防災体制 ●避難場所開設の検討 ●1時間ごとに河川水位、流域雨量指数の予測値、実況雨量、予測雨量を確認	避難準備・高齢者等避難開始 ●第2次防災体制 ●避難場所開設の検討 ●1時間ごとに河川水位、流域雨量指数の予測値、実況雨量、予測雨量を確認	避難準備・高齢者等避難開始 ●第3次防災体制 ●避難場所開設 ●10分ごとに河川水位、流域雨量指数の予測値、実況雨量、予測雨量を確認	避難勧告 ●第4次防災体制
土砂災害	避難準備・高齢者等避難開始の発令判断(避難が必要な状況が夜間・早期の場合) ●第1次防災体制 ●避難場所開設の検討 ●パソコン画面表示 ●1時間ごとに雨量(現況、予測)、土砂災害に関するメッシュ情報を確認	避難準備・高齢者等避難開始の発令判断(避難が必要な状況が夜間・早期の場合) ●第2次防災体制※ ●避難場所開設の検討 ●1時間ごとに雨量(現況、予測)、土砂災害に関するメッシュ情報を確認	避難準備・高齢者等避難開始 ●第3次防災体制 ●避難場所開設 ●10分ごとに雨量(現況、予測)、土砂災害に関するメッシュ情報を確認	避難勧告 ●第4次防災体制	避難指示(緊急)
高潮災害	避難準備・高齢者等避難開始の発令判断 ●第1次防災体制 ●第2次防災体制 ●パソコン画面表示	避難準備・高齢者等避難開始 ●第3次防災体制 ●避難場所開設 ●1時間ごとに潮位(現況、予測)を確認 ●避難場所開設の検討	避難準備・高齢者等避難開始 ●第4次防災体制 ●10分ごとに潮位(現況、予測)を確認	避難勧告 ●第4次防災体制	避難指示(緊急)

※:水害、土砂災害、高潮災害ごとの災害時対応の判断情報を<水、土、高>で区別

# 参考事例集

## 避難勧告等に関するガイドライン (平成29年1月)

- 本事例集は、「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月)について、全国の地方公共団体の参考になる事例をまとめたものである。
- また、参考事例集に加え、教訓とすべき近年の災害における被災自治体の課題を記載した。
- 本事例集は、必要に応じて適宜充実を図っていく予定である。

# <事例1> わが家の避難計画づくり(長野県飯田市)

## ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」 「3.1 平時からの情報提供」

- 短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、居住者等が、主体的に具体的な避難に関する計画を検討しておく必要がある。

### 概要

- 集落等により災害リスクが異なるが、できるだけ簡単に居住者等に避難行動を理解してもらうために、4区分ごとのカード(シール)を所定の欄に貼ることで、**簡単に家庭別の避難計画が策定できるアイテム**を開発。

避けるべき「難」はなに？

- がけ崩れ
- 土石流
- 浸水

いつ？

- 土砂災害警戒情報
- 避難準備情報
- 時間雨量30mm以上

どこへ？

- 近くの公民館
- 息子・娘の家
- 旅館・ホテル

何に注意して？どこを通過して？

- 〇〇川は通らない
- 〇〇宅に声を掛けて
- 田んぼや水路を見に行かない

### 災害から命を守る わが家の避難計画づくり

災害の種類ごとに、いつ、どこへ、どこを通過して避難したらよいか家族で話し合ってみよう。

避けるべき「難」はなに？

いつ？

どこへ？

何に注意して？どこを通過して？

**事前避難** 別の安全な場所へ避難できるとき(水平避難)


**緊急避難** 周辺の状況から別の場所への避難が難しいとき(垂直避難)


山側から一番離れた2階の部屋

下のカードから合うものを選んであてはめてみよう。

**行政機関からの情報**

- 大雨・洪水注意報
- 大雨・洪水警報
- 土砂災害警戒情報
- 避難準備情報
- 避難勧告
- 避難指示

**気象状況**

- 時間雨量20mm以上
- 時間雨量30mm以上
- 累積雨量100mm超
- 累積雨量150mm超

より早く避けるために

- 県南部、多い所で時間50mmが予想
- 県南部、多い所で累積200mmが予想
- 台風接近の6時間前
- 暗くなる前に
- 強い雨が20分以上
- 強い雨が30分以上

**斜面のひび割れや変形**

- 崖から水
- 斜面から小石が落ちてくる
- 山鳴りがする
- 急に川が濁り、流水が混じる
- 川の水位が下がる
- 沢や戸の水が濁る
- 地面にひび割れやスレ
- 斜面から水
- ゴロゴロ音
- 焦げた臭いや生臭い

**近くの公民館**

- 学校
- 親戚宅
- 隣の〇〇宅
- 高台の駐車場
- 避難所ではない、〇〇集会所
- 高さがあり、水が素早い場所
- ひらけた、斜面に囲まれていない場所
- 息子・娘の家
- 旅館・ホテル

**〇〇川は通らない**

- 〇〇宅に声を掛けて
- 用水路の近くは通らない
- 田んぼや水路を見に行かない
- マンホールに気をつける
- 木々や竹が倒れて塞がれない道
- 過去に崩れた場所
- アンダーパスがあるところ
- 普段落石のある道

**地震時**

震度4以上	緊急地震速報が鳴ったら	安全ゾーンで身を守る姿勢(ダンゴムシのポーズ)	守れ！頭と頸動脈
震度5弱以上	揺れがおさまったら	近くの公園・空き地	落下物、道路陥没、ブロック崩

家が崩壊した時避難生活をする場所(最寄の指定緊急避難所)ハザードマップを見て記入しよう。

# <事例2> 避難先の考え方(和歌山県)

## ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」 「3.1 平時からの情報提供」

- 市町村は、避難行動の選択肢(指定緊急避難場所への立退き避難、近隣の安全な場所への立退き避難、屋内安全確保)等について、十分に周知すべきである。

### 概要

- 時間が許す限りより安全な避難先を目指して避難していただけるよう、県独自に避難先安全レベルの考え方を示し、市町村は各避難先に安全レベルを設定。
- 津波、風水害について立地条件や建物の構造、階層等により、☆1つから☆3つまでの3段階で安全性を評価。
- 避難先安全レベルを記載したハザードマップ等により居住者等に周知。**

### 風水害避難先安全レベルの考え方

		RC強4階以上	RC強3階	RC強2階	RC強1階	RC4階以上	RC3階	RC2階	RC1階	木造等2階	木造等1階	
土砂災害	避難先(☆☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難先										
	避難先(☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難先										
	避難先(☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難先										
	避難先(☆)(注)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難先										
浸水	想定浸水深5m以上の地域に立地 3階までの浸水	☆☆	☆	☆	☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆☆ (注)	☆☆☆ (注)	
	想定浸水深3m以上5m未満の地域に立地 2階までの浸水	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆☆ (注)	☆☆☆ (注)	
	想定浸水深30cm以上3m未満の地域に立地 1階までの浸水	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆☆ (注)	☆☆☆ (注)	
	想定浸水深50cm未満の地域に立地 床下積水の浸水	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆☆ (注)	☆☆☆ (注)	
	浸水区域外に立地	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆ (注)	☆☆☆ (注)	

土砂災害と浸水による☆の数異なる場合には、少ない方の☆を当該避難先の区分とする。

※ RC強とは、土砂災害特別警戒区域内における居室等を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同程度の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件(平成13年3月30日国土交通省第383号)に基づき建築された鉄筋コンクリート造の施設又は準ずる鉄筋コンクリート造の施設をいう。

\*1 過去の浸水状況や地理的情報等により、避難先(☆)か避難先(☆)(注)にするかどうかを判断するもの。

\*2 強度ありの場合とは、昭和56年6月から適用されている建築基準法の耐震基準(新耐震基準)によって、震度6強以上の地震に対し建物が倒壊せず人命を保護できる施設をいう。

その他施設については、施設状況により☆☆☆又は☆☆とする。

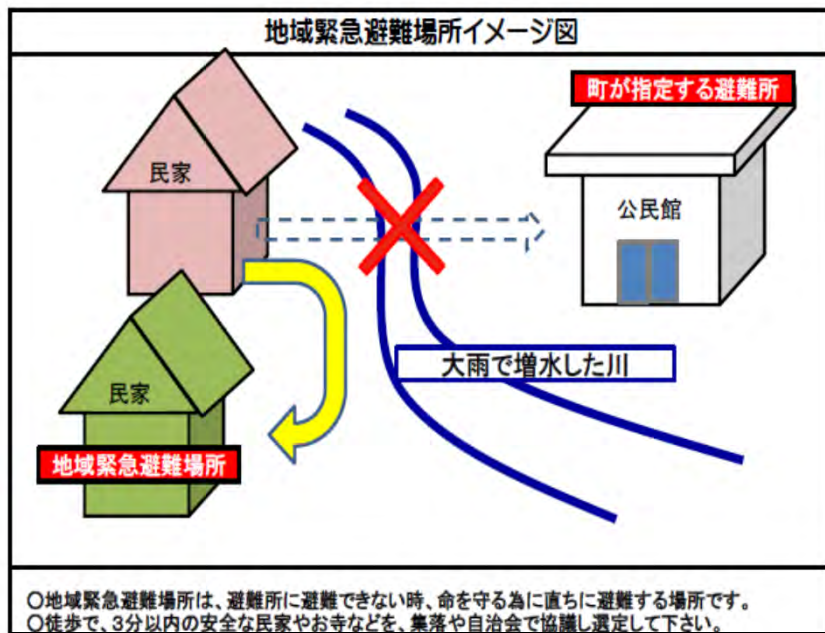
### <事例3> 地域緊急避難場所の設置等(島根県邑南町)

#### ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」 「3. 1 平時からの情報提供」

- 市町村は、避難行動の選択肢(指定緊急避難場所への立退き避難、近隣の安全な場所への立退き避難、屋内安全確保)等について、十分に周知すべきである。

#### 概要

- 安全な指定緊急避難場所が近くにない地区や、増水した川を渡らないと避難できない地区もある。
- 歩いて3分を目安に**民家・寺等を地域緊急避難場所にする取組**を進めており、地域で話し合っている。



#### ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」 「5. 2 要配慮者の避難」

- 要配慮者の支援にあたっては、誰がどのような手段で支援するのかといったことを明確にするとともに、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地域全体で実現性のある支援体制を構築すべきである。

#### 概要

- 既に避難行動要支援者の名簿を作成しているが、2500名の要支援者の事前合意が難しく活用できていない。
- しかし、町の両端間は自動車でも1時間20分もかかるため、安否確認や行動支援を行政で実施することは不可能で地域で実施してもらう必要がある。
- そこで、**地域の自主防災組織で全住民の名簿を作成してもらい、地域内で要支援者をどう助けるのかを考えてもらう取組**を進めており、名簿の運用が始まっている自治会もある。

### <事例4> 防災行政無線の活用(兵庫県豊岡市)

#### ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」

#### 「3. 2 災害発生のおそれが生じた場合における情報の伝達」

- 災害発生の危険性が高まった場合には、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等の発令の今後の見通し、発令時に対象者がとるべき避難行動等について、時々刻々と変化する状況を居住者・施設管理者等に対して繰り返し伝達することが望ましい。

#### 概要

- 豊岡市においては、台風接近前から防災行政無線で**注意喚起を、複数回にわたり実施**。
- 避難の方法(水平避難、垂直避難)や避難情報の意味と順番を伝えるなど具体的な**避難行動がわかるよう工夫**。

■ 台風19号情報(防災行政無線放送2回目)平成26年10月10日 19:30放送  
(略)台風19号の接近に備え、土砂災害への警戒についてお伝えします。  
(略)土砂災害は、一旦発生すると一瞬で人の命を奪ってしまうことから、早め早めに避難行動を取ることが必要です。徐々に水位が上昇する洪水と違って、土砂災害の危険度は一気に高まります。そのため、場合によっては、指定避難所の開設が間に合わなくても避難勧告等を発令します。このときは、該地域の皆さんは、直ちに命を守る行動を取ってください。命を守る行動とは、指定避難所への避難だけでなく、ご近所、ご親戚への避難、またご自宅2階の山から離れた部屋で過ごすなど、とにかく少しでも山から離れることが必要です。  
(略)

■ 台風19号情報(防災行政無線放送8回目)平成26年10月13日 15:50放送  
(略)豊岡市では、台風の接近に伴い雨がしだいに強まっています。現時点では、円山川など主要河川の水位も余り上昇しておらず、まだ避難準備情報を出す段階にありませんが、今後日暮れから深夜にかけて、一時間に最大40mm~60mmの非常に激しい雨が降り続くことが予測されており、土砂災害等の危険性が高まってきます。豊岡地域では、夜間の避難が不安な方のために、明るいうちに自主避難できるよう次の施設を自主避難所として開設しましたのでご利用ください。市が開設している自主避難所は、豊岡地区公民館、八条地区公民館、三江地区公民館、JAたじま農業センター、中筋小学校、神美地区公民館、五荘小学校、五荘地区公民館大浜分館、田鶴野小学校、奈佐地区公民館、豊岡北中学校です。自主避難のおりには、非常食・飲料水、常備薬などの非常持ち出し品を携行いただくようお願いします。  
なお、今後、災害が発生する危険性が高まったときは、例え深夜であっても、防災行政無線から大音量で「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の順に情報を流しますことをご承知ください。



## <事例5> 伝達文のモデル(兵庫県・和歌山県等)

### ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」「3.3 避難勧告等の伝達」

- 避難勧告等を発令する際には、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきかを具体的に伝える必要があることから、市町村は、予めマニュアル等に災害種別に応じた伝達文を定めておくべきである。

### 概要

- 複数の県において、独自に避難勧告等発令時における**伝達文のモデル**や**具体例**を作成し、管内市町村に周知を行っている。

【和歌山県：伝達文のモデル基準】

#### <避難勧告の発令文>

〇時〇分に△△地区に対して避難勧告を発令しました。今後、〇〇川がはん濫する危険がありますので、〇〇避難所などのできるだけ安全な避難先へ避難してください。

#### <避難指示の発令文>

〇時〇分に△△地区に対して避難指示を発令した。直ちに〇〇避難所等へ避難すること。また、逃げ遅れた場合には、自宅の2階や近くの建物の高層階にて身の安全を確保すること。(防災行政無線の場合：多少早口で切迫感を持って伝える。)

【兵庫県：伝達文の例】

(※避難準備情報の名称を避難準備・高齢者等避難開始に変更する前の事例)

#### <避難情報発令予告の伝達文の例>

こちらは、〇〇市です。ただ今、台風第〇号が接近しており、〇日〇時頃から風雨が強まり、大雨となるおそれがあります。

〇市では、〇日〇時以降に「避難準備情報」や「避難勧告」等を発令する可能性があります。発令は、防災行政無線、市のホームページ、テレビでお知らせします。今のうちに、あらかじめ配付しているハザードマップや市のホームページなどで、土砂災害のおそれのある区域、避難経路、避難場所を再度確認しておいてください。今後、最新の気象情報や市の避難情報に注意し、必要があれば、すみやかに避難を開始してください。

#### <避難準備情報〔要援護者避難開始〕の伝達文の例>

緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、〇〇公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。

※災害時要援護者とその支援者に付け加える情報：「昨夜からの大雨により、(2時間)後には土砂災害が発生するおそれがあります。」「避難に助けが必要な方は支援者と連絡を取り合い、必要な身の回りのものを持って避難してください」等

## <事例6> マイナンバーカードとスマートテレビを活用した防災システム

### ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」「4 避難勧告等の伝達手段と方法」

- 避難勧告等を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが基本である。

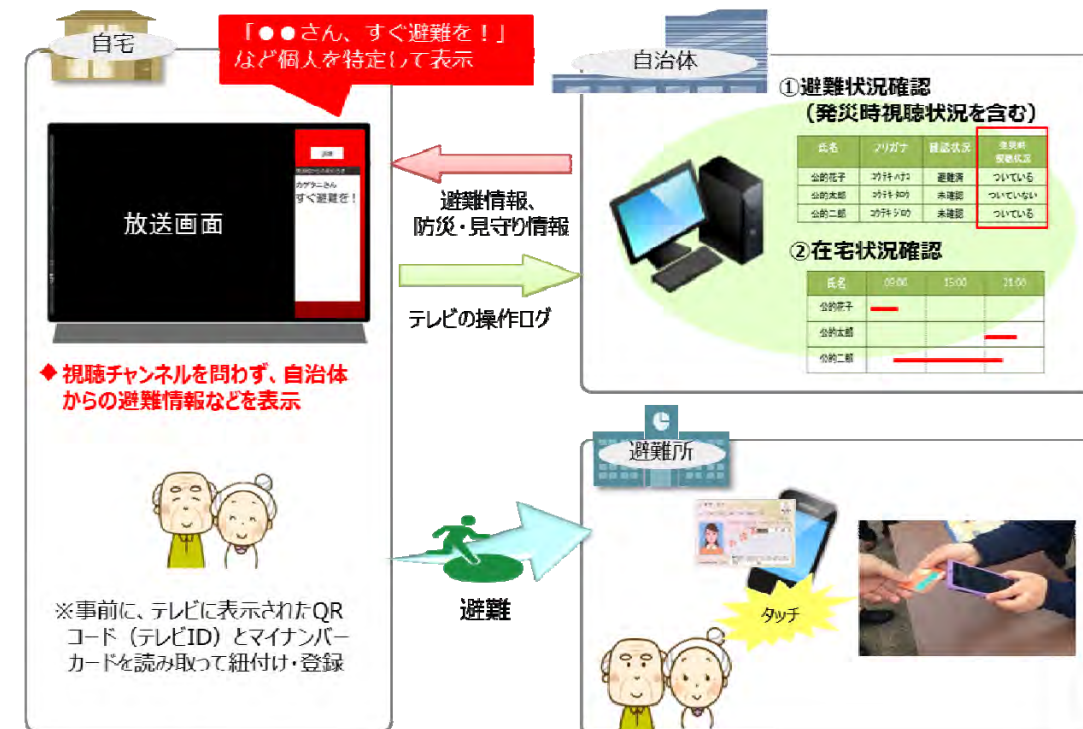
### 概要

- 居住者等に確実に避難情報を伝達するため、マイナンバーカードとスマートテレビを活用して災害発生時に**居住者一人ひとりに、視聴チャンネルを問わず市町村からの避難情報の伝達**と、避難所における住民の状況把握及び適切な支援を実施

【実証地域】

- 平成27年度
  - ・徳島県美波町 (災害時の情報配信、避難状況把握)
- 平成28年度
  - ・北海道西興部村、徳島県美波町 (災害時の情報配信、避難状況把握等及び平時の見守り)

### マイナンバーカードとスマートテレビを活用した防災システムのイメージ



## <事例7>土砂災害に対する要配慮者利用施設の警戒避難体制づくり支援について(山形県)

ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」「5.1 要配慮者利用施設等における災害計画の実効性の確保」

- 要配慮者利用施設の災害計画策定にあたり、地方公共団体は、河川管理者等からの技術的支援も受けつつ、施設に対して積極的に助言することが考えられる。

### 概要

防災上の配慮を要する者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、**県が防災・民生部局や市町村等と連携して警戒避難体制の整備を支援。**

### ① 施設の警戒避難体制づくりに専門的な助言

防災・民生部局や市町村等と連携し、施設の防災計画(警戒避難に資する情報収集、避難のタイミング、避難場所や避難経路等)に対してアドバイスをを行うなど、施設の警戒避難体制づくりを支援。



施設管理者・行政(砂防・防災・民生部局等)等が一堂に会し、防災体制を確認

### ② 施設のための土砂災害ハザードマップを作成

施設の避難計画に合致した土砂災害ハザードマップを施設管理者と共同で作成。



施設のための土砂災害ハザードマップ

### ③ 施設職員や施設利用者に対する学習会の開催

土砂災害防止の意識向上のため、施設職員や施設利用者を対象に、パネル・DVD・ハザードマップ等を使用した学習会を実施。



学習会

### ④ 避難訓練の実施を支援

土砂災害を想定した実践的な避難訓練を実施してもらうため、防災・民生部局や市町村等と連携し、訓練シナリオ作成に対する助言など、避難訓練の実施を支援。



高齢者施設での訓練



訓練後の反省会

<事例8> 岩手県認知症高齢者グループホーム協会(必携パンフの作成)

ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」「3.1 平時からの情報提供」

- 市町村は、避難行動の選択肢(指定緊急避難場所への立退き避難、近隣の安全な場所への立退き避難、屋内安全確保)等について、十分に周知すべきである。

ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」「5.2 要配慮者の避難」

- 要配慮者の支援にあたっては、誰がどのような手段で支援するのかといったことを明確にするとともに、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地域全体で実現性のある支援体制を構築すべきである。

概要

平成28年台風第10号災害による岩手県岩泉町のグループホームの被災も踏まえ、高齢者施設の避難の実効性を高めるための**必携パンフ**を作成。

8, 30を忘れない!

いのちを守る三か条

- 無駄と思わずに「避難準備情報」
- 安全安心に一日過ごせる居場所の確保
- 一人の力よりお互いさまの心

ホーム名: グループホーム いわて

避難場所名	組合福祉施設もりおか
連絡先	0123-45-6789
住所	
設備状況	トイレ洋式3つ(内1か所無いす対応) 簡易ベッド10台 デイサービス併設

連絡先一覧

市役所	0123-00-0000
病院	0123-00-0000
消防署	0123-00-0000
民生委員	090-0000-0000
所長	090-0000-0000

避難準備情報発令

持ち出し物品の確認

お年寄りの状態確認

避難所への連絡・近隣への連絡

避難

防災マップ

物品リスト

- くすり
- おむ替え(おむつ込み)
- 食料・水
- 連絡先一覧
- 
- 
- 
- 
- 

避難訓練確認表

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
備品確認	×	発電機	水害	水害	火災	備蓄食料	津波訓練	夜間火災	×	×	地震

(※避難準備情報の名称を避難準備・高齢者等避難開始に変更する前の事例)

- 【必携パンフの活用ポイント】
- 「避難開始の判断」「避難場所の選定」「人の助け合い」が生命を守る三か条となる。
  - 地域との助け合いが重要なことから、各GHの「運営推進会議」で議論し、作成すること。互いさまの関係が災害に強い地域を創ることを認識する。
  - 必携パンフは、毎日目に触れる場所に提示し、常に意識する。
  - 変化があったら直ぐに改定し、古い情報のままにしない。

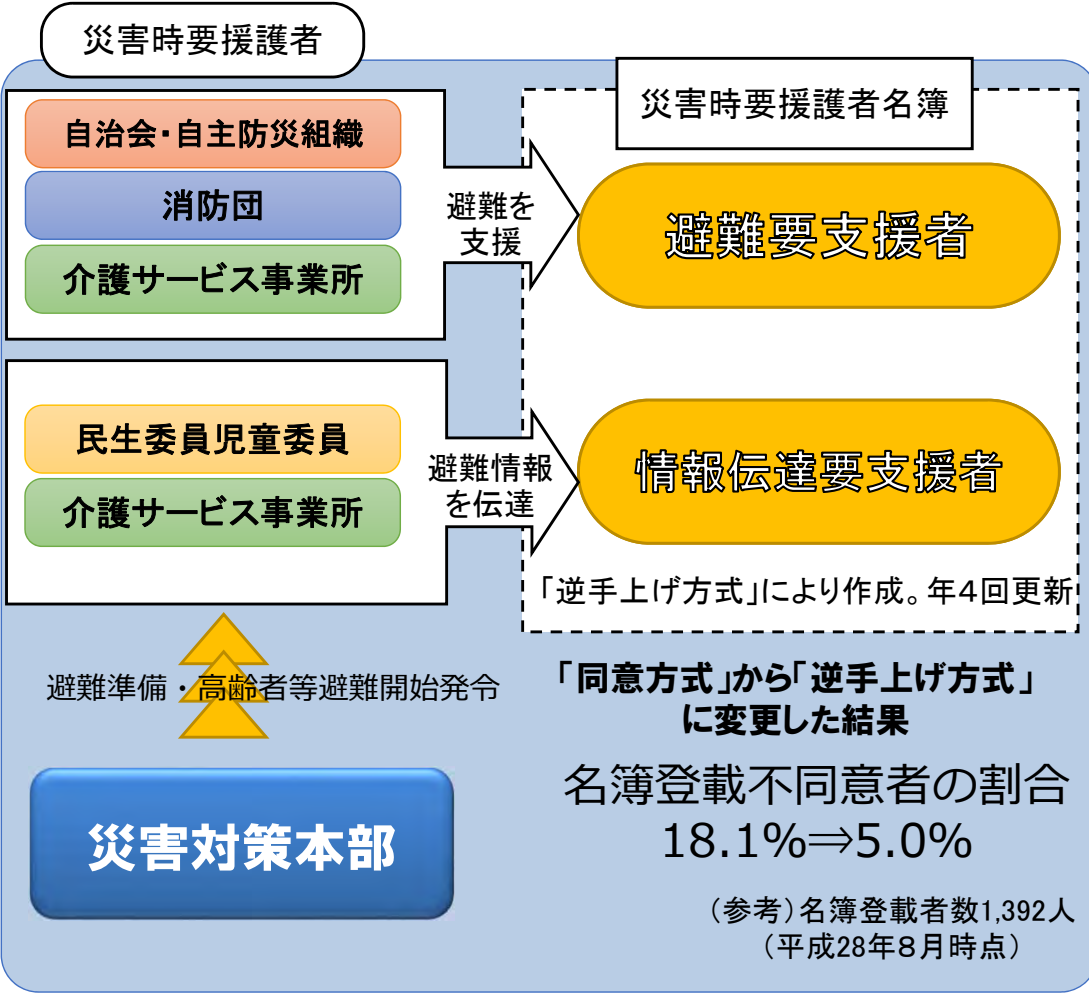
<事例9> 災害時要援護者への情報伝達(新潟県三条市)

ガイドライン該当箇所:「避難行動・情報伝達編」「5.2 要配慮者の避難」

- 要配慮者の支援にあたっては、誰がどのような手段で支援するのかといったことを明確にするとともに、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地域全体で実現性のある支援体制を構築すべきである。

概要

- 災害時要援護者※を、避難時に介添え等の支援が必要である「避難要支援者」と、避難するための情報を伝達すれば自力で避難できる「情報伝達要支援者」の2つに分類し、自治会・自主防災組織、民生委員児童委員、介護サービス事業所、消防団等と協力し支援を実施。  
※避難行動要支援者を災害時要援護者という呼称で定義づけている



避難準備情報が発令された段階で各支援者が災害時要援護者名簿にあらかじめ定められた要援護者を支援

## <事例10> 防災対策基本条例における災害検証(北海道)

ガイドライン該当箇所:「発令基準・防災体制編」

### 「8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制」

- 防災体制や避難勧告等の発令基準・伝達手段等、避難に関わる施策全般の改善を重ねるべきである。

#### 概要

東日本大震災の発生により、防災を取り巻く社会情勢等が大きく変化していることなどを踏まえ、平成25年度に「北海道防災対策基本条例」を改正した。特に、大規模災害などに対して、**長期的・総合的な視点による災害対策を検証する新たな仕組みを創り、その結果を的確に防災・減災対策に反映することで、PDCAサイクルを確立。**

#### 北海道防災対策基本条例

第30条 **道は、道内で大規模な災害が発生した場合その他それ以外の災害に關し必要があると認める場合には、市町村及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うものとする。**

2 **道は、前項の検証の結果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。【平成26年条例改正により追加】**

#### 災害検証の進め方

北海道

1. 検証の必要性の検討

2. 知事から防災会議に諮問

防災会議

1. 災害検証委員会の設置

2. 災害検証の実施

3. 議決、知事への答申

北海道

検証結果(答申)を公表するとともに、本道の防災力の向上に反映。

#### 「平成28年8月から9月にかけての大雨等災害」に関する検証委員会

北海道では、平成28年8月中旬から9月にかけて観測史上例のない4つの台風が次々と上陸・接近し、全道各地で記録的な豪雨となり、近年、他に類を見ない大災害となったことから、**北海道防災対策基本条例に基づき、災害検証を行う。**

今回の大雨等災害の特徴等を踏まえ、情報収集・共有、初動対応の体制、避難勧告等・避難所運営、被災自治体支援、物資輸送、救助救出、訓練・研修、防災教育を重点的に検証。

これまで3回(10/26、11/24、12/26)開催し、一次報告(12/28)をまとめ、今後、**年度内に最終報告書を取りまとめ予定。**

## <事例11> 県・市町防災力強化連携事業(兵庫県)

ガイドライン該当箇所:同左

#### 概要

- 地域の防災力の充実強化を図るため、**市町における防災体制の自己点検を実施し、点検結果に基づく意見交換や先進事例などの情報提供等を行い、県と市町の連携を深め県全体として防災・減災対策の向上を図る。**

#### 防災力の自己点検

平成26年度に学識者や市町防災担当職員で構成する検討会(座長:木村兵庫県立大准教授)を設置して作成した全200問の「市町防災力自己点検チェックリスト」により、各市町において、自己点検を実施。

##### 【チェック項目例】

- 職員に参集の連絡をするための手段(電話・メールシステム等)を複数確保していますか。
- 防災行政無線や登録制メール、緊急速報メールなど住民伝達手段としての機器の操作について、マニュアル化し、担当職員以外にも複数の職員が操作できるようにしていますか。
- 遅滞なく罹災証明書を交付するための手続きについて定めていますか。

#### 県・市町防災力強化連携チームの派遣

県から対象市町に対し、効率的かつ効果的な助言に資するヒアリングを行うため、課題等(県に支援(助言)を求めたいこと、先進的な取組事例等)を事前に聴取する。

県から防災力の自己点検結果の未達成事項や、防災体制・対策の充実・強化に資する具体的な助言等の支援を行い、市町と県が連携して県全体の防災・減災対策の向上を図る。

#### 取組実績

- H26~28で計40市町に派遣。
- 防災部局、県民局、県民センター職員等から各市町につき6~8名程度派遣。
- 取組が進んでいる項目として、「防災情報システムの確保」や「災害対策本部室、事務局スペースの確保」が挙げられた。
- 取組が進んでいない項目として、「災害時のトイレ対策に係る対応」等が挙げられた。
- 独自の・先進的な取組事例として、避難所の鍵を収納する防災ボックスの設置、現地連絡員の指定、津波等一時避難場所の指定等が挙げられた。

## <事例12> その他河川における判断基準 (滋賀県甲賀市・岐阜県多治見市)

ガイドライン該当箇所:「発令基準・防災体制編」 「3.3 判断基準設定の考え方」

- いざというときに自らが判断することができるかを確認しつつ、具体的な基準を設定する。

### 概要

- その他河川における避難勧告等の判断基準について、「堤防高に対する水位を基準としている」、「洪水予報河川や水位周知河川の支川の場合は、本川の状況を基準としている」、「ガードの冠水状況を基準としている」など工夫して設定。

### ①【甲賀市避難勧告等発令の判断基準（一部抜粋）】

<その他河川:避難勧告の基準>

はん濫注意水位等の基準がある河川か否かで場合を分けて、基準を設定。  
基準がない場合は、堤防天端高に対する水位で避難勧告を発令。

水位	水位情報周知されないが はん濫注意・はん濫危険水位の 基準がある一級河川の基準	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の 水位が「避難判断水位」をはるかに超え、 越水すると判断される場合
	基準のない一級河川・準用河 川・普通河川の基準	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の 水位が堤防天端高から30cm未満となっ たとき ・近隣で浸水が拡大している場合
経験則	<ul style="list-style-type: none"> <li>破堤につながるような漏水等が発見された場合</li> <li>堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂が発見された場合</li> <li>樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合</li> </ul>	

### ②【多治見市避難勧告等発令の判断基準（一部抜粋）】

<その他河川における基準>

(※避難準備情報の名称を避難準備・高齢者等避難開始に変更する前の事例)

洪水予報河川や水位周知河川の支川の場合は、本川(土岐川)の状況を基準として  
いるほか、ガードの冠水状況を基準として避難勧告等が発令。

	基準
避難準備情報	土岐川水位が脇之島排水機場で4.3m(平和町:避難勧告)に達した場合
避難勧告	【域外避難】 土岐川水位が脇之島排水機場で5.2m(平和町:避難指示)に達した場合
	【域内安全確保】 池田ガードの水位計(L1)の水位が4.0m(池田町1~4:避難勧告)に達した 場合
避難指示	《外水氾濫基準を適用》

大原川の陸間の設置、池田ガードの冠水により地区外への避難行動ができなくなる場合がある。  
このため、早期の域外避難を呼びかけることが重要であるが、池田ガードが冠水し始めたら、域  
内での安全確保を呼びかけるものとする。

## <事例13> 避難勧告等の具体的な発令基準策定に係る市 町村支援会議(和歌山県)

ガイドライン該当箇所:「発令基準・防災体制編」

「1.5 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言」

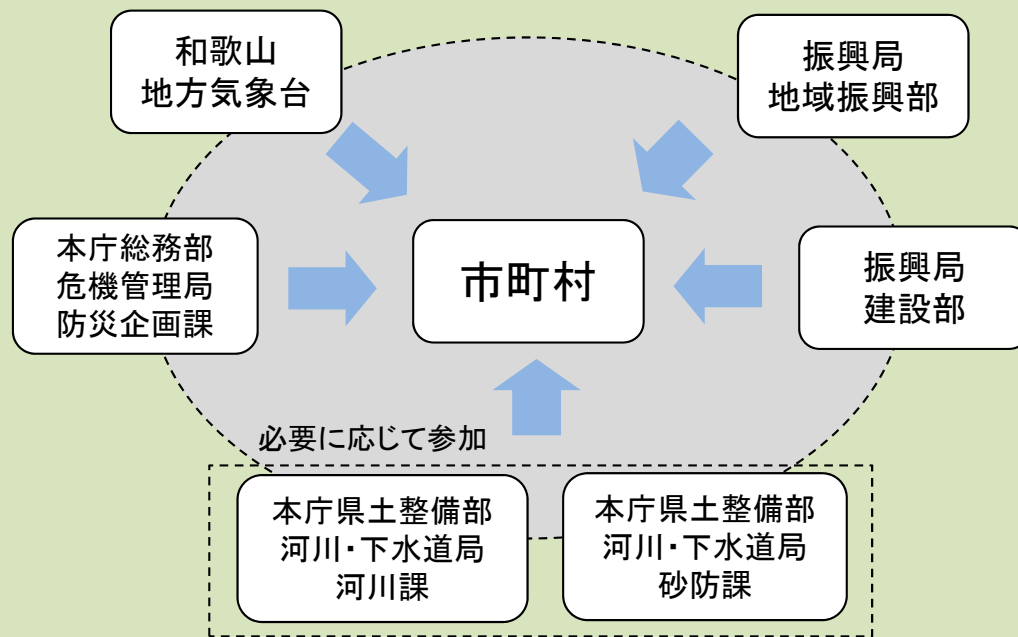
- 避難勧告等の判断基準を設定する際は、国・都道府県等の協力・助言を積極的に求める必要  
がある。

### 概要

- 市町村が避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定するにあたり、関係  
機関や県の関係部局による技術的な助言等を行う会議で支援。

避難勧告等の判断基準の設定などについて、県が独自に示した基準に基づき、  
市町村に対し助言等を実施し、必要に応じ市町村支援会議を開催。

### 市町村支援会議



## <事例14> 減災対策協議会による連携した取組

ガイドライン該当箇所:「発令基準・防災体制編」「1.5 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言」「7. 避難勧告等の発令時における助言」「8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制」

- いざという時に河川管理者や気象台職員からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり、必要に応じて河川管理者等へ助言を求める仕組みを構築しなければならない。

### 概要

市町村と河川管理者等による協議会を設置し、避難勧告の発令等にかかる各種情報の共有・意見交換、情報伝達の体制や方法、タイムラインの作成やホットライン、避難計画の作成、実践的な避難訓練など、各地域で減災に向けた具体的な取組内容を議論して取組を推進

- 水防災意識社会を再構築するため、各地域において河川管理者・都道府県・市町村及び水防管理団体・関係機関(気象台等)からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に実施
- 対象は、全国の国管理河川、都道府県等管理河川

### 【協議会で実施する内容】

- 現状の水害リスク情報や取組状況の共有  
情報伝達、避難計画、水防、氾濫水の排水、施設運用、河川管理施設の整備等
- 地域の取組方針の作成(今後5年間の具体的な取組内容)
  - 円滑かつ迅速な避難のための取組
  - 的確な水防活動のための取組
  - 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組
- 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認

## 最上川・赤川水系の事例(台風の接近による事前行動内容等の確認)

- 台風上陸に備えた事前対応
  - 通常は協議会の運営に必要な検討や調整等を目的として、協議会間に構成機関の担当者で開催している幹事会について、台風第10号の上陸の可能性が高まったため、急遽、臨時の幹事会を開催。
  - 台風第10号に関する最新情報の共有、タイムラインに基づき実施すべき事前行動内容の確認等、減災のための情報交換を実施。
  - 関係者間のコミュニケーションを密にし、一体となって洪水に備える体制を再確認。

### 最上川・赤川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 臨時幹事会

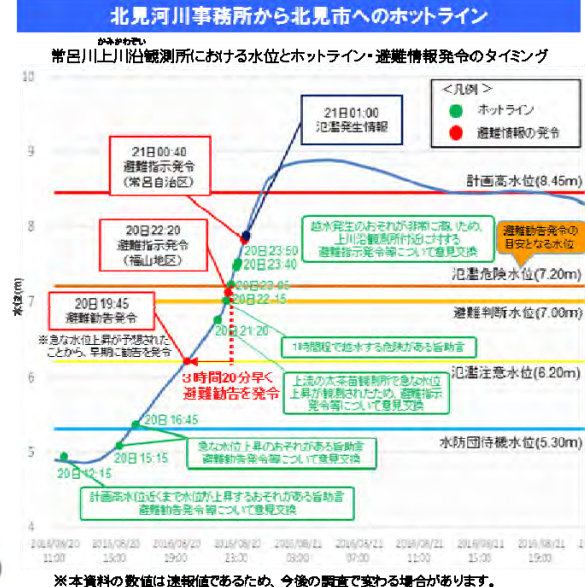
- 日時 8月26日(金) 13:00~13:30
- 場所 山形河川国道事務所 大会議室
- 出席者 減災対策協議会幹事会メンバー
  - 関係15市町村、山形県、気象台、国交省事務所 計35人
  - マスコミ 5社

- 内容
  - 台風第10号の今後の見通しについて [山形地方気象台]
  - タイムラインに基づき実施する事前行動について [山形河川国道事務所]
  - ダム状況について [最上川ダム統管理事務所]



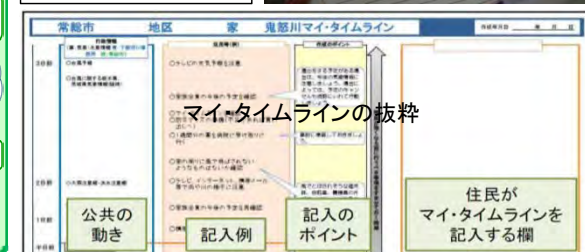
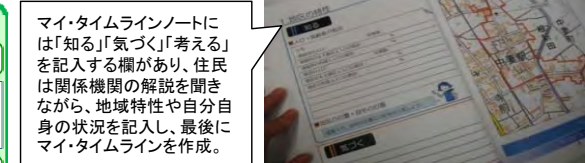
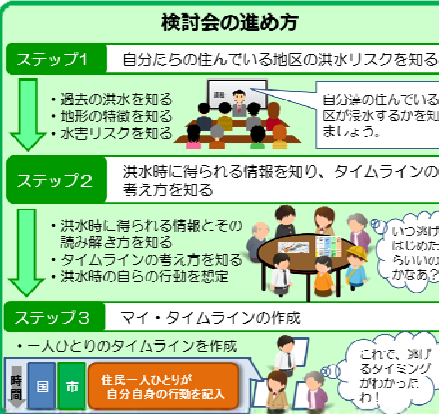
## 北見市の事例(タイムライン、ホットラインの取組)

- 「常呂川減災対策協議会」で検討された減災に関する取組方針に基づき、タイムラインや河川事務所から市長へのホットラインを実践。
- 台風第7号から断続的に降雨が続いており、今後の降雨により常呂川の急激な水位上昇が予想されたことから、ホットラインにより北見河川事務所と密に連携を図りつつ、北見市が対象地域へ通常より前倒して避難勧告を発令。北見市が消防とも連携の上、住民へ避難の呼びかけを実施。



## 常総市の事例(住民の行動計画<マイ・タイムライン>の作成)

- 「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」における取組として、常総市のモデル地区の住民、常総市、警察署、消防署、茨城県、気象庁、国土交通省下館河川事務所に加え、各分野の学識者で構成される『マイ・タイムライン検討会』を設置し、住民一人ひとりがそれぞれの環境に合ったタイムラインを自ら検討する取組を実施。
- 参加者一人一人に配布したマイ・タイムラインノートという教材に沿って関係機関の解説を聞きつつ、自宅の位置や家族の構成を書き込むなど、参加者自身が自分に合った「逃げ方」を考える取組を実践。



## <事例15>タイムラインの策定

ガイドライン該当箇所:「発令基準・防災体制編」「1.5 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言」「7. 避難勧告等の発令時における助言」「8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制」

- いざという時に河川管理者や気象台職員からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり、必要に応じて河川管理者等へ助言を求める仕組みを構築しなければならない。

**概要**  
「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を踏まえ、全国の河川のうち、直轄管理区間を対象に「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」を策定し、タイムラインの普及及び検証を実施。

### 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定

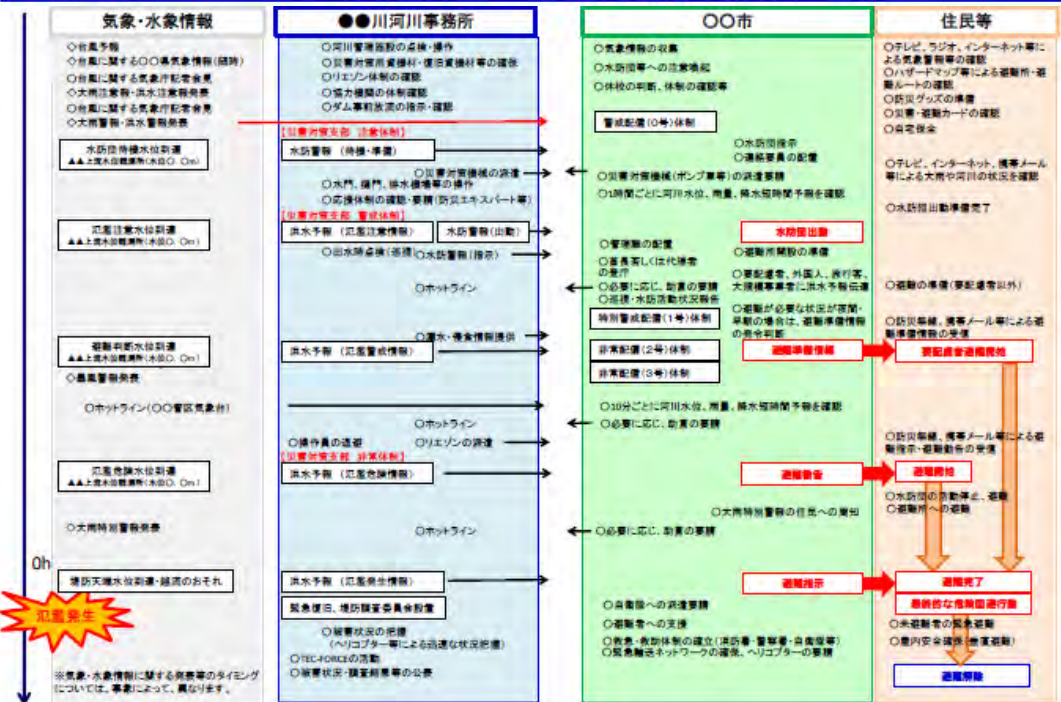
#### ① タイムラインの策定

- 市町村長が避難勧告等を適切なタイミングで発令できるよう、全国の直轄管理河川を対象に「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」を策定。

#### ② タイムラインの検証・改善(発生時、発生後)

- 台風接近等の事態に至った場合には、それに基づいて対応を実践し、事後においてはタイムラインの有効性の検証を行い、実践的に改善

河川名:●●川 観測所名:▲▲上流  
台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告等の発令に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)



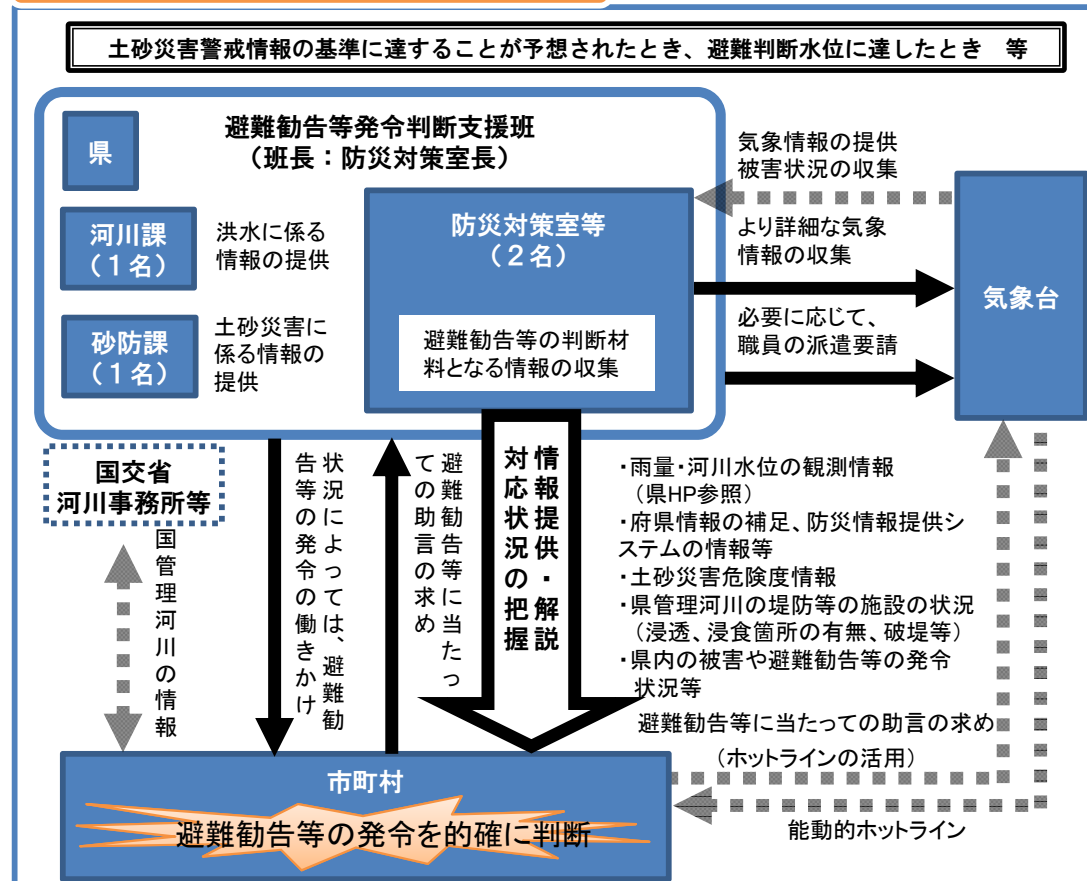
## <事例16> 避難勧告等発令判断支援班(大分県)

ガイドライン該当箇所:同左

### 概要

- 市町村の災害対応の多寡にかかわらず、防災気象情報を十分に活用し、避難勧告等のタイミングを逸することなく発令できるよう、市町村に対して避難勧告等の判断材料となるきめ細かな防災気象情報等の提供及び解説など総合的に支援できる体制を整える。

### 避難勧告等発令判断支援班の仕組み



### 実績

#### 【支援班設置回数】

昨年度:2回 今年度:9回

情報提供(メッシュ、水位、気象警報等)や避難勧告等発令の検討状況の確認、助言を実施。

#### 市町村の避難勧告等の発令等に係る支援要綱

平成28年3月30日 防対第1620号伺定  
(避難勧告等発令判断支援班の設置)

第2条 防災対策室長は、次の各号に掲げる基準に該当したときは、市町村の避難勧告等の発令及び解除に係る判断を支援するため、避難勧告等発令判断支援班(以下「支援班」という。)を設置する。

## <事例17> 知事から市町長へのホットライン(栃木県)

ガイドライン該当箇所:「発令基準・防災体制編」

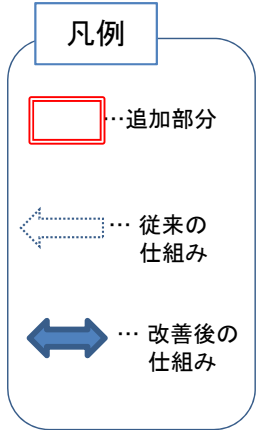
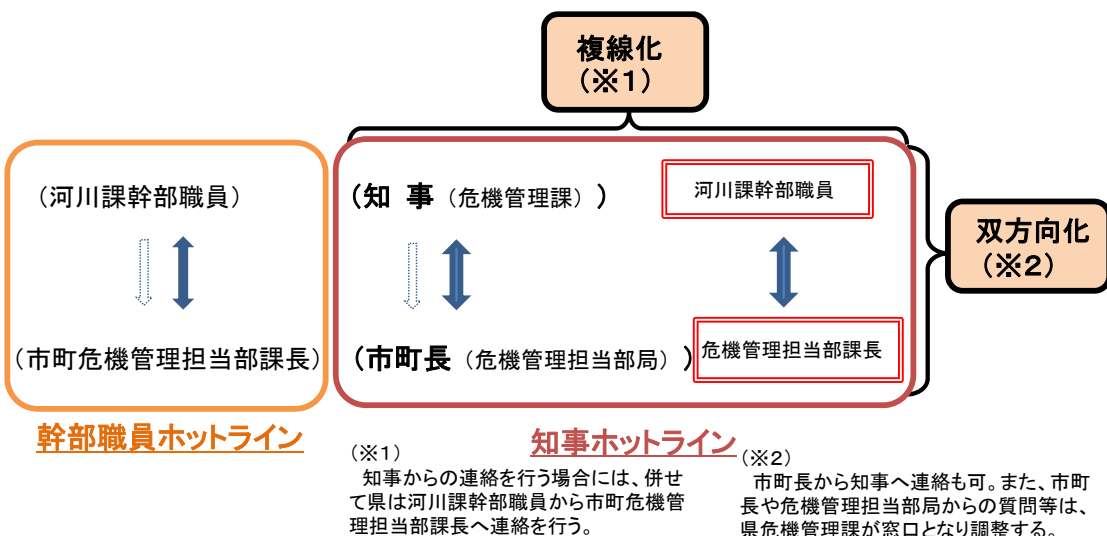
「7. 避難勧告等の発令時における助言」

「8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制」

- いざという時に河川管理者や気象台職員からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり、必要に応じて河川管理者等へ助言を求める仕組みを構築しなければならない。

### 概要

- 平成25年度の京都府、滋賀県、福井県に特別警報が発表された豪雨による甚大な被害の発生及び東京都大島町での大規模土砂災害の発生により、全国知事会における危機管理体制の議論が起きたことで、栃木県知事が**ホットラインの導入**を決定。
- 本県の災害時における早期避難など住民避難の実効性をより一層高めるため、**知事が関係市町長に直接連絡し、住民避難などについて助言する仕組み**(知事ホットライン)を平成26年5月に新設した。平成27年9月の関東・東北豪雨で初めて実践。



栃木県では、河川のはん濫発生及びはん濫のおそれが特に高まった場合、知事から関係市町長へ直接連絡を行う「**知事ホットライン**」を運用。

また、河川のはん濫のおそれがある場合に県河川課幹部職員から市町危機管理担当課長に情報を伝える「**幹部職員ホットライン**」を運用。

平成27年9月の関東・東北豪雨の運用を踏まえ、一部改正を行い、上図のような仕組みでホットラインを運用することとした。

※水害のほか土砂災害等についても運用している。

## <事例18> 直轄河川事務所長からのホットライン

ガイドライン該当箇所:同左

### 概要

- 大規模出水時の人的被害を最小限にとどめるためには、市町村長が発令する避難勧告等が、的確に行われることが重要。
- 平成17年度より、直轄河川事務所長が直接、市町村長へ河川の状況を伝える「**ホットライン**」の取り組みを、**直轄管理河川において本格的に運用を開始**。
- 出水時の限られた時間の中で、電話によりの確かつ確実に河川の状況を伝えるため、出水時だけでなく、平常時より**ホットラインで伝える情報の種類及び危険箇所、河川特性などの情報共有を図っている**。

### 直轄河川事務所長が提供する情報

平常時の提供情報	ホットラインによる提供情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村長及び防災担当者へ事前に情報を提供</li> <li>河川や地域、自治体が必要とする項目に応じて適宜、提供情報を選択し提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の状況および今後の見込みについて洪水予報及び事前提供情報と合わせて提供</li> <li>提示する項目は、下記項目を参考に状況に応じて情報を選択し、危険度を適切かつ簡潔に伝達</li> <li>必要とされる情報は、事前に市町村と確認</li> <li>出水対応時の限られた時間の中での確に情報を伝える必要があるため、伝達時の状況に応じて適時必要な情報を取捨選択</li> </ul>
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 設定水位と水位危険度レベルと対応について</li> <li>② 危険箇所に対応する基準観測所と水位換算の考え方</li> <li>③ 想定危険箇所と想定被害</li> <li>④ 過去の出水の特徴</li> <li>⑤ 個別対応箇所と水位観測所の関係について</li> <li>⑥ 出水時における情報の種類と連絡のタイミング、手段</li> <li>⑦ 危険箇所想定氾濫図</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 現在の水位状況</li> <li>② 今後の水位上昇と降雨状況</li> <li>③ 想定危険箇所と想定被害</li> <li>④ 類似した過去の出水</li> <li>⑤ 上下流の状況</li> </ol>

### ホットラインの事例

◇平成24年5月 低気圧による出水時における河川事務所長と地元町長のホットライン

時間	ホットラインの内容
18:40	所長: ◇◇川上流において、今後4時間は水位上昇が続く。20時に氾濫危険水位に達する見込みなので十分警戒が必要。 町長: 町で避難勧告を出す予定。
19:45	所長: □□水位観測所において、19時に避難判断水位を超過。今後、20時に氾濫危険水位を超過し、23時まで水位上昇が続く見込み、ピーク時は、計画高水位に迫る予測。しばらく嚴重な警戒が必要。 町長: 19時に◎◎地区に避難勧告を発令した。20時には、避難指示に切り替えたい。
20:58	所長: 20時50分に□□水位観測所で氾濫危険水位を超過。引き続き、嚴重な警戒が必要。 町長: 20時に◎◎地区に避難指示を発令した。



## <事例19> 専門家を活用した防災体制の強化(気象予報士等の活用)

### ガイドライン該当箇所:「発令基準・防災体制編」

「1.5 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言」

「7. 避難勧告等の発令時における助言」

「8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制」

- 防災体制を強化するため、地域防災計画をはじめとする各種計画や発令基準の策定段階から、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくべきである。

### 概要

- 地方公共団体が気象予報士等を活用し、**気象予報士等が防災気象情報の効果的な利用についてアドバイスを行う**ことにより、地方公共団体の防災対応力の向上に資する

### 気象予報士等を活用した地方公共団体

龍ヶ崎市（茨城県）、三条市（新潟県）、伊豆市（静岡県）、  
廿日市市（広島県）、諫早市（長崎県）、出水市（鹿児島県）

※気象予報士等を活用した地方公共団体における気象情報活用支援モデル事業（平成28年度、気象庁）

### 気象予報士等の業務内容

#### ➤ 大雨の際の防災対応時の業務内容:

気象状況及びその状況に応じて発表される気象庁の各種防災気象情報を、地域特性を踏まえ防災担当職員に適切に解説する。

- ✓ 気象状況そのものや、その見通しの解説
- ✓ 災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表する防災気象情報(予告的気象情報、注意報、警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等)の解説
- ✓ 土砂災害警戒判定メッシュ情報等の活用による、土砂災害で生命に危険が及ぶタイミング及びエリアの解説

#### ➤ 平時の業務内容:

- ✓ 防災気象情報に関する勉強会等の実施
- ✓ 防災マニュアル等の作成、改善支援
- ✓ 防災訓練等への協力

### 気象予報士等を活用した地方公共団体からのコメント

- 気象の専門家による気象情報の解説は信頼でき、市長等幹部に対する解説も適切で説得力があり、的確な防災体制の判断に役立った。
- また、防災気象情報を適時的確に解説する専門家がいることにより、防災対応輻輳時にも、市の防災担当者は防災体制の構築や避難勧告等の発令についての的確な判断に注力することができた。
- さらに、防災気象情報の日々の解説や利活用方法に関する講習会等の実施により、職員の防災気象情報に関する理解が深まるとともに情報の利活用が進み、市の防災対応能力が高まった。

# 近年の災害における被災自治体の課題とその対応箇所

近年の災害	被災自治体	参考とした報告書等
平成28年8月台風第10号災害(以下「H28災」と記載する)	岩手県岩泉町	平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)(平成28年12月)(中央防災会議)
平成27年9月関東・東北豪雨災害(以下「H27災」と記載する)	常総市、境町(茨城県) 小山市、栃木市、鹿沼市(栃木県) 大崎市、栗原市(宮城県)	水害時における避難・応急対策の今後の在り方について(報告)(平成28年3月)(中央防災会議)
平成26年土砂災害(以下「H26災」と記載する)	広島県広島市、長野県南木曾町、 山口県岩国市、石川県羽咋市、 兵庫県丹波市、北海道礼文町 神奈川県横浜市	総合的な土砂災害対策の推進について(報告)(平成27年6月)(中央防災会議)
平成25年10月伊豆大島土砂災害(以下「H25災」と記載する)	東京都大島町	平成25年伊豆大島土砂災害第三者委員会(報告書)(平成28年3月)

## 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

課題	ガイドラインにおける対応箇所
<p><b>平時からの情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前に行われていた防災対策の検討で想定されていた災害は、<b>火山災害や津波災害に偏ったもの</b>となっていた。また、過去の台風による被害についての伝承が十分ではなく、<b>居住者等の土砂災害に対する防災意識は必ずしも高くなかった</b>(H25災)。</li> <li>水害からの避難行動を判断するにあたり、最も基礎的な情報が記載されている<b>ハザードマップの認知度が低く</b>、平時においても避難時においても<b>参照されていないことが多かった</b>(H27災)。</li> <li>被災した要配慮者利用施設の管理者は、<b>5年前の浸水の経験に依存して</b>、河川水位の上昇にはまだ時間があると思ったり、<b>浸水深が深くはならないと思った</b>(H28災)。</li> </ul>	<p><b>【該当箇所：“避難行動・情報伝達編”「3. 1」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平時から、居住者・施設管理者等が過去の災害に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、<b>平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について、その考え方も含めて説明を徹底すべきである</b></li> </ul>
<p><b>災害発生のおそれが生じた場合における情報の伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>台風の接近にともない風雨が強まっていく状況において、市町村から避難準備情報の発令以降、<b>災害に関する注意喚起等が行われず、居住者・施設管理者等に危険性が伝わっていなかった</b>(H28災)。</li> </ul>	<p><b>【該当箇所：“避難行動・情報伝達編”「3. 2」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合において、災害発生の危険性が高まった場合には、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等の発令の今後の見通し、発令時に対象者がとるべき避難行動等について、<b>時々刻々と変化する状況を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達することが望ましい。</b></li> </ul>
<p><b>避難勧告等の伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居住者等に対しての呼びかけは、<b>注意喚起にとどまり</b>、避難勧告・指示等は出されなかった(H25災)。</li> <li>発令の事実だけを伝達している場合があり、どの程度危険な状況にあり、<b>具体的にどのような行動をとるべきかわかりづらかった</b>。特に、土砂災害のようなリードタイムがほとんどない災害時における避難勧告等の発令にあたって、屋内安全確保を含めた<b>住民のとるべき避難行動を適切に伝達できていないことが多かった</b>(H26災)。</li> <li>避難勧告等の発令文において「〇〇地区の周辺」といったように<b>具体的な範囲が特定されていない場合があった</b>(H27災)。</li> <li>避難準備情報の発令時に、市町村は<b>要配慮者が避難開始すべき段階であることを伝達できていなかった</b>(H28災)。</li> </ul>	<p><b>【該当箇所：“避難行動・情報伝達編”「3. 3」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等を発令する際には、<b>その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すべきである。</b></li> <li>避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、<b>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難を開始することを確実に伝達すべきである。</b></li> </ul>

# 近年の災害における被災自治体の課題とその対応箇所

## 避難勧告等の伝達手段と方法

課題	ガイドラインにおける対応箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>主な伝達手段として用いられる市町村防災行政無線や緊急速報メールでは、現在のところ、<b>原則として市町村全域を対象としており、市町村の一部の区域に発令区域を絞って土砂災害に関する避難勧告等を発令したい市町村のニーズに合致してない</b>(H26災)。</li> <li>多様な伝達手段を用意していても、手段の数だけ職員も必要となる。<b>配信作業に充てる職員を確保できなかったり、情報通信機器の習熟不足で十分に使いこなせていなかったりする事例があった</b>(H27災)。</li> <li>洪水予報や水位情報が伝達され、河川を管理する事務所長から市長へのホットラインもなされていたが、河川氾濫の危機感を市が十分に認識できておらず、<b>河川管理者と市のコミュニケーションには改善の余地があった</b>(H27災)。</li> <li>IP告知システムを導入していたが、以前の災害時に緊急放送(サイレン鳴動)をして苦情があったことや、集落単位等の絞り込みで伝達できるにもかかわらず市町村内全域に一斉伝達する設定にしていたことから、<b>避難勧告発令時に緊急放送を躊躇し、通常の放送で伝達した</b>(H28災)。</li> </ul>	<p><b>【該当箇所: “避難行動・情報伝達編” 「4. 」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、<b>共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが基本である。</b></li> <li>利用可能な情報伝達手段を最大限活用できるよう、平時から<b>各伝達手段の点検や災害を想定した操作訓練等を行うべきである。</b></li> <li>災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、<b>全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を推進すべきである。</b></li> </ul>

## 要配慮者等の避難の実効性の確保

課題	ガイドラインにおける対応箇所
<p><b>要配慮者利用施設等における災害計画の実効性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>避難確保計画やBCP等が事前に策定されていなかった。</b>浸水で孤立し、全ての入院患者の救出が完了したのは、浸水3日目だった病院もあった(H27災)。</li> <li>要配慮者利用施設の災害計画には、<b>水害等からの具体的な避難内容等まで書いていないことが多かった。</b>地方公共団体が実施している指導監査においては、<b>災害計画の内容や避難訓練の実施状況等は確認していなかった</b>(H28災)。</li> </ul>	<p><b>【該当箇所: “避難行動・情報伝達編” 「5. 1」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成することとされている。その実効性を確保するため、災害計画等の内容や、避難訓練の実施状況について、地方公共団体は施設開設時及び定期的な指導監査において、<b>災害計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合に応じた複数の避難先の確保状況等について、確認すべきである。</b></li> </ul>
<p><b>要配慮者の避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成していたが、安否確認のためのみに使用されており、その<b>本来の目的である「避難行動を支援する」ということが町から住民に十分周知されておらず、活用されなかった</b>(H28災)。</li> <li>在宅の避難行動要支援者の支援にあたって、<b>誰がどのような手段で支援するのかといったことを具体化されていなかった。</b>さらに、支援される側と比較して、支援する側が量的に不足する状況にあり、<b>町全体で支援体制をどのようにするのか、決めきれなかった</b>(H28災)。</li> </ul>	<p><b>【該当箇所: “避難行動・情報伝達編” 「5. 2」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の避難行動要支援者については、避難行動支援の実効性を高めるため、<b>避難行動要支援者名簿を活用することが望ましい。</b></li> <li>支援にあたっては、<b>誰がどのような手段で支援するのかといったことを明確にするとともに、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地域全体で実現性のある支援体制を構築すべきである。</b></li> <li>具体的には、災害時には<b>自治会や自主防災組織、消防団、福祉関係者等が避難行動要支援者の避難支援、地域全体での訓練実施、地域での災害計画策定、地区防災計画の策定等を進めるべきである。</b></li> </ul>

# 近年の災害における被災自治体の課題とその対応箇所

## 市町村の防災体制と災害時対応の流れ

課題	ガイドラインにおける対応箇所
<p><b>全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 配備体制の判断について、<b>明確な手順や組織的な判断体制がなく</b>、これが配備体制の欠落に結びついたものと推定される(H25災)。</li> <li>• 水害リスクの認識が十分ではなく、<b>避難勧告等の発令タイミング、対象区域等について、事前に具体的に定めていなかった</b>ため、発令タイミングが遅れたり、対象区域に漏れが生じたりした(H27災)。</li> <li>• 防災担当部局の職員が地域住民からの<b>電話対応に追われる状況となり、手が回らなくなった</b>(H28災)。</li> <li>• <b>全庁的に速やかに協力して対応にあたる体制となっていない</b>等、災害時における総合調整が円滑にできていなかった(H27災)。</li> <li>• <b>県からの河川水位、気象台からの雨量予測等の電話連絡の共有が防災担当部局内にとどまり、避難勧告の発令基準に達した事実についても、市町村長に報告されなかった</b>(H28災)。</li> <li>• 指定緊急避難所の開設にあたっては、<b>運営費用が必要</b>となるが、このことが課題となっている場合もあると指摘された(H26災)。</li> <li>• 「避難勧告＝指定緊急避難場所への立退き避難」という住民意識が強く、屋内安全確保という避難手段を事前に十分に周知できていない市町村においては、<b>指定緊急避難場所の開設が避難勧告等発令の前提条件となっていた</b>(H27災)。</li> </ul>	<p><b>【該当箇所：“発令基準・防災体制編”「8. 1」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害発生のおそれが高まっている場合、全庁をあげて対応したとしても迅速な処理が困難な場合があります。そのような事態の発生に備え、市町村長が避難勧告等を適切なタイミング・範囲に発令されるよう、緊急情報の収集・分析、災害発生の兆候把握、避難勧告等の発令・伝達など、<b>優先させる業務を可能な限り絞り込んだ上で、さらにその業務においても優先順位を明確にしておくべき</b>である。</li> <li>• 上記の優先業務を遂行するため、<b>全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくべき</b>である。</li> <li>• 指定緊急避難場所の開設費用については、災害救助法の適用に至らない場合に備え、<b>実際に支出した費用を補償する保険制度(市長会「防災・減災費用保険制度」、町村会「災害対策費用保険制度」)</b>を活用すること等も考えられる。</li> </ul>
<p><b>河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難勧告等の発令の判断に際して、<b>国や都道府県に助言を求めずに発令時機を逸してしまった事例があった</b>(H26災)。</li> <li>• 発令基準の作成にあたり、河川管理者等の助言を求めておらず、<b>河川特性を踏まえたものとなっていなかった</b>(H28災)。</li> <li>• 過去の浸水実績のみを参考に避難勧告等の発令区域を設定し、<b>浸水が想定されているにもかかわらず避難勧告等の対象から外してしまった</b>(H27災)。</li> </ul>	<p><b>【該当箇所：“発令基準・防災体制編”「1. 5」「7. 」「8. 1」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難勧告等の判断基準を設定する際は、<b>国・都道府県等の協力・助言を積極的に求める必要がある</b>。</li> <li>• いざという時に<b>河川管理者や気象台職員からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり</b>、必要に応じて<b>河川管理者等へ助言を求める仕組みを構築</b>しなければならぬ。</li> <li>• ホットラインによる連絡があった際には、<b>市町村長が状況を確実に把握できるような体制を構築しておくべき</b>である。</li> </ul>
<p><b>訓練及び研修を通じた改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 都道府県が実施する講習会に<b>参加していなかった</b>(H25災)。</li> <li>• 防災担当者が2～3年毎に異動により交代してしまうことも多く、特に小規模な市町村の場合は防災担当職員が防災部門以外の業務も兼務しているケースがあること等から、土砂災害に関する<b>専門的な人材が育たなかった</b>(H26災)。</li> <li>• 水害を想定した<b>訓練をしていなかった</b>(H27災)。</li> </ul>	<p><b>【該当箇所：“発令基準・防災体制編”「8. 1」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 様々な災害発生状況を考慮し、災害対策本部が設置される前の警戒体制の段階から避難勧告発令に至るまでの<b>訓練を定期的</b>に実施すべきである。</li> <li>• 新任市町村長及び市町村危機管理責任者をはじめとする市町村職員は、国・都道府県等が実施する<b>研修に参加するよう努めるべき</b>である。</li> <li>• 上記全般について、<b>実践や訓練を通じて防災体制や避難勧告等の発令基準・伝達手段等、避難に関わる施策全般の改善を重ねるべき</b>である。</li> </ul>